

ベトナム
特許出願審査基準
(2010 年 3 月 31 日発行)

目次

第 1 章 総則

第 1 条 規則の内容

第 2 条 用語の解釈

第 2 章 方式審査

第 3 条 方式審査の目的及び範囲

第 4 条 出願に含まれる書類の方式についての審査

第 5 条 出願に含まれる書類内容の予備審査

第 6 条 方式について出願が受理されないとされる誤り

第 7 条 方式について出願を受理させることができず，出願が受理されるためには出願人が正さなければならない誤り

第 8 条 出願の暫定的拒絶の通知

第 9 条 方式について出願の拒絶の決定

第 10 条 出願日の決定

第 11 条 優先日の決定

第 12 条 方式に関する出願受理についての決定

第 13 条 方式審査の期間

第 14 条 方式審査の決定後の出願の処理

第 15 条 方式審査中の実体審査請求の確認

第 3 章 実体審査

第 16 条 実体審査手続の目的及び範囲

第 17 条 実体審査されるべき出願

第 18 条 実体審査の順序

第 19 条 優先権の立証

第 20 条 発明の単一性

第 21 条 産業上の利用可能性

第 22 条 新規性の評価

第 23 条 進歩性の評価

第 24 条 先願主義

第 25 条 実体審査中の誤りの補正，修正

第 26 条 補正，補足の審査

第 27 条 特許性及び保護範囲についての結論

第 28 条 期限前の実体審査の終結

第 29 条 第三者の意見の審査

第 30 条 期限前の実体審査の終結の後の出願の処理

第 31 条 実体審査の回復

第 32 条 出願の再審査

第 33 条 出願の補正請求の審査

第 4 章 国際出願の手続

第 34 条 ベトナムを指定した又は選択し手国内段階へ移行した国際出願の手続

第 5 章 いくつかの管理上の規定

第 35 条 記録及び書類の送付，受理及び管理

第 36 条 審査官の職務及び責任

第 37 条 リーダーの職務及び責任

第 38 条 部局の長(又は権限を与えられた者)の義務及び責任

第 39 条 知的財産庁のユニット間の調整を行う責任

第 6 章 実施規定

第 40 条 発効

第1章 総則

第1条 規則の内容

本規則は、方式審査及び実体審査及びその行政管理上の他の要件を含む特許出願審査手続における手引きを提供する。

第2条 用語の解釈

本規則において、以下の用語は、以下のとおり解釈される：

1. 「知的財産法」とは法律 No. 36/2009/QH12 に従って改訂され、補足された法律 No. 50/2005/QH11 を指す。
2. 「政令」とは、産業上の権利に関する知的財産法の条項を規定する上での政府の 2006 年 9 月 22 日付政令 No. 103/2006/ND-CP を指す。
3. 「省令」とは、産業上の権利に関する知的財産法の多数の条項を規定する上での政府の 2006 年 9 月 22 日政令 No. 103/2006/ND-CP 解釈上の科学技術省の 2007 年 2 月 14 日省令 No. 01/2007/TT-BKHCN を指す。
4. 「条約」とは、特許協力条約 (PCT) を指す。
5. 「出願」とは、条約に基づいた国内段階のベトナム指定出願を含む特許保護のための出願を指す。
6. 「IPAS システム」とは、知的財産庁の産業上の権利に関する管理システムを指す。
7. 知的財産法、政令及び省令において解釈される他の用語及び語句。

第2章 方式審査

第3条 方式審査の目的及び範囲

3.1 方式審査の目的

省令第13条に規定される通り、方式審査の目的は出願を精査し、出願が適法であり、その方式上の規定に従っているかを決定することである。

3.2 方式審査の具体的目的

方式審査の主要な具体的目的は以下の職務を含む：

- a) 出願に含まれる書類が知的財産法及び他の法律文書に合致しているか確認する。
- b) 出願に含まれる書類が知的財産法及び他の法律文書により規定される与えられた期限内に提出されるか確認する。
- c) 出願人が料金を支払い、支払われた料金が知的財産法及び他の法律文書に合致しているか確認する。

3.3 方式審査の範囲

方式審査の範囲は下記の職務を含む：

- a) 出願に含まれる書類の方式を確認する；
- b) 出願に含まれる書類の内容を予備的に確認する；
- c) 出願の適法性を決定する；出願が適法である場合、適切な出願日と（該当する場合）優先日を決定する。

3.4 方式審査が実施され、IPAS システムに記録される。

第4条 出願に含まれる書類の方式についての審査

4.1 出願に含まれる書類の方式についての審査の具体的目的

出願に含まれる書類の方式審査は以下職務を含む：

- a) 出願に含まれる書類のリストを確認する；
- b) 書類が提出期限に関する規定に合致しているか確認する；
- c) 書類がその方式に関する規定に合致しているか確認する。

4.2 出願に含まれる書類のリストを確認する。

4.2.1 出願に含まれる書類のリストの確認手順は、出願人が出願の第9項目に明示した書類及び（もしあれば）補正、補足書式のリストを出願に含まれる実際の書類と比較し、必須書類の提出における要件が知的財産法第100条及び省令第7.1項に合致するか確認することにより行われる。

4.2.2 以下の誤りを有する出願は必須書類における要件を満たしているとは見なされない：

- a) 出願に示される書類と実際に出願に含まれる書類との間に書類の量及び種類における齟齬がある。
- b) 必須書類のいずれかが含まれていない又は不完全である。

4.3 出願に含まれる書類がその提出期限に関する規定に従っているか確認する。

4.3.1 書類の提出日を知的財産法及び書類を規制する他の法の規定と比較することにより出願に含まれる書類がその提出期限に関する規定に従っているか確認する。特に：

4.3.1.1 次の書類は出願時に知的財産法第 100, 102 及び 108 条に規定される要件を満足するように知的財産庁に提出される。

- a) 出願書式；
- b) 明細書(明細書，クレーム及び(該当する場合)図面)；
- c) 要約；
- d) 出願が代理人を通して提出された場合，委任状(国際出版の場合，省令第 27.7 項に従って委任状提出の期限は優先日から 34 月以内)；
- e) 出願人がその権利を他者から継承する場合，登録する権利を証明する書類；
- f) 優先権を主張する場合，以下を含む優先権を証明する書類：
 - － 受理した機関により証明された優先権出願のコピー
 - － その権利が他者から継承される場合には優先権譲渡書式。
- g) 支払った料金の受領書。

4.3.1.2 出願へのその他の補足書類は，省令第 23.4 項に規定されるように知的財産庁の要求によりその通知から 1 月以内に提出しなければならない。この項の書類の提出期限は，出願人が当初の期限より前に延長請求書を提出ししかるべく費用を提出する限りにおいて 1 月間延長できる。

4.3.2 次の誤りのある出願は，その書類の提出期限に関する要件を満たしていないと見なされる。

4.3.2.1 上記第 4.3.1.1a, b 及び f 項に特定される書類のいずれか

4.3.2.2 上記第 4.3.1.1c, d 及び e 項に特定される書類のいずれか

4.3.2.3 第 4.3.1.2 に特定される割り当てられた期間内に提出されないその他の補足書類のいずれか。

第 5 条 出願に含まれる書類内容の予備審査

5.1 出願に含まれる書類内容の予備審査手順には次の職務が含まれる：

- a) 出願人及び発明者を特定する；
- b) 出願人の登録権を審査する；
- c) 産業財産権の確立のための出願提出形式を審査する；
- d) 委任状を審査する；
- e) 主題の開示を予備的に審査する；

- f) 主題の適法性を審査する；
- g) 出願の単一性を予備的に審査する；
- h) 優先権主張を審査する；
- k) 国際特許分類コードを審査する；
- l) 料金の支払いを審査する。

5.2 出願に含まれる書類内容の予備審査の根拠

出願に含まれる書類内容の予備審査の根拠は、知的財産法第 59 条, 第 86 条, 第 89 条, 第 100 条, 第 101 条及び第 102 条, 省令第 23.2 項, 第 23.3 項, 第 23.6 項, 第 23.7 項, 第 23.8 項, 第 23.10 項及び第 23.11 項に規定される。

出願に含まれる書類内容の予備審査は主に、出願、明細書、要約及び他の書類上の情報を確認する段階を含む。

5.3 出願人及び発明者を特定する

5.3.1 出願人、発明者に関する情報は出願の明示される項目又は登録する権利の譲渡請求において記載される。

5.3.2 以下の誤りにより出願人は特定されない：

- a) 出願人の情報が不完全又は矛盾しており（住所の欠落、不完全な住所、出願、委任状及び他の書類間の出願人住所の不一致）省令第 7.2 項に規定する要件に従っていない；
- b) 出願に出願人の署名がない又は署名が消去され、修正され又は確証印が添付されていない（署名者がベトナム法人の法的代理者である場合）又は出願人の証明印が出願人の情報と一致しない、従って省令第 7.2b(iv) 項及び第 7.2d 項の規定に従っていない。
- c) 発明者の住所及び国籍の記載がないことを含む、省令第 7.2d 項に従っていない情報。

5.4 出願人の登録することの合法的権利を審査する

5.4.1 出願人の登録する権利は以下のケースでは合法的である：

- a) 出願人が発明者でもある；
- b) 出願人が法人である：このケースでは、出願に含まれる他の合意文書がない場合、発明者は、出願人から申請する発明を創作することを課せられていると見なされる；
- c) 出願人が他者からその権利を承継した状況では、登録する合法的権利を証明する書類がある（相続証明書、すでに出願済の出願の譲渡を含む出願する権利の譲渡についての証明書又は合意書；業務契約又は雇用契約等）

5.4.2 出願人は以下の状況において登録する権利を有するとは見なされない：

- a) 出願人は個人であるが、発明者ではない；
- b) 出願人は法人であるが、優先権が主張される場合優先権出願に記載される法人ではない；これらの状況では、出願人が、登録する正当な権利を立証する補足書類を提出しなければならない。

例；すでに出願済の出願の譲渡を含む出願する権利の譲渡についての証明書又は合意書(出願人がその権利を他者から承継する場合)；業務契約又は雇用契約(出願人が発明の創作を命じた雇用者である場合)。

5.5 出願提出形式を審査する

5.5.1 以下の状況において、出願提出形式は知的財産法第 89 条に従わなければならない：

- a) 出願がベトナムにおける法的代理人を通して出願される；
- b) 出願がベトナムの個人及び組織、ベトナムに永住する外国の個人又はベトナム内で事業を行う又はベトナム内に製造所を有する外国の個人又は組織により直接出される。

5.5.2 以下の状況において、出願提出形式は知的財産法第 89 条の規定に従っていない：

- a) 出願がベトナムに居永住していない外国の個人である出願人、ベトナム内で事業を行っていない又は製造所を有さない外国の組織又は個人である出願人により直接出願される；
- b) 出願が法的代理人ではない組織又は個人を通して出願される。

5.5.3 以下の組織及び個人は法的代理人と見なされる：

- a) 産業財産権代理提供組織；
- b) ベトナム内に本拠のある代理事務所及び支所又は外国の組織又は個人である出願人のベトナム内に設立された 100%外国資本の会社；
- c) 代理が営業活動でない(利益目的でない)限り、出願人の法律上の代理人。

5.6 出願が代理人を通して申請される場合、委任状を審査する

5.6.1 委任状は省令第 4.2 項及び第 7.2 項に規定される要件を満たさなければならない。特に、委任状は以下の事項を含んでいなければならない：

- a) 委任者及び代理人の氏名(フルネーム)及び正確な住所
- b) 委任の範囲
- c) 作業量
- d) 委任期間
- e) 委任の署名日
- f) 出願人の署名(そのフルネーム、肩書及び(あれば)捺印)、以下のいずれかを含む：
 - ・ 出願人が個人単独である場合、個人；又は
 - ・ 出願人が会社又は組織である場合、法的代表者；又は
 - ・ 出願人が複数である場合、全出願人。

委任状は原本でなければならない。委任状に示される委任の範囲が複数の独立した手続きに及んでおり、委任状原本がすでに知的財産庁に提出されている状況では、のちの手続きの権限を与える場合、代理人は提出済みの委任状の写しを提出し、委任状原本が提出された出願の正確な出願番号を示さなければならない。

5.6.2 以下の事情が認められる場合には、出願には不備がある：

- a) 代理店又は代理事務所への出願人からの委任状の欠如又は代理店又は代理事務所の権限を与えられた機能を証明する書類の欠如、これらは省令第 4.2 項及び第 7.2 項に従っていない；
- b) 委任状原本の欠如又は原本が知的財産庁に提出されている場合の委任状の写しの欠如は、省令第 4.2 項、第 7.2 項及び第 13.3c 項に従っていない；
- c) 委任状が省令第 4.2 項に規定されるすべての必要な情報を含んでない；
- d) 委任の範囲が特許登録のための権限を含んでいない場合、知的財産庁に提出された委任状の写しは無効であり、省令第 7.2d 項に従っていない。

5.7 主題の開示を予備的に審査する

5.7.1 クレームされた主題が完全に開示されているかどうかの予備審査は、クレームされた事項に関する基本的情報の完全性を評価するために明細書及び要約について行われる。明細書は出願時に要求される書類の 1 つである。明細書には、詳細な説明、クレーム一式、図面、図表又は計算式の一式(説明中に記載された技術的解決の性質をさらに明確にする必要がある場合)が含まれる。明細書及び発明の要約は、省令第 23.6 項及び第 23.7 項及び本条第 5.7.2 項及び第 5.7.5 項に規定される要件に合致していなければならない。

5.7.2 詳細な説明

詳細な説明は省令第 23.6. a 項に規定された要件に従って登録されることが求められる技術的解決の性質を完全に明らかにしなければならない。詳細な説明は当業者がそれに基づいて解決を演繹できる十分な情報を明細書は含み；技術的解決の新規性、進歩性及び産業上の適用可能性を明らかにしなければならない(保護の権利が発明特許である場合)；技術的解決の新規性及び産業上の適用可能性を明らかにされなければならない(保護の権利が実用新案特許である場合、)。詳細な説明は図面を含んでいてはならないが、化学式、計算式、表等を含むことができる。詳細な説明中の用語は一貫し、簡潔で、何の随伴情報も無しに「クレームの第…項に記載されるように」などのいかなるクレームも引用してはならない。省令第 23.6. a 項に規定されるように、詳細な説明は次の内容を含む：

a) 発明の名称

発明の名称は第 1 頁の第 1 行に表示され、出願に記載された発明の名称と同一でなければならない。名称は出願中に記載される主題を特定するために使用される。名称は、省令第 23.6. b(i) 項に規定される要件に合致していなければならない。

名称は、主題のタイプ、機能又は用途を簡潔かつ完全に表していなければならない。名称は詳細な説明中に詳述される発明の性質と整合していなければならない。名称は、製品の商品名、発明の記号や略称であってはならない。

名称は販売促進や宣伝的性質であってはならず、「新たな」、「最適な」、「最良の」などの形容詞や、不明確な用語及び発明の性質にふさわしくない記号を含んでいてはならない。一般に、クレームされた発明のタイプを特定するために、名称は、「工程」、「方法」、「装置」、「調製」、「組成物」等の用語で開始し、それから「洗浄」、「廃棄物処理」、「雑草除去」等の発明の機能

を記述する語句が続く。「解決」、「科学技術」、「進歩」などの最初の用語はクレームされた発明のタイプを表さない。

主題が化合物又は生物学的材料である場合には、名称は対応する化学及び生物学分野における命名要件に合致していなければならない。

b) 発明の領域(技術領域)

省令第 23.6.b(ii)項に規定される要件に従って、特に、発明が使用され又は関連する発明の領域を明記しなければならない。発明が複数の領域で使用され又は関連する状況では、出願人はそれらすべての領域を明示しなければならない。領域は国際特許分類に対応していなければならない。

c) 発明の技術状況

出願人は同一又は類似する目的を有する又は出願に記載された発明と同じ又は類似する技術的課題を解決する公知の技術的解決を簡潔に記述し；そしてまた同時にこれらの技術的解決を記載する書類を、この領域に興味を有する者がそれらの解決を容易に見つけることができる方法で、明確に引用しなければならない。

公知の技術的解決に基づいて、出願人は、性質において密接に類似する又は公知の技術的解決の性質、課題及び限界を要約することによって出願した発明に科学技術的に関連する、1以上の技術的解決を記載しなければならない。これらの課題及び限界は簡潔、客観的かつ誇張されていない方法で記載されなければならない。

関連する公知の技術的解決の状況は、出願人がそれを入手していない場合でも、明確に記載しなければならない。

d) 発明の技術的性質

発明の技術的性質は、発明の目的を達成するのに必要とされる方法である。出願人は解決の性質を十分に特定するために技術的性質を完全に記載しなければならない。

発明の技術的性質は、発明が達成するのに向かう主な具体的目的又は解決すべき課題の前書きとともに記載される。具体的目的又は課題は、詳細に、客観的に、そして宣伝的でないやり方で記載されなければならない。発明の技術状況において示される最近接技術的解決の知られている課題又は限界を解決することに向けていなければならない。

出願人は、技術的解決の特色(特徴)(基本的技術的特色)を完全かつ詳細に記載しなければならない。基本的技術的特色は、技術的解決の性質に影響し、それ無しではクレームされた技術的解決が組み立てられず、意図した目的を達成できず又は引用される課題を解決できない全技術的特色(特徴)である。特に、発明の新たな特徴と発明の技術状況に記載される公知の技術的解決との比較は、明確に記載されなければならない。特許に適切な主題の考えられる特色(特徴)は以下に列举される：

実際の対象物の形態における製品の可能な特色(特徴)、例えば器具、構造、機械、装置、構成要素、電気回路等(以下、構造と言う)：

- (i) 成分、成分のグループ及びその機能；
- (ii) 成分又は成分のグループの形状；
- (iii) 成分又は成分のグループの材料；
- (iv) 成分又は成分のグループの寸法；
- (v) 成分又は成分のグループ間の相対的位置；
- (vi) 成分又は成分のグループ間の連結；

(vii) 成分又は成分のグループの製造方法。

材料の形態における製品の可能な特色(特徴), 例えば材料, 食品, 薬品等(以下, 材料と言う):
機械的方法により得られる材料には:

- (i) 材料の成分の名称;
- (ii) 材料の成分の品質;
- (iii) 材料の成分の量;
- (iv) 材料が得られる成分の機械的方法。

物理化学的方法により得られる材料には:

- (i) 材料の成分の名称;
- (ii) 材料の成分の品質;
- (iii) 材料の成分の量;
- (iv) 材料が得られる成分の物理化学的方法;
- (v) 材料を特定するための物理的構造又は化学的性質

化学的方法により得られる材料には:

- (i) 材料の構造式;
- (ii) (該当する場合)官能基の構造式;
- (iii) (該当する場合)官能基の機能;
- (iv) 物質特定のための物理的及び化学的性質;
- (v) 重合体には: 一般的重合体組成; 1 以上の高分子鎖の組成; 末端基; 分岐繰り返し単位;
化学的構造及び空間構造; 分子量;
- (vi) 物質特定のための物理化学的性質及び知覚的認識等。

生物学的変換により得られる物質には:

- (i) 物質の物理化学的及び知覚的認識;
- (ii) 生物学的性質;
- (iii) 安定性;
- (iv) 栄養学的性質;
- (v) 代謝経路。

薬品の考えられる特徴は薬品の成分及び構造の薬学的, 薬理学的効果, in vivo 及び in vitro 薬理学的効果試験方法, テスト結果と実際の薬学的効果との関係, 薬品管理, 禁忌, 投薬量, 毒性, 使用方法, 副作用, 相互作用, 調製方法, 薬品形態, 体内における薬物放出の特徴(急速放出, 持続放出, 徐放, プログラム化放出)等。

生物学的材料形態製品の考えられる特色(特徴):

遺伝子工学から得られる物質(遺伝子, タンパク, ベクター, 組み換えベクター等)には:

- (i) 構造的性質(アミノ酸配列, ヌクレオチド配列, 分子量等);
- (ii) 機能;
- (iii) 生物物理学的及び生物化学的性質;
- (iv) 起源;
- (v) 取得方法。

微生物には:

- (i) 特徴的純血種形態学;
- (ii) 微生物の生物物理学的及び生物化学的性質;

- (iii) 遺伝子分類の性質及び化学的組成；
- (iv) 核細胞の特徴；
- (v) マーキング特性(遺伝学，免疫学，生理学，生物化学)；
- (vi) 生物工学的特徴(対応する微生物により産生された有用物質の名称と性質，その活性，繁殖力)及び産生微生物でない場合は微生物の用途(機能)；
- (vii) 長期間培養時に有用である安定(持続)的性質；
- (viii) 毒性，抗原の構造，免疫原性，(医学的及び獣医学的機能を有する微生物の)発がん性，抗生物質感受性，拮抗物質的性質などの特徴；
- (ix) (交配のための)親微生物の特徴，(混成微生物のための)混成原理。

分離した植物及び動物細胞の品種には：

- (i) 品種の系統；
- (ii) 明細書作成時における移植片の数；
- (iii) 標準培養条件；
- (iv) 繁殖の性質；
- (v) 発達の特徴(力学)；
- (vi) 動物体における培養の特徴(混成のための)；
- (vii) 細胞遺伝学的特徴(細胞学)；
- (viii) 細胞形態学的特徴；
- (ix) 種の性質上のデータ(交配を含む動物細胞のための)；
- (x) 形態誘導方法(植物細胞のための)；
- (xi) 発がん性(交配を含む動物細胞のための)；
- (xii) 免疫細胞遺伝学，生物化学的及び生理学的マーキング特性；
- (xiii) 感染データ(原生動物，細菌，バクテリア，マイコプラズマ，ウィルス等による)；
- (xiv) 生物工学的特徴：細胞により産生された有用物質の名称及び性質，活性レベル(生産力)，生産種ではない種の機能；
- (xv) 長期培養中の有用な性質を維持する安定性についての情報など；
- (xvi) 冷凍保存の方法。

遺伝形質転換植物又は動物では，特徴的な象徴は，植物及び動物に遺伝子の機能を与える変換工程を通して，植物又は動物に外部から導入された特定の機能を有する遺伝子である(例えば，干ばつ耐性形質転換植物の特徴的性質は，干ばつ耐性遺伝子が外部から導入されていることである)。

工程の考えられる特色(特徴)(科学技術的工程，診断方法，予測，分析，加工，制作，製造等)：

- (i) 操作；
- (ii) 操作手順；
- (iii) 操作の目的のための技術的状況(温度，圧力，時間，触媒など)；
- (iv) 操作を実施するための装置及びデバイス。

e) 図面の簡単な説明：

発明の性質を説明するために詳細な説明中に含まれる図面がある場合，出願人は別にリストにしなければならず，図面の技術的タイプ及び説明される題材の名称を簡潔に記載しなければならない。例えば：

「図1はその構造---の上面図である」；

「図 2 は図 1 における A-A 線の断面図である。」

f) 発明の具体例の詳細な説明

出願人は、当業者ならだれでも意図する発明の目的を達成でき又は発明を利用できるように、クレームされた発明の 1 以上の具体例を記載しなければならない。

－ 構造型発明の具体例の詳細説明

構造は図面に明記された記号に基づき構成部分及び結合(静止状態で)により記載されなければならない。構造を形成する構成部分／構成部分のグループ、結合を示す記号は、図面上の記号で一貫していなければならない、その構成部分の名称のすぐ後ろに置かれなければならない、括弧内に置かれてはいけない。結合の態様は、完全な状態で構造の技術的特徴の全てを含むように十分に記載されなければならない。必要ならば、具体例の記載は、構造の構成部分又は構成部分のグループを製造するのに使用される技術的態様を含んでいてもよい。

構造が静止状態で記載されたのち、構造の操作やその構造を用いる方法は、各操作段階又は構造の構成部分、構成部分のグループ間の相互作用を示すことにより記載されなければならない。

構造の枠組み及び機能の詳細が自明でない限り、それらは完全に記載されなければならない。いくつかの技術分野(コンピュータ等)においては、機能的記載の方が、構造の記載より妥当である。

－ 物質関連発明の具体例の詳細な説明：

確実な構造式を有する特定の化合物には、構造式、その公知の試験方法、物理定数及び化学定数、化合物が得られる方法が十分に記載されなければならない。この化合物の機能及び用途は証明され、詳細に列挙されなければならない。生物活性を有する化合物には、活性の定量的特徴の指標、毒性及び必要な場合には、効果の選択性及び他の指標が十分に示されなければならない。

人間及び動物用医薬品には、医薬品使用により発見された特性、効果、病気の原因、製造方法、毒性の試験結果及び医薬品の効果、量、医薬品の使用方法及びもしあれば副作用が記載されていなければならない。

生物学的材料から得られる化合物には、その材料を含む生物合成方法が提供され、生物学的材料の寄託についての情報の場合には生物学的材料のデータが要求される。

一般構造式を有する化合物のグループには、すべての化合物の取得可能性が、取得方法の全体図及びグループの特定の化合物の取得例を提供することにより記載されなければならない。グループに化学的に異なる置換基を有する化合物を含む場合には、これらの化合物の取得についての十分な例を提供しなければならない。

得られた化合物には、公知方法、物理及び化学定数、化学的に異なる置換基を有する化合物の意図した機能性の証明及び確認によって証明された一般構造が記載されなければならない。生物活性を有する新規化合物には、生物活性及び毒性の指標及びある状況においては、効果の選択性及び他の指標が記載されていなければならない。

薬効材料(薬効混合物)から抽出工程により得られる物質(抽出物)には、薬効材料(又は薬効混合物中の薬効成分)の薬理活性(機能)及び得られた物質(抽出物)の薬理活性(機能)；抽出物を生み出す薬効混合物の特定の組成、物質(抽出物)を取得するための条件(温度、圧力、触媒等)；物質(抽出物)を同定するための物理化学的方法(例えば、補足書類として出願に添付して提出される物質(抽出物)のスペクトル画像)；抽出可能な活性成分；利用の指示；抽出物からの薬

品の製造方法；毒性試験結果を記載しなければならない。

中間体には、この化合物を加工して最終製品又は特定の機能又は特定の生物活性を有する新規な取得物質を製造する方法が記載されていなければならない。

混合物(溶液、合金、ガラス、コンクリート等)には、質的な構成を示す例、すなわち、混合物の構成成分、特性及び比率、最終混合物の特性を示す例が明確に記載されなければならない。混合物の製造方法の例が記載されていなければならない。混合物が新規構成成分を含む場合、その新規構成成分の製造方法が記載されていなければならない。混合物が新規構成成分を含む場合、その新規構成成分の抽出方法を記載しなければならない。

構造不定又は複雑な構造の製品(重合体等)又は多数の異なる構成成分の混合物である製品(抽出物、分画等)には、その特徴が他の既知製品とこの製品を比較し対照するのに十分である限り、それらの製造方法(例えば、方法 Y から得られた製品 X)により、あるいはその物理的、化学的パラメータ又はその性質により特定することができる。

– 生物学的材料に関する発明の具体例の詳細な説明

「生物学的材料」という用語は遺伝情報を含み、自己再生するか、生物システムにおいて再生するいかなる材料をも意味する。

生物学的材料発明には、生物学的材料のカタログデータ及び起源、培地の定性的及び定量的組成データ、培地条件(温度、pH 水準、O₂ 消費／容量単位、照射量等)、培養時間、(目的のある)有用産物の生物合成の特徴、産物の性能、活性水準、系統の繁殖力及びその決定方法を記載しなければならない。有用産物の分離、精製方法(抗生物質、酵素、モノクローナル抗原等の新規有用産物の主な生産物)を記載しなければならない。

すでに公衆に利用可能である場合又は商業的に入手可能なバン酵母又はバチルスナットー、保存可能な標準系統又は所管の寄託機関に寄託していてすでに公衆に利用可能である等の生物学的材料が当業者に知られている場合には、生物学的材料の性質の同定に関する完全な情報が記載されなければならない。生物学的材料の固有の能力は、材料の入手性を確認するために寄託されている場合には記載されなければならない。

そのような情報が入手できない場合あるいは不足する場合、この生物学的材料は、当業者が、知的財産法第 62 条及び省令第 25.4.a 項に従って解決をすることができるよう記載されなければならない。

省令第 23.8.c 項に規定された状況に加えて、生物学的材料が公衆に直ちに利用可能ではなく出願中に記載できない場合には、当業者が解決を実施できるように、(出願人が入手可能な場合)生物学的材料についての性質についての適切な情報が列挙されていなければならない。適切な情報とは、生物材料の生化学的特徴、形態及びその分類についての情報を含む生物学的材料の分類及び公知の生物学的材料と実質的相違性と関連する情報である。

出願に記載された生物学的材料についての情報が出願日時点で当業者に知られている場合には、出願人は知っているものと見なされ、出願人はこの事実を確認しなければならない。この情報は、適切な標準的文献に従って試験により示される。例えば、バクテリアの特徴を決定するために、適切な標準的文献は、R. E. Buchanan, N.E. Gibbons: *Bergey's Manual of Determinative Bacteriology* である。これに基づき、特に環境が変わる場合の適切な環境等の生物学的材料を同定し再生するのに適切な、あらゆる更に特定された形態学的及び生理学的情報が必要とされる。

寄託された生物学的材料が複製不能であるが、生物学的システム(例えば、ウイルス、マクロ

ファージ、バクテリア、プラスミド、ベクター又は自由 DNA 又は RNA) 中で複製される必要がある場合、その生物学的システムのための上記の情報も必要とされる。例えば、十分には記載されていない又はたやすくは入手できない宿主セルや支援ウイルスなどの異なる生物学的材料が必要な場合、その情報もまた、寄託され、同定される必要がある。加えて、生物学的システム中でこれらの生物学的材料を産生する工程は記載されることが必要である。

遺伝子関連発明には、遺伝子のヌクレオチド配列又は遺伝子により改変されたタンパクのアミノ酸配列、ヌクレオチド配列における改変、遺伝子機能を有するアミノ酸の組み合わせ、機能及び物理化学的性質、遺伝子の生産工程が記載されなければならない。明細書には、末尾に省令第 23.8.a 項(審査官は WIPO ST. 25 要件を出願人に提供するか、出願人をウェブサイト www.noip.gov.vn についての関係する情報に導くことができる)に従って、遺伝子配列の項目、即ちアミノ酸配列又はヌクレオチド配列を含んでいなければならない。

方法関連発明実施の詳細説明

実施工程(課題又はステップ)の順序、特定の条件(温度、圧力、時間等)、構造、物質及び工程において使用される生物学的材料は、記載されなければならない。出願の優先日より前にすでに公知の媒体(構造、物質及び生物学的材料)の使用によってその工程が特徴づけられる場合、その媒体の名称だけで十分である。新たな媒体を使用する場合、それらを詳細に記載し、(必要であれば)図面に記載しなければならない。

一般構造式で示される新規グループ(又は系)の化合物を取得する方法には、グループ中の少なくとも 1 つの化合物をこの方法により取得する例が記載されなければならない。グループが化学的に異なる置換基を有する化合物を含む場合、これらの化合物の取得可能性を証明するのに十分な数の実施例が必要である。グループ(系)を構成する化合物の調製には、公知方法及び物理及び化学的性質で証明された構造式を記載する必要がある。明細書にはまた、新規化合物の機能又は生物学的活性についての情報を含んでいなければならない。

式が特定されていない重合体を取得する方法には、それらを特定するためのデータが必要である。重合体を取得するための主な試薬についての情報、新規な用途の性質についての情報などの重合体の意図した効果の達成可能性を証明する情報を記載しなければならない。

機能又は生物活性を有する構成及び構造を特定できない混合物の取得方法には、その方法を実施するための工程、順序及び条件に関する例、混合物の特定についての必要な情報、新規な用途の性質についての情報などの混合物の意図した効果の達成可能性を証明する情報を記載しなければならない。

構造未定の材料から作られるかかかる材料を含む製品を取得する方法には、材料の性質に関するデータ、構成成分及び／又は製品の技術的特徴に関するデータを記載しなければならない。

g) 発明の実施例

発明の実施例の目的は、発明の意図した目的の産業上の適用可能性及び達成可能性を証明することである。実施例の記述は通常、製造方法の間の特定の技術的条件(温度、圧力、時間、触媒等)を含む方法発明及び物質発明に必要である。

発明の実施例には、特定形態の発明の 1 以上の具体例が提供されなければならない。発明が量的特徴で表される場合、この特徴の特定の値が示されなければならない。特徴が量的でない場合、特徴の状況が示されなければならない。前述した確実な状態で特徴が示された後、対応する対象物の機能及び目的に関する特定の結果が示されなければならない。

医薬品関連発明には、出願人は、医薬品において使用される物質／混合物の効果の試験結果を示すことによりその産業上の適用可能性を記載しなければならない。基本的に、試験例は以下の情報を示していなければならない：

(i) 試験物質／混合物；

(ii) 試験方法；

(iii) 試験対象物；

(iv) 試験結果；

(v) 試験結果，

実際の病気の予防，診断及び治療へのその医薬品の適用との間の相関性。試験物質／混合物の量は出願において記載される試験物質／混合物を代表するのに十分でなければならない。生物学的材料に係る発明の産業上の適用可能性は，この材料が得られる場所を示すことにより証明することができる。この材料の取得可能性は，取得方法を示すことにより又は寄託日は出願の優先日より前でなければならないという省令第 23.8.c 項の要件に従って寄託についての書類を提供することにより証明できる。

h) 達成が期待される顕著な有効性(効果)

出願人は，関連する公知の技術的解決と比較して発明の顕著な有効性を明確にそして客観的に表現しなければならない。

顕著な有効性は，発明の技術的特徴から得られる直接的有効性又はこれらの技術的特徴の組み合わせの結果としての有効性である。

顕著な有効性は，発明が「顕著な進展」を示すことができるか否かを決定するための重要な基準である。

通常，顕著な有効性は，生産性，品質，正確性及び有効性の増進，省エネルギー及び省材料，運用，操作，管理又は利用の簡略化又は容易化又は環境汚染の防止等という形式で表現される。

顕著な有効性は，発明の構造上の特徴を理論的説明又は実験データに基づく実例と組み合わせ分析することにより記載されることができ，発明が顕著な有効性のいくつかの形態を達成したとの出願人の宣誓のみに頼ることはできない。

しかしながら，いずれのケースにおいても，発明の顕著な有効性を説明する場合には，発明は関連する公知の技術的解決と比較され，対比されなければならない。

いくつかの特定のケースでは，機械又は電子分野における発明の顕著な有効性は，発明の構造的特徴その操作手段により説明できる。化学分野における発明では，ほとんどのケースにおいて，実験データに基づく顕著な有効性の説明がより適切である。

その測定を現時点では実施できず，評価が匂いや味などの人間の感覚に基づいている事項には，顕著な有効性は実験からの統計結果により説明することができる。

顕著な有効性の記載が実験データに基づく場合，出願人は実験を実施するのに必要な条件及び方法を提供しなければならない。

5.7.3 クレーム

5.7.3.1 発明の範囲はクレームの内容により決定され，この内容は主題の特許性を考慮するのに用いられる。クレームは，省令第 23.6.c-m 項の規定及び以下の要件を充足しなければならない。

らない。

5.7.3.2 クレームにおける一般的要件

- a) 各クレームは、主張される製品(構造、装置、化学的組成物、医薬品、化粧品、食品等)又は方法(製造方法、調整方法、通信方法、処理方法等)の1つの主題のみに言及され、一文で記載されていなければならない。
- b) 各クレームは、意図した目的を達成し、公知の主題からクレームされた主題を区別するように、必要で十分な集合体を形成する基本的技術的特徴を含むクレームされた主題の技術的性質を示さなければならない。また、商業的利点(例えば:「濃厚化」、「審美的」等)を示す用語を含んではならない。クレームされた主題の特定を支持する場合には、発明の目的はクレーム中に含まれていてもよい。基本的技術的特徴は、構造、存在、比率、成分の状態、配列、条件などの技術的特徴のみならず、通常条件下における当業者がさらなる進歩性の尺度を実行ことなしに機能を達成できる限り、機能的特徴を含んでいてもよい。
- c) クレームされた主題の特徴(特色)は正確でなければならない。クレームにおいて使用される用語は詳細な説明において用いられる用語と一貫していなければならない。明確で、当業者がクレームされた主題を特定できるように関連する技術分野において広く受け入れられるものでなければならない。「厚い」、「薄い」、「狭い」、「高い」、「低い」などの相対的用語は、例えば増幅器における「高周波」などの特定の分野においてこれらの用語が受け入れられていない限り使用できない。「最高に」、「例えば」、「例えば」、「特に」、「基本的に」、「一般に」、「同様に」などの語は、そのような用語がクレームされた主題の特徴(特色)を不明確、不正確にする場合、これも使用できない。特定の数値(例えば「約 200℃」、「概数 300」)とともに使用される「約」、「概算」は、そのような用語の使用により公知の技術的解決と比較して発明の新規性及び進歩性基準を明確に特定するのに役立つことができない場合には、使用できない。
- d) クレームは数学式又は化学式を含んでいてよいが、省令第 23.6.g 項に規定される状況を除き図面を含んでいてはならない。クレームは必要であれば図表を含んでいてもよい。

5.7.3.3 クレーム構造

- a) クレームは、1 個又は 1 グループのクレームされた主題を含む 1 以上のクレームを含むことができる。各クレームされた主題は、1 個の独立クレーム及び必要ならば、1 又は複数の従属クレームにより表される。
 - b) 独立クレーム及び従属クレーム
 - (i) 独立クレームは、クレームされた主題を特定し、意図した目的を達成し、公知の主題からクレームされた主題を区別するように必要で十分な集合体を形成するすべての基本的技術的特徴を含む。
 - (ii) 従属クレームは、その前の別の 1 又は複数のクレームに従属し、従属するクレームの全体的特徴(特色)を含み、クレームされた主題を特定の変形に発展させるようにさらなる特徴(特色)を付加したクレームである。1 以上の追加の特徴を共有する従属クレームは、1 つの従属クレームに適切にまとめられ、それは 1 以上の独立クレーム及び従属する従属クレームに言及する。
 - c) 単一クレーム
- 単一クレーム形式は、1 個の独立クレームのみを有するクレームされた主題を表すのに使用

される。

d) 複数クレーム

(i) 複数クレーム形式は、保護を必要とする 1 個以上のクレームされた主題(単一性を確保した事項のグループ)を表すのに使用される。

(ii) 複数クレームが 1 個のクレームされた主題を表す場合、クレームは 1 個の独立クレームと 1 個以上の従属クレームを含む。

(iii) 複数クレーム形式が 1 個以上のクレームされた主題の 1 グループを表すのに使用され、これらの事項が省令第 23.3 項に規定される要件に従って単一性を確保している場合、クレームは複数の独立クレームを含み、各独立クレームは 1 個の主題を表し、各独立クレームはこれに従属する 1 個以上の従属クレームを有することができ、そこで：

- (各主題の)独立クレームは、その参照が他の独立クレームの内容の全てを繰り返すことなしにその独立クレームに表されることを許さない限り(例えば、「クレーム 1 の工程に従って操作するデバイス…」,「クレーム 1 の物質の製造方法」),他の独立クレームを参照できない。
- 適切な範囲で、同じ独立クレームに従属する全ての従属クレームは、関連するクレームのグループにおいてそれらの意味を明確に特定し理解できるように、対応する独立クレームに続いてまとめられなければならない。

5.7.3.4 単一クレームの原則

a) 独立クレーム

(i) 独立クレームは、クレームされた主題の名称で開始し、基本的技術的特徴(特色)へと続き、それはクレームされた主題を特定し、設定した目的を達成し、公知の主題からクレームされた主題を区別するために必要で十分な集合体を形成する。

(ii) 適切な場合、独立クレームは、省令第 23.6(i)項に規定される要件に従って 2 つの部分で表現されなければならない。

(iii) 主題が以下の場合、独立クレームは 2 つの部分で表現される必要はない：

- 1 つの新規化合物又は 1 つの新規化合物群；
- 工業微生物株、植物及び動物細胞の培養方法；
- 比較できる公知事項がない；
- その創造性を確立する公知の特徴の組み合わせ；
- 方法において特定の物質を使用しないあるいは別の物質に置き換えるなど、公知の化学的方法の変更(追加以外)；
- その進歩性がそのパーツの変更あるいはパーツ間の相互連結の変更により確立される、相互に連結するパーツから構成される複雑なシステム。

b) 従属クレーム

従属クレームは、それが従属する独立クレームのクレームされた主題の名称から始まり、それが従属する 1 以上のクレーム番号、「それにおいて」との用語又は同等の用語、そして 1 以上の追加のクレームされた特徴が続く。

従属クレームはクレームされた主題のすべての特徴を本来的に特定していないので、「により区別できる」、「により特徴付けられる」等の語句が使用され得るが必須ではない。独立クレームが 2 パートで表現される場合、従属クレームはさらに限定部分又は区別部分において特定されていない更なる詳細を追加しても良い。

5.7.4 図面

明細書は発明を説明するための 1 以上の図面を含むことができる。発明の性質を明確にする必要がある場合、図面タイプは、遠近画、3D 投影図、断面図、詳細図、図表、図式、図解、グラフを含むことができる。図面が十分に発明を示すことができない場合には、白黒写真を用いることができる。図面は以下の要件を満たさなければならない：

- a) 技術図面についての要件を満足すること；
- b) 白色無地 A4 サイズの片面上に黒線で描かれる。線は、明瞭、均一、かつ彩色無しでなければならない。不規則な図表及び構造などの用具を適用できない場合を除き、線は描画用具の助けにより描かれなければならない。
- c) 詳細な説明に記載された解決の性質を特定するのに寸法が必要である場合に限り、図面は寸法を含むことができる。
- d) 原紙サイズの 2/3 で(スキャナーで)読み取った場合でも図面上の詳細が視覚的に明瞭であるように、図の大きさ及び解像度は適切でなければならない。
- e) 図を明確にする必要がある場合を除き、図は文字を含んでいてはならないが、「水」、「蒸気」、「閉」、「開」、「A-A での断面」等の単一又は少数の簡潔な用語は許容され、それらは図面の線を不鮮明にしないように配置されなければならない。番号、文字及び他の記号はそれらが記載される図と同じ方向を向いていなければならない。記号と詳細を接続する指示線は、直線又は曲線であることができ、可能な限り短く、短くそして明確でなければならない。
- g) 詳細な説明に特定されていない記号を図面に用いることはできず、逆もまたできない。各詳細はすべての図面及び出願の内容のいかなる部分における記号に対応していなければならない。しかしながら、詳細な説明にいくつもの発明の具体例が含まれ、各具体例が 1 以上の特定の図面を引用し、また各具体例が基本的に類似し、これが詳細な説明中に明示されている場合、それが対応する具体例又は図面の序数で始まる番号により表示され、全ての具体例を通して使用される各詳細のそれぞれの番号が続き、例えば、共通の詳細「12」は第 1 具体例のための数字「112」で表示され、第 2 具体例には「212」で表示される。
- h) 全ての図面は図面専用の別シートに一緒にまとめられなければならない、明細書、クレーム又は要約中に含まれていてはならない。図面の頁は枠取りしてはいけない。
- i) 要約を説明するための 1 以上の図面が必要である場合、使用される図面は、発明を最も十分に表さなければならない、出願に添付された図面リストから選択しなければならない、出願中に含まれる図面のリストから選ばれなくてはならない。要約のために特別に作成された完全に新規で異なる図面は認められない。
- k) ある程度まで、すべての図面は頁上に縦に配置されなければならない。図面の長さがその高さより長い場合、シートの左側に図面の上を横にして配置してよい。
- l) 複数の図面を 1 ページに含めることができる。この場合、すべての図面の頂点が同じ向きになるように、図面を配置する必要がある。
- m) 複数のシート上の図が実際には 1 つの完全な図を形成する場合、複数シート上のその図は、いくつものシート上に見える図の如何なる部分も隠れることなく完全な図が組み合わせられるように配置されなければならない。言い換えると、1 つのページ上の図は別の頁上の図面の如何なる部分も含んでいない。
- n) 図面の頁もまたアラビア数字で番号付けされなければならない。番号付けは明細書及びク

レームの頁に続けてもよいし、最初の頁を 1 で開始し最後頁まで続けてもよい。

p) 個々の図面はアラビア数字で連続的に番号付けされなければならない。図面番号は用語「Figure」又はその略語である「Fig.」（例えば：Figure 1 又は Fig. 1）に続いて記載されなければならない。対応する出願内に図面が 1 つのみの場合でも、図面は番号付けされなければならない。

5.7.5 要約

要約は、省令第 23.7 項に規定される要件を満たしていなければならない。特に、要約は簡潔でなければならない(150 語以下)、明細書、クレーム及び図面に開示される発明の性質を約言しなければならない。要約は発明の性質の主要な要点を開示しなければならない、宣伝的性質を示す言葉を含んではならない。

発明が物質発明である場合、要約は物質の最も典型的な式を含むことができる。

要約は最も典型的な図面で表され得る。

5.7.6 以下のケースにおいて主題は完全には開示されていない：

- a) 明細書に記載される主題がクレーム及び／又は要約に言及される主題と相違する場合；
- b) 明細書が主題の性質についての十分な情報を含んでいない(言い換えると、明細書は主題を十分に記載していない)場合；
- c) クレームがクレームされた主題の性質について十分な情報を含んでいない(言い換えると、クレームは保護を求める主題を特定していない)場合；
- d) 対応する書類中の主題の表現において矛盾があるが、別の書類に記載される主題自体が異なるという程度ではない；
- e) 詳細な説明にはある情報が不足しているか、表現が詳細な説明の要件を満たしていない；
- f) クレームがクレームの要件を満たしていない；
- g) 要約が要約の要件を満たしていない；
- h) 図面、図表などがクレームされた主題の性質を示すのに必要であることが明白である場合に、そのような書類を欠いている。

5.8 主題の適格性の評価

5.8.1 知的財産法第 8 条第 1 項に従った主題の評価

知的財産法第 8 条第 1 項に従って、知的財産についての国の方針は、特許所有者と公衆との利益の調和にもとづいて組織及び個人の知的財産権を認定し保護することである。社会倫理、社会秩序に反する又は国防及び国家治安に有害な主題は保護されない。これは、その公表、使用又は開発が国家の法律に違反し、社会倫理又は社会秩序に反し又は国防及び国家治安に有害な発明には、発明特許／実用新案特許は発行されないことを意味する。法律、社会倫理及び社会秩序の解釈は広範であり、時により及び地域によって変化を免れない。時としてある規定は新しい法律の導入により及び存在する法律の削除により補足され又は削除され得る。審査官は、主題を評価する場合にはこの点について十分考慮しなければならない。

5.8.1.1 国家規則に違反する発明

賭博を行うのに使用する手段及び装置、麻薬器具や、貨幣、領収書、公的書類、身分証明書、

印章、骨とう品の偽造装置は、規則に背くため、保護されない。

発明は規則に違反しないが、その悪用によって結局国家規則に違反することになる場合、その発明はなお保護される。

例：毒物、麻酔薬、鎮静薬、治療用強壮剤、娯楽札及びチェス盤。

5.8.1.2 社会倫理及び社会秩序に反する発明

「社会倫理」という用語は、倫理基準に関係し、一般に公衆に容認された行動の規則である。その解釈はある文化的背景に基づいており、時間及び文明の変化を受け、地域により異なることとなる。

発明の公表又は開発が社会倫理に反する場合、発明は保護されない。

例：医療用途ではない生殖器の模造又は交換、人及び動物の交配方法、人胚の遺伝子的同一性の変換方法又はその方法の結果としての変換された人間、人クローニング方法又は人クローン、工業的又は商業的目的での人胚の利用及び動物の痛みを潜在的に引き起こし、人間及び動物の両方にいかなる顕著な医学的利益をも得ていない動物の遺伝的均一性を変換するプロセス。

「社会秩序に有害な」という用語は、発明の開発又は利用が公衆又は社会に損害を及ぼし又は政府の社会秩序を混乱させることを意味する。

泥棒を盲目にする盗難防止装置又は方法などの、発明の開発又は利用が、人に対して危害を及ぼし又は財産に対して損害を与える場合、その発明は保護されない。

発明の開発又は利用が、深刻な環境汚染、深刻なエネルギーや資源の浪費を引き起こし、生態系のバランスを破壊し、公衆衛生に悪影響を及ぼす場合、その発明は保護されない。

特許出願が、重要な国の政治的行事に言及したり、信仰的信念を説く語や印象を含み、人又は民族グループの感情を害したり、迷信を助長する場合、その発明は保護されない。

発明は、悪用により又は悪影響により発明が公共の利益を害する可能性があるが、例えば人体に副作用がある医薬品など一定の有益な効果を有する場合、潜在的に公衆に害を及ぼすことに基づいて保護を拒絶されない。

5.8.1.3 国防及び国家治安に有害な発明

核変換方法及びこれらの方法から得られる物質は、国家的経済利益、国防、科学的研究及び公共の治安に関連し、個人又は組織に独占されない。従って、それらは保護されない。

核変換方法は1以上の原子核が原子崩壊又は融合により1以上の新しい原子核を形成する方法であり、例えば核融合及び核分裂反応を実施するための磁気トラップ及び原子トラップ方法である。これらの方法は保護されない。しかしながら、核変換を実施するために粒子のエネルギーを増加させる粒子加速方法(例えば、電波による電子加速方法、定常波による電子加速方法、電子衝突方法、循環電子加速方法など)は核変換方法ではなく、従って保護され得る。

核変換を達成するのに使用される装置及び設備及びその部品は保護可能である。

核変換方法により得られる物質は加速器又はいかなるタイプかの各反応器により製造又は創生された主に放射性の同位体である。

しかしながら、これらの放射性同位体は、保護されない。

5.8.1.4 知的財産法第8条第1項に規定され、前記5.8.1.1項から5.8.1.3項に規定される状況に基づく保護を求める主題は保護されない。例えば「薬物製造装置」、「賭博装置」などの全対象物又は出願の一部が前記した状況に属する場合、審査官は理由を引用して拒絶する意図の通知を発行し、期限内に、拒絶に反論するか、関係する部分を削除することを出願人に要求する。出願人が応答で主題は知的財産法第8条第1項に規定する状況内に陥っていることを否定する場合又は出願人が適切な理由なしに発明の関係する部分を削除することを拒否する場合、審査官は出願の受理を拒絶する。

5.8.2 知的財産法第59条に従った主題の評価

クレームされた主題が知的財産法第59条に従って特許により保護されないかどうかの評価は以下の基準で行われる：

5.8.2.1 発見

発見は、自然界に既に存在するが、それまで認識されていなかった物体、現象、性質等の検知である。例えば、公知の材料又は物質の新たな特徴の発見は、いかなる技術的解決をも有していないから特許により保護されない。しかしながら、その特徴の実際の用途の出願は特許により保護され得る。機械的衝撃に耐えられるという特徴の既知材料の発見は特許により保護されないが、この材料でできた線路の枕木は特許により保護される主題である。ハロゲン化銀の光照射下での感光性能の発見は特許により保護されないが、この発見に基づく写真フィルム及びフィルム製造方法は特許により保護される主題である。

5.8.2.2 科学的理論

科学的理論は発見よりさらに広い用語を有し、他の適用される原則がある。例えば、半導体の物理的理論は特許により保護されない。しかしながら、新規な半導体デバイスおよびその製造方法は特許により保護され得る。

5.8.2.3 数学的方法

数学的方法は、純粋に抽象的な方法の具体例であり。特許により保護されない。例えば、急速割り算計算方法は、特許により保護されないが、この方法を達成するように製造された計算機は、保護され得る。電子フィルター製造のための計算方法は特許により保護されないが、この方法から製造されたフィルターは保護され得る。

5.8.2.4 精神的活動、動物訓練、ゲームマニュアル及び商売の図表、計画、規則及び方法

精神的活動は人間の思考である。それらは人間の思考に由来し、推論、分析及び評価を通して抽象的結果を生み出すか、人間の思考を通して間接的に影響する性質によって結果を生み出す。精神的活動のための規則及び方法は、思考、表現、評価及び記憶を管理する規則及び方法である。それらは技術的手段を使用せず、自然の法則を適用せず、何らの技術的課題も解決せず、何らの技術的有効性も生み出さないから、それらは何らの技術的解決も構成しない。従って、このタイプの活動を達成する方法を人に指導する規則及び方法は特許により保護されない。

出願における精神的活動の規則及び方法を含むクレームされた主題が保護可能であるか否かを決定するために、審査官は以下のガイドラインに従わなければならない：

－ クレームされた主題が精神的活動に関する規則及び方法にのみ関係する場合、特許により保護されない。

－ クレームされた主題が、主題の名称の場合を除き、精神的活動に関する規則又は方法により主に規定される場合、この主題はこれらの精神的活動の規則及び方法に関係するのみであり、したがって特許により保護されない。

このタイプのクレームされた主題の例は次のものを含む：物質についての特許審査方法；組織管理、製造管理、商業活動管理、または財務管理のための方法及びシステム；交通規則、競争規則及び計画；判断、演繹及び推定方法；本の分類方法、辞書の編纂方法、情報の調査方法、特許の分類方法；カレンダー編纂方法及び規則；装置又は設備のユーザーマニュアル；言語の文法、文字の信号化規則；コンピュータ言語、コンピュータ利用規則；急速計算方法及び省略式；数学理論及び変換方法；心理学的試験方法；教育、説明及び訓練方法；動物の訓練方法；ゲーム又は娯楽実施規則及び方法；統計学的方法、統計学的計算等；音楽本、料理本又はチェス本；健康維持方法；健康診断方法及び国勢調査方法等。

しかしながら、クレームされた主題の内容の全てが精神的活動に関する規則又は方法を含むのみならず、特定の技術的特徴のあるその規則又は方法の少なくともある部分を実施するデバイス又は技術的方法の記載を含む場合、クレームされた主題は、全体として審査される場合、単なる精神的活動に関する規則又は方法ではなく、知的財産法第 59 条に従って保護を拒絶されるべきではない。

5.8.2.5 コンピュータプログラム

コンピュータプログラムに関する発明は、「コンピュータにより実施される発明」であり、クレームされた主題の 1 以上の技術的特徴がプログラムにより実施されるコンピュータ、コンピュータネットワーク又は他のプログラム可能なデバイスにその用語は関連する。

コンピュータプログラムは特許により保護されない主題に属するけれども、技術的有効性を達成する技術的手段を通して技術的課題を解決するためにクレームされた主題が技術特徴を含み、実際の技術的解決である場合、クレームされた主題は特許により保護され得る。例えば、データ処理操作が理論上特別の回路を用いるのと同等に実行されるコンピュータプログラムにより実行され、プログラムの実行により、例えば電気回路のように、常に物理的效果を生じるが、そのような通常の物理的效果自体はプログラムを技術的とするには不十分である。しかしながら、コンピュータプログラムが、コンピュータ上で作動するとき、通常の物理的效果以外の技術的有効性を生み出す場合、そのプログラムは特許により保護され得る。非通常の技術的有効性はすでに技術的状况において公知であるかもしれない。例えば、工業的工程の制御において、物理的実態を表すデータ処理において又はプログラムの影響のもとにコンピュータ又はそのインターフェースの機能の実行においてこれらの技術的有効性が存在するかもしれず、例えば、工程の有効性や安全、コンピュータリソースの管理又はデータ移動速度に影響するかもしれない。従って、コンピュータ上で作動するとき、プログラムとコンピュータ間の通常の相互作用以外の技術的有効性を生み出す場合、コンピュータプログラムは特許により保護され得る。

しかしながら、コンピュータプログラムが上記のケースにおいて保護される場合であっても、「コンピュータプログラム」、「コンピュータソフトウェア」、「コンピュータソフトウェア／プログラム製品」又は「プログラムを載せた信号」及び他の同等用語等の語句で名付けられ

たクレームにおいて言及される主題は許容されない。コンピュータプログラムは例えば、一般的デバイスの操作方法、機能を実行するためにプログラムされたデバイス、機能を実行するためのプログラム蓄積媒体等の主題のもとで保護され得る。

5.8.2.6 情報表示方法

情報の内容によってのみ特定できる情報表示方法は、特許により保護されない。これは情報の表示(例えば、音声信号、話した言葉、視覚表示器、その話題により特定される書籍、録音された音楽により特定されるカセット)及び情報展示デバイスと方法(例えば、表示され又は記録された情報によってのみ特定される表示装置又は記録デバイス)に適用される。しかしながら、情報の表示が新規な技術的特徴を含む場合、情報を運ぶ対象物又は情報を表示するデバイス又は方法は特許により保護され得る。情報の内容に関係しない配置や表示もまた保護の可能性のある技術的特徴である。

例：技術的特徴を表すための共通コードを使用する電信又は伝達システム(例、パルスコード調節)、測定できる情報を展示するグラフの特別な形式を創生するために設計された測定デバイス；ステレオ録音を可能にする特別な溝形式を有する音楽テープ。

5.8.2.7 美的な解決

美的解決は何の技術的特徴も有していない項目(例えば、絵画又は彫刻)を含み、全く主観に基づいていると認識される。しかしながら、その項目がタイヤトレッドなどの技術的特徴を含む場合、特許により保護され得る。解決は、製品であろうと方法であろうと、その解決が美的有効性のみを生み出す場合には保護されない。例えば、本の内容、配置又は語のフォントの美的有効性のための発明は、特許により保護されない。しかしながら、美的効果が技術的手段又は構造により得られる場合、美的効果自体は保護されないが、そのような有効性を得るために用いられる媒体は特許により保護され得る。例えば、その目的で使用されたことのない層構造により魅力的に見えるように製造された1枚の織物、この場合、特定の構造を持つ織物は特許により保護され得る。同様に、縫い目の技術的特徴又は無線綴じにより特定される書籍は、その特徴がまた美的有効性を有する場合であっても、特許により保護され得る。加えて、美的物品を創作するのに使用される方法は技術的進歩を有すると見なされ、特許により保護され得る。

例；ダイヤモンドが新規な技術的方法により作製され、見事な形状を有している。このケースにおいて、ダイヤモンド製造方法は特許により保護され得る。同様に、美的有効性を有する特別な配置とするのに利用される新規な印刷技術は特許により保護され得る。

5.8.2.8 本質的に自然な生物学的なものであり、微生物学的なものではない植物及び動物品種、植物及び動物の生産方法

知的財産法第59条に従って、植物及び動物品種は特許により保護されない。

しかしながら、植物及び動物に関係する発明は、発明の技術的特徴が特定の植物又は動物品種に限定されない場合、特許により保護され得る。

新しい植物及び動物品種を産生するのに用いられる方法は保護可能である。産生方法は、生物学的性質ではない方法であり、また生物学的性質の方法を通して植物又は動物の産生を含むものではない。

方法が「生物学的性質の方法」と見なされるか否かは、その方法の操作中の人間による技術的介入のレベルによる。人間の技術的介入がこの方法の結果又は有効性を得るのに支配的又は決定的要因である場合、方法は生物学的性質ではない。例えば、照射による高収量乳牛の飼育方法及び改善された農場経営方法による清浄豚の産生方法は特許により保護され得る。微生物関連発明はバクテリア、細菌又はウィルスなどの微生物による化合物(抗生物質等)の製造又は物質の分解に関連する発明である。微生物及び微生物学的方法は、知的財産法第 8 条第 1 項に言及される主題に属さない場合、特許より保護可能である。

5.8.2.9 人及び動物の医療上の予防、診断及び治療方法

a) 診断方法

病気又はその原因を特定し、決定するために人体又は動物体に直接実施される診断方法は、特許として保護されない。

しかしながら、診断方法を達成するのに使用される装置又はデバイス、あるいはこれらの方法において使用される材料は特許により保護され得る。

診断方法は以下の 2 つの特徴を含む：

- (i) 人間又は動物の生体に直接実施される；及び
- (ii) その直接の目的は病気又は健康状態を診断することである。

明細書に記載されているように発明が生体外標本で行われるが、その直接的目的が同一タイプの主題の病気又は健康状態の診断結果を得ることである場合、その発明は特許により保護されない。

方法が診断段階又は試験段階(診断段階がない場合)を含み、この技術分野において知られている医療知識及び出願に開示された情報に従って得られる診断情報又は試験結果に直ちに基づいて達成される診断又は健康状態の結果を含む場合、その方法は上記(ii)の特徴を有すると見なされる。

特許により保護されない診断方法の例

血圧測定方法、脈診方法、健康診断方法、X 線による診断方法、超音波による診断方法、X 線による胃及び腸の診断方法、内視鏡による診断方法、体に害を与えない同位体マーカーによる診断方法及び赤外線診断方法、感染した疾病のリスク評価方法、病気の治療効果予測方法、遺伝子スクリーニングによる診断方法。

診断方法でない方法の例：

- (i) 人又は動物の死体で行われる病理学的解剖方法；
- (ii) その直接的目的が、診断結果又は健康状態ではなく中間結果のために動物又は人の生体から情報を得ることである方法又はそのような情報の処理方法(例えば、物理的及び生理学的パラメータ)；
- (iii) その直接的目的が、診断結果又は健康状態ではなく、中間的結果のための情報を得るために、人体又は動物体から摘出した体組織、体液又は排せつ物上で処理又は試験することである方法又はそのような情報を処理する方法。

上記(ii)及び(iii)には、当該技術分野における公知の医療知識に従って得られる情報及び出願中に開示された情報に基づいて、診断結果及び健康状態が直ちには達成されないときのみ、その情報は中間的結果と見なされる。

b) 治療方法

病気の治療方法は、人又は動物体が健康を回復又は獲得し又は痛みを和らげるように、病気の原因又は病巣を予防し、和らげ又は取り除くのに使用される方法である。

病気の治療方法は、治療目的に合っているか治療的性質であるステップ、予防及び免疫調整のステップを含む。

治療及び非治療の目的に合う方法には、方法が非治療目的であると完全に記載されていない場合、その方法は特許により保護されない。

しかしながら、治療方法を実施する装置又はデバイス又はこれらの方法に使用するための物質又は材料は特許により保護され得る。

病気治療方法の例：

- (i) 外科的処置，薬理学的及び心理学的治療；
- (ii) 刺鍼，麻酔，マッサージ，気功，催眠，癒し浴，空気浴，日光浴及び治療目的介護の方法；
- (iii) 治療目的で人体又は動物体に電流，磁気，音，光又は熱放射等で刺激する又は照射する方法；
- (iv) 医療目的の被覆膜形成，冷凍又は電熱方法；
- (v) 病気予防のための免疫学的方法；
- (vi) 手術及び薬理学的治療を可能にする補助的方法，例えば，同一タイプの宿主体に戻すための細胞，組織又は器官の処置方法，血液透析方法，麻酔薬量試験方法，服薬方法，注射方法又は外用薬使用方法等；
- (vii) 治療目的の，受精，避妊，精子数増加，体外受精，胚移植等の方法
- (viii) 治療目的の美容手術，手足ストレッチング，減量，身長増加方法；
- (ix) 消毒又は包帯処置等の人又は動物の創傷処置方法；
- (x) 医療目的の人工呼吸及び酸素治療などの他の方法。

医薬品を使用する治療方法は特許により保護されないが，医薬品自体は特許により保護され得る。

非治療的方法で特許性から除外されない例

- (i) 義肢又は義肢部品の制作方法及び義肢又は義肢部品の測定方法。例えば，患者の口内における歯型の作製，歯穴の外側への義歯の作製を含む義歯の作製方法。最終的目標は病気を治療することであるが，方法自体の目的は，適切な義歯を制作することである；
- (ii) 成長速度を高め，肉の品質を向上させ又は羊毛の生産を増加させるために若い羊に電気刺激を施用する方法などの，成長の特徴を変化させるために非外科的方法で動物を処理することによる動物の繁殖方法；
- (iii) 人間を除く動物殺戮方法；
- (iv) 手術，メーキャップ，消毒又はサンプリング方法などの人又は動物死体の取り扱い方法，；
- (v) 美容的性質のみの方法，即ち，人に害を与えず，傷つけずに，治療目的ではない消臭，保護，装飾，美化の方法を含み，皮膚，髪，爪及び歯の外側等の視認できる体の部分で直接行われる美容的性質のみである方法；
- (vi) 病気でない人間又は動物を快適又は満足させる方法又は例えば毒性ガスを避け，毒性ガスから保護するために，酸素，酸素陰イオン又は特殊条件での水蒸気を供給する方法。
- (vii) 人体又は動物体上のバクテリア，ウィルス，シラミ又はノミを駆除する方法(傷口及び

感染部分を除く皮膚又は髪)

c) 手術方法

手術方法は、人体または動物体上で器具を使って実施される切開、切断、縫合及び入れ墨等の体を傷付けたり損なったりすることを伴う処置を含む。これらの方法は特許により保護されない。しかしながら人又は動物の死体上で行われる手術方法は、知的財産法第 8 条第 1 項に違反しない場合、特許により保護され得る。

手術方法は、2 つのタイプに分けられ、1 つは治療目的であり、もう 1 つは非治療目的である。

(i) 治療目的の手術方法は、治療的処置であり、知的財産法第 59 条により特許によって保護されない。

(ii) 非治療目的の手術方法は、生きた人体及び動物体上で実施され、産業上の適用性を有していないから、実用的適用可能性がない。例えば、美容手術方法、生家畜の手術による胃からの異物の除去方法、診断用支持治療(冠状血管造影の前に行われる手術方法など)。

5.8.2.10 知的財産法第 59 条に規定され、上記 5.8.2.1～5.8.2.9 項に特定された状況下で登録が求められた主題は、特許により保護されない。出願の全ての内容が知的財産法第 59 条の状況に属する場合、

例えば：「新たな小惑星を発見する方法」、「人の病気の診断方法」などの発明の出願の場合、審査官は、方式について出願を拒絶する通知を発行し、その理由を特定し、与えられた期限内に出願人が応答できるようにしなければならない。出願人の意見が、クレームされた主題がその状況に属していないことを証明できない場合、審査官は出願を拒絶する決定を発行する。出願の一部がその状況に属し、出願の他の部分から分離できない場合、審査官は後の実体審査中にこの部分について決定してもよい。

5.8.3 知的財産法第 4 条第 12 項に従った主題の審査

5.8.3.1 知的財産法第 4 条第 12 項に従って、発明は、製品又は方法という形式での技術的解決である。

5.8.3.2 主題は、下記の状況において知的財産法第 4 条第 12 項に合致しない：

a) 出願において言及された主題が省令第 25.3.c 項に従った技術的解決ではない、特に：

(i) 出願において言及される主題は単なる思い付き又は計画であり、課題に対する解決の提供も、「どうやって」又は／及び「いかなる手段で」との疑問に対する答えもない課題への言及である；

(ii) 解決するために提示される課題(責務)は技術的課題ではなく、技術的手段によって解決できない；

(iii) 人間の創作物ではなく、自然の産物。

b) 出願において言及される主題が製品又は方法のいずれかの形式での技術的解決ではない。

5.8.3.3 方式審査の間、出願の内容が「発明」の技術的特徴を記載する場合、審査官は、特徴が実際に技術的解決か否か又は技術的解決が実行できるかどうかについて審査する必要はない。それでもなお、出願が、何の技術的解決や技術的内容も記載することなく技術的パラメータ、利点又は効果のみを記載する場合、審査官は、方式について出願を拒絶する通知を

発行し、その理由を特定し、与えられた期限内に出願人が応答できるようにしなければならない。出願人が、与えられた期限内に応答しない場合、審査官は出願を拒絶する決定を発行しなければならない。出願人の回答がその問題に取り組んでいない場合、審査官は出願を拒絶する決定を発行する。

5.9 出願の単一性の予備審査

5.9.1 2以上の独立クレームを有する出願の単一性は、知的財産法第101条及び省令第23.3項に従って審査される必要がある。

5.9.2 2以上の独立クレームを含み、これらのクレームに記載された主題が単一の創作概念を形成するのに技術的に関連していない場合、知的財産法第101条及び省令第23.3項の単一性についての要件に合致しない。

5.10 優先権主張の審査

5.10.1 以下の要件に合致している場合、出願の優先権は記録され、出願の優先日は省令第13.5項により決定される：

- a) 優先権主張は、出願の対応する項目に示される；
- b) 優先権主張の基礎は知的財産法第91条第1項及び規則第10条に規定される要件に合致していない；
- c) 優先権出願(原出願)の受理官庁からの証明付優先権出願のコピー；
- d) 優先権出願の受理官庁からの証明書類のベトナム語翻訳、通常はその優先権出願の第1頁の写、この翻訳は与えられた期限内に提出される。

5.10.2 出願の優先権は、5.10.1.b～5.10.1.dに規定される要件の1つに合致していない場合には受理されない。

- a) 出願の優先権主張の基礎が知的財産法第91条第1項及び規則第10条に規定される要件に完全に合致していない；
- b) 優先権出願(原出願)の受理官庁からの証明付優先権出願の写がない；
- c) 優先権出願における出願人の情報を特定するために、省令第7.3.c項に規定される優先権主張の基礎を立証する書類のベトナム語翻訳がない。

5.11 国際特許分類番号の審査

5.11.1 審査官は、出願人が知的財産庁により産業財産公報に公表される国際特許分類(ストラスブール協定)の最新版に従ってクレームされた技術的解決を正確に分類しているかどうかを審査しなければならない。

5.11.2 下記の場合、国際特許分類の項目は受理されない：

- － 出願人が発明を分類していない。

－ 分類番号が出願において示される主題の性質と一致しない。

上記の状況において、審査官は、出願人に対して出願を補正することを要求する通知を発行しなければならない。出願人が出願を補正しない場合、審査官が発明を分類し、出願人は省令第 23.5 項に従ってサービス料金を支払わなければならない。

5.12 料金の審査

5.12.1 料金を審査するために、審査官は、出願とともに提出された料金支払い領収書と、料金及び領収書番号を示す出願上の項目 8「料金」及び開示される必要のある頁数、クレーム数、図面数及び料金が課せられるその他の書類とを比較する必要がある。

以下の料金が支払われる場合、出願は料金についての要件を満足しなければならない：出願料、公開料金、優先権主張料（優先権主張がある場合）、分類料金（知的財産庁が出願発明を分類するケース）、実体調査料、実体審査料金－省令第 8.1 項及び第 8.2 項に規定（出願人が出願時に実体審査を請求する場合）。分割出願では、出願人は、省令第 17.2.c 項に規定されるように、優先権主張料金を除き、出願費用及び他の料金を支払わなければならない。

5.12.2 出願が、出願料、公開料金、優先権主張料（優先権主張がある場合）、分類料金（知的財産庁が出願発明を分類するケース）、実体調査料金、実体審査料金－省令第 13.3.b 項、第 17.2.c 項及び第 23.5 項に規定される（出願人が出願時に実体審査を請求する場合）に規定されるように一の少なくとも 1 つがない又は完全には支払われなかった場合、出願は料金要件に合致しないと見なされる。

出願料、公開料及び分類料金（知的財産庁により実施される場合）が完全に支払われない場合、出願は受理されず、審査官は出願人に対し通知を発行する。期限内に出願人が支払を完了しない場合、出願を受理することが拒絶される。優先権主張料又は方式審査における他の要求のための料金がいない場合、審査官は出願人に対し通知を発行する。出願人が期限内に支払いを完了しない場合、対応する要求は遂げられない。

第 6 条 方式について出願が受理されないとされる誤り

4.3.2.1, 4.4.2.a, 5.5.2, 5.8.1.4, 5.8.2.10 及び 5.8.3.2 に規定される誤りの 1 つを有する出願。

第 7 条 方式について出願を受理させることができず、出願が受理されるためには出願人が正さなければならない誤り

4.2.2, 4.3.2.2, 4.3.2.3, 4.4.2.b～4.4.2.d, 5.3.2, 5.4.2, 5.6.2, 5.7.6, 5.9.2, 5.10.2, 5.11.2; 5.12.2 に規定される誤りの 1 つを有する出願。

第 8 条 出願の暫定的拒絶の通知

8.1 方式についての受理されない出願における決定は、出願の受理を拒絶する意図の通知において示され、IPAS システム上で公表される。

8.2 出願が上記第6条に列挙した誤りの少なくとも1つを有する場合、出願は方式について受理されない。出願人は、出願における誤りについて知らされ、そしてその結論に対して応答するために通知の日から1月の期間が与えられる。

期限までに、出願人が知的財産庁の結論に反論しない又は反論が実質的に価値あるものでない場合、出願人は出願受理の最終拒絶を通知される。

この通知はIPASシステム中の通知書式224に従う。

8.3 出願が規則第7条に列挙した少なくとも1つの誤りを含んでいる場合、出願は方式について受理されない。出願人は、出願における誤りについて知らされ、そしてその結論に対して応答するために通知の発行日から1月の期間が与えられる。

期限が過ぎて出願人が出願を補正しない又は補正が不満足である場合、出願人は出願受理の暫定的拒絶を警告される。

この通知はIPASシステム中の通知書式225に従う。

8.4 上記8.2項及び8.3項において言及される出願についての結論に対する応答を提出するための出願人に対する期限は、省令第9.2項に規定されるように1回延長できる。応答提出のための期間延長の請求は期限の前に請求のための支払い領収書とともに提出されなければならない。規定の料金が払われない場合又は料金は支払われたとしても知的財産庁の通知に明記された期限の後に請求が行われた場合、応答提出期間の延長請求は受理されない。

第9条 方式について出願の拒絶の決定

9.1 出願が方式について受理されないとの見解の公式の結論はIPASシステム(IPASシステム中の通知書式223)において作成される「方式について出願の拒絶の決定」において示される。

9.2 出願が本規則第8.2項の状況の1つに属し、そして期限が過ぎた後(該当する場合に規則第8.4条が適用される場合であっても)、出願人が知的財産庁の結論に応答しないか、応答が実質的価値のないものである場合、審査官は、出願が本規則第6条に示されるように誤りを含むとの理由で「方式について出願の拒絶の決定」を発行する。

9.3 出願が本規則第8.3項の状況の1つに属し、そして期限が過ぎた後(該当する場合に規則第8.4条が適用される場合であっても)、出願人が誤りを補正しないか、補正が不満足な場合、審査官は、出願が本規則第7条に示されるように誤りを含むとの理由で「方式について出願の拒絶の決定」を発行する。

第10条 出願日の決定

10.1 出願日は、出願が省令第13.4項に規定されるように知的財産庁に到達する日である。

10.2 出願が単一性を保証せず、そして出願人が本規則第8.3項(又は該当する場合には本規則第8.4項)に規定される期限内に出願を分割する状況又は出願人が自発的に出願を分割する状況では、当初の出願及び分割出願の出願日は上記10.1項に従って決定される。

10.3 国際出願では、出願日は省令第 13.4 項に従って決定される。

第 11 条 優先日の決定

優先日は省令第 13.5 項に従って決定され、以下の通り特定される：

11.1 優先権主張が請求されない場合、出願は優先日を有しないとみなされる；

11.2 優先権主張を有しているが優先権を証明する書類がない場合(省令第 7.2. g 項, 第 7.3. c 項及び第 7.4 項に言及された書類)又は書類が適法でない場合、申請は受理されず、出願は優先日を有しないと見なされる。

11.3 優先権主張が請求され、優先権を証明する適法な書類がある場合、請求は受理され、出願の優先日は出願に記載された日となる。

11.4 複数の異なる優先権主張が請求される場合、各優先日に対応する優先権の決定及び受理は、上記第 11.2 項及び第 11.3 項の規則に従う。

第 12 条 方式に関する出願受理についての決定

12.1 出願の受理可能性についての結論は、IPAS システム(通知書式 221)において作成される「方式に関する出願受理についての決定」において示される。受理された出願の優先日及び出願日は本規則第 10 条及び第 11 条に従って決定される。

12.2 出願は、方式に関して下記の状況において受理される：

12.2.1 出願が本規則第 6 及び 7 条に言及されるようないかなる誤りをも有していない；

12.2.2 出願が本規則第 6 条に言及される状況に属し、そして期限内に、出願人が知的財産庁に実質的な価値のある応答を提出する；

12.2.3 出願が本規則第 7 条に言及される状況に属し、そして出願人が期限内に誤りを実質的に補正すると、出願は受理される。

第 13 条 方式審査の期間

13.1 方式審査の期間は、省令第 13.8 項に規定されるように出願日から 1 月である。

13.2 出願人が方式審査期間中、提出した出願書類を補正し又は出願に書類を追加するたびに、自発的であろうと知的財産庁からの要求に基づいてであろうと、その審査期限は追加され、補正された書類の受理日から 1 月間追加して延長される。

13.3 上記した 13.1 又は 13.2 に規定される期限の遅くとも 3 就業日前に、特許を受理することを拒絶する意図の通知、方式について出願受理の決定の通知又は方式について出願拒絶の決定の通知のいずれか 1 つを完了し、出願人に送付する前に承認のために部局の長に提出し

なければならない。

第 14 条 方式審査の決定後の出願の処理

14.1 受理された出願には、方式について出願受理の決定を発行する前に、審査官が確認し、そして必要であれば、出願に示されていることと適合するように IPAS システムにおける出願の情報を修正する。

14.2 受理された出願は、省令第 14 条に規定されるように知的財産公報に公開される。公開される要約及び図面は、公開を容易にするために IPAS システムにおいて完全にそして正確に記録される必要がある。

14.3 方式に関して拒絶された出願は規定されるように保管される。

第 15 条 方式審査中の実体審査請求の確認

15.1 省令第 25.1 項の規定に従って、出願人は、出願時に出願のボックス番号 6 にチェック印を付けるか、省令の添付 B 中に規定される書式 03-YCTD に書き込むことにより、出願の実体審査を請求することができる。この規則は原出願の実体審査が請求されているか否かに関わらず分割出願にも適用される。

15.2 実体審査請求は、出願人が調査及び審査のための料金を支払った場合にのみ記録される。

第3章 実体審査

第16条 実体審査手続の目的及び範囲

16.1 実体審査の目的は、特許出願において主張されるように発明に対して特許権が付与されるべきかどうか、特に出願が特許性についての要件を満たしているかどうかを判断すること、そして省令第15.6.a項の規定に従って保護範囲を定めることである。

16.2 特許出願は省令第15.6.a, 6.b(i), c及びd項に従って審査される。

第17条 実体審査されるべき出願

17.1 実体審査請求が省令第25.1項に従って提出され、出願が省令第14項に従って公開された場合、出願は実体審査を受けることとなる。

17.2 実体審査請求が取り下げられた場合には料金は払い戻される。

17.2.1 審査請求が公開前に提出されたが、出願又は審査請求が公開前に又は出願が省令第13.7項に従って拒絶される日前に取り下げられる場合、実体審査目的の調査料金及び審査料金は出願人に全額返却される(もしあれば、郵便料金は除く)。

17.2.2 審査請求が公開日後に提出されたが、出願又は審査請求が審査部に付託される前に請求が取り下げられた場合、実体審査目的の調査料金及び審査料金は、もしあれば省令第25.1.a(iii)項に規定されるように提出遅延料金を除き出願人に全額返却される(もしあれば、郵便料金は除く)。

第18条 実体審査の順序

18.1 審査の順序

実体審査は省令第15.6.a, b(i), c及びd項に規定される順序で行われる。

18.2 保護の種類に応じた特許の主題の適合性評価

18.2.1 求める保護(発明特許/実用新案特許)の種類に応じた特許における主題の適合性評価の基本は、省令第25.3項に規定される。

18.2.2 評価内容

a) 各クレームにおいて示される主題の技術的特徴の組み合わせが、発明の目的を達成するように特定した課題を解決するための技術的方法及び/又は技術的手段を提供できるかを考慮することにより出願における主題が技術的解決かどうかを決定する。

b) 出願における主題が、省令第25.3.b(i)及び(ii)項に規定されるように各クレームにおいて示される技術的特徴の組み合わせに応じた製品又は方法であるかどうかを決定する。

c) 方式審査時何らかの理由でこの問題が判断されなかった場合、出願における主題が、社会倫理、社会秩序に反するか、知的財産法第8条第1項の規定(本規則5.8.1項参照)に規定さ

れるように国家によって保護されない国家の防衛及び安全に有害であるか、知的財産法第 59 条(本規則 5.8.2 項参照)に規定されるように発明として保護されないかどうかを決定する。

18.2.3 求められる保護の種類と一致し、知的財産法第 8 条第 1 段落及び第 59 条に基づいて除外されない発明は、知的財産法第 58 条に従って特許性の要件(産業上の利用可能性、新規性、進歩性)について審査される。そうでない場合、省令第 15.4.a(ii)項に規定されるように、事前に終了する。

18.3 特許性の要件についての審査

審査官は、特許性の各要件についての審査手順の以下の段階を実施する：

- 技術的解決を分析する；
- 出願書類の内容を説明し、方式上の誤りを補正し(方式審査時に補正されなかった場合)、特徴を明確にし又は(必要なら)省令第 15.3 項に従って裏付け書類などを提出するように出願人に要請する；
- 国際特許分類の最新版に従って発明の特許分類インデックスを確認する；
- 先行技術を調査する；
- (必要なら)本規則第 19 条に従って優先権を審査する；
- 出願の単一性を審査する；
- 省令第 25.4 項、第 25.5 項及び第 25.6 項の規定及び本規則第 21、22 及び 23 条に従って各クレームにおいてそれぞれ記載されるようにクレームされた各主題(単一性の要件を満足する複数の主題を含む出願の場合)の特許性(産業上の利用可能性、新規性、進歩性)を審査する。

18.4 各段階の結果に従って、適切な通知が審査を請求する出願人又は第三者に発行される

18.5 先願主義の審査

クレームされた主題が保護を獲得するための全ての要件を満たすケースにおいて、審査官は先願主義が本規則第 24 条に従って満たされているかどうかを確認する。

18.6 付与通知又は付与拒絶通知、実体審査の停止通知又は出願を見なし取下げとする通知を準備する。

第 19 条 優先権の立証

19.1 優先権の立証が要求される状況

優先権を立証することが必要か否かは、調査の後、審査官により決定される。すべての関連文献の公開日が優先日より早い場合、優先権を立証する必要はない。そのような証明は以下の出来事が起こった場合にのみ必要となる：

- (1) 関連文献の開示事項が出願の主題と同一か密接に関連し、そして文献の公開日が出願日と優先日の間である；
- (2) 知的財産庁へいかなる法人又は個人により提出された出願の開示事項が、審査中の出願の主題と同一又は均等である。更には、先行する出願の出願日が審査中の出願の出願日と優先日の間にあり、そして先行する出願の公開日は審査中の出願の出願日と同じ日またはそれ

より後の日である。

(3) いかなる法人又は個人により提出された出願の開示事項が、審査中の出願の主題と同一又は均等である。更には先行する出願の優先日が審査中の出願の出願日と優先日の間にあり、そして先行する出願の公開日が審査中の出願の出願日と同じ日又はそれより後の日である。

(3)に記載される状況では、審査される出願の優先権の立証が先に実施される。その優先権主張が有効でない場合、いかなる法人又は個人により提出された出願の優先権主張もまた確かめられる。

19.2 優先権立証の内容

優先権の立証段階では、審査官は、優先権を主張する基礎としての役を果たす出願が審査中の主題を開示する最初の出願であるか否かを決定する。

19.2.1 最初の出願の決定

優先権主張の基礎としての役を果たす出願は審査中の主題を開示する最初の出願でなければならない。

例えば：出願 A のための優先権が同一出願人の別の先の出願 B に基づいて主張され、出願 A の調査中に、審査官は、特許文献、特に出願 A の出願日と優先日の間に公開された同一出願人の別の出願(出願 C)を見出す。出願 A の主題は出願 C に開示されており、また出願 C の出願日は出願 A の優先日より早い、すなわち出願 B の出願日より早い。このケースでは、出願 B は出願 A より早く出願されているけれども、出願 A と同一の主題を開示する出願人の最初の出願ではない。したがって、出願 A は出願 B の出願日を優先日とすることができない。言い換えると、出願 A の優先権主張は有効でない。

最初の出願が提出された後、出願人が同じ主題のための 2 番目の出願を出願するケースでは、2 番目の出願の提出時に、最初の出願は公開されることなく未解決の如何なる権利も残すことなく取り下げられ又は拒絶され、且つ優先権主張の基礎としての役を果たさず、今後も果たさない場合、第 2 番目の出願は優先権主張の基礎としての役を果たす。したがって、分割出願時点で原出願が審査手続中であるので、分割出願は最初の出願とはなりえない。米国に出願された一部継続出願(CIP 出願)は新たに追加された事項を有するけれども、同じことが CIP 出願についても言える。しかしながら、CIP 出願は追加された主題のための最初の出願となり得る。更に、2 番目の出願のクレームを最初の出願のクレームされていない部分に限定することによって 2 番目の出願が最初の出願と見なされることはない。

例えば：

1989. 01. 07	1990. 01. 06	1990. 01. 06	1990. 01. 12
出願 P1	出願 P2 (CIP)	公開 D	出願 EP
A+B	A+B	A+B	クレーム 1: A+B
	A+B+C		クレーム 2: A+B+C

ここで：

P1 は米国特許商標庁に出願された最先の出願であり、特徴 A+B を含む発明を開示する；

P2 は P1 の CIP 出願であり、A+B と A+B+C を含む発明を記載し、D は特徴 A+B を含む主題を開示する関連文献である；そして

EP は P2 からの優先権を主張する EP0 に提出された出願である。

EP 出願のクレーム 1 の主題のための P2 に基づく優先権主張は、P2 ではなく P1 がこの主題を開示する最初の出願であり、P2 が CIP 出願であるという点で P1 は未決の残存する権利を有しているから有効でない。これは P1 の取り下げ、拒絶又は非公開によって変わることはない。したがって、EP 出願のクレーム 1 の新規性は関連文献 D の開示により失われる。しかしながら、クレーム 2 の主題、D の公開日より早い P2 の出願日である優先日は、認められ得る。

19.2.2 最初の出願の開示の決定

19.2.2.1 優先権を主張する出願のクレームされた主題が最初の出願の開示の範囲内である場合、優先権主張は有効と見なされる。

最初の出願の開示は、均等な、交換可能な又は間接的に開示される特徴を考慮し、最初の出願のクレームに限定されることなく、出願全体に基づいて決定される。

当業者が最初の出願から直接的にかつ明確にこの主題を得ることができる場合、優先権を主張する出願のクレームされた主題は最初の出願の開示範囲内であるとみなされる。

優先権を主張する出願におけるクレームされた主題の特徴は最初の出願における対応する特徴と同一ではないが、これらの特徴は均等で交換可能である場合、優先権を主張する出願のクレームされた主題は、最初の出願の開示範囲内である。したがって、優先権は有効である。しかしながら、主題の 1 以上の特徴が最初の出願中に、単に一般的で不明確な方法で又は単に示唆されているだけであるケースで、これらの特徴が、優先権を主張する出願の主題において詳細に記載されていて、当業者が最初の出願から直接的かつ明確に得ることができない場合、優先権主張は有効でない。

19.2.2.2 優先権を主張する出願の主題が最初の出願の開示範囲内であるとは見なされない典型的なケース

a) 優先権を主張する出願の主題が最初の出願において開示されていない特徴を含む場合。

例えば：この主題が、最初の出願に開示された構造的要素と新たに付け加えられた構造的要素との組み合わせであるケース；又は主題が、最初の出願において開示された一般的概念からのさらに特定の概念を選択する選択発明であるケース。

b) 最初の出願において開示されていない事項を開示することにより（例えば、発明を実行するための様式が追加される等）又は最初の出願において開示された事項を削除することにより（部分除去）、最初の出願において開示された事項の範囲を超える部分が、優先権を主張する出願に含まれている場合。

c) 優先権を主張する出願の主題が、共通の一般的技術知識の変化により実行可能となる場合。

19.2.2.3 最初の出願の開示の決定例

例 1

最初の出願が新規なタイプの照明の構造を開示しクレームする。最初の出願からの優先権を主張する第 2 の出願は、最初の出願と同じタイプの照明の構造を開示し、クレームし、さらにそのタイプの照明の種々の応用をクレームする。しかしながら、これらのいくつかの応用は最初の出願には明確には開示されていない。したがって対応するクレームは優先権の資格

はない。

優先権を主張する審査中の出願のクレーム	最初の出願の開示	優先権主張は有効か？
自転車はクレーム1に従った照明を含む。	「その照明は自転車などの乗物に使用できる」	有効：照明と自転車の組み合わせが直接的に言及されている
自転車はクレーム1に従った照明を含み、照明はダイナモにより電力供給される。	「その照明は自転車などの乗物に使用できる。もちろん電源装置はこの乗り物に存在する」	無効：照明及び乗物は言及されているけれども、ダイナモには言及がない。「電源装置」には多くのタイプがあり(例バッテリー)、従って「ダイナモ」は最初の出願から想定されない。
自転車はクレーム1に従った照明を含み、照明は取り外し取り付けできる。	例えば乗物に照明を取り付けるためのボルトとナットを使用することによって、照明は自転車などの乗物に装着できる。	有効：照明と乗物の組み合わせは直接的に言及されている。特徴「ボルトとナット」は取り外しできる取り付けを間接的に開示する。
自転車はクレーム1に従った照明を含み、照明は電源装置としてのダイナモサービングに電氣的につながっている。	「照明は自転車などの乗物において使用される。自転車において、照明はダイナモによりにより電力供給される」	有効：自転車、照明及びダイナモは互いに共同して言及される。特徴「ダイナモにより電力供給される」から、当業者は照明とダイナモが互いにつながっていることを推定できる。
乗物はクレーム1に従った照明を含む。	「この照明は自転車などの乗物に使用できる」	有効：照明と乗物の組み合わせは直接的に言及される。
オートバイはクレーム1に従った照明を含む。	「この照明は自転車などの乗物に使用できる」	無効：オートバイは明らかに「自転車などの乗物」であるが、この情報は最初の出願から直接的かつ明確に開示されていない。
照明システムはクレーム1に従った3照明器具を含む。	「照明器具は照明出力を増加させるためにチップライトなどのデバイス中に装着される。」	無効：最初の出願は3照明器具を直接的かつ明確には開示していない。
照明システムはクレーム1に従った3照明器具を含む。	「照明器具は照明出力を増加させるためにチップライトなどのデバイス中に装着される。好ましい具体物にお	有効：「三角形に配置」は3照明器具を直接的に開示する。 無効：「三角形に配置」は3照明器具の使用を直接的に示

	いて、照明器具は三角形に並べられる」	唆するものではあるが、3 照明器具の別の配置が開示されていることを意味しない。
クレーム1に従った照明はスイッチに電氣的につながる。	「照明が電力供給される場合…」	有効:「電力供給される」という用語はスイッチの使用を示唆する。

例 2

最初の出願に開示された特徴が最初の出願に開示されない特徴と組み合わせられる。

審査中の優先権を主張する出願のクレーム	最初の出願の開示	優先権は有効か？
制振システムにより構造の上層及び下層を組み合わせ、この組み合わせを制御するための制御手段を備えた制振構造。	制振システムにより上層及び下層を組み合わせた制振構造。	無効。特徴「制御手段」は最初の出願に開示されていない。

例 3

新たに追加された実施のための様式は最初の出願の開示の範囲内ではない

最初の出願の開示	優先権を主張する出願の開示	優先権の決定
鏡角度調整能を含む光走査システム及びねじにより鏡角度を調整することのみが発明を実施するための様式として開示されている。	鏡角度調整能を含む光走査システム。 圧電要素で鏡角度を自動的に調整する光走査システムが発明を実施するための様式として新たに追加される。	圧電要素で鏡角度を自動的に調節する光走査システムに対応する部分は最初の出願の開示範囲内ではない。したがって、この部分に対する優先権主張は無効である。

例 4

主題が共通の一般的技術知識における変化により達成可能となる

最初の出願の開示	優先権を主張する出願	優先権の決定
クレームされた主題は遺伝子組み換え植物であり、実施例は、双子葉植物のみで実施される。全記載及び共通する一般的技術知識から遺伝子組み換え植物が単子葉植物類で創成されると言える根拠はない。	出願の開示は最初の出願と同一である。しかしながら、最初の出願の出願日以降の遺伝子組み換えにおける技術的進歩により、双子葉植物で可能な場合、単子葉植物での遺伝子組み換えが可能となり、それは共通の一般的技	優先権を主張する出願の開示は最初の出願の開示と同一であるけれども、優先権主張が共通の一般的技術知識における変化により実施可能となる後の出願の部分は最初の出願の開示範囲内ではない。したがって、双子葉

	術知識となっている。したがって、遺伝子組み換え植物に関する発明は単子葉類についても適用できる。	植物の遺伝子組み換えに関する主題のみが優先権を享受するが、単子葉植物の遺伝子組み換えに関する主題は優先権を享受し得ない。
--	---	--

19.2.3 独立及び従属クレームの優先権の確認

従属クレームは優先権の利益を享受できる一方、その対応する独立クレームは享受できない又はその逆の場合もある。

例えば：最初の出願が特定の形式を開示する場合、その特定の形式を含む種のためのより広いクレームは優先権主張する資格はない一方で、この特定の形式に関する従属クレームは優先権を主張できる。

クレームが多数の他のクレームに従属する場合、このようなクレームは複数の優先権を有し得る。

例えば：クレーム 3 はクレーム 1 又は 2 に従属し、このクレーム 3 は異なる優先日を有し、2 つの優先日を有することができる。

19.2.4 部分優先権の確認

最初の出願の開示に加えて、最初の出願の発明になされる改良や仕上げが優先権を主張する発明にもたらされる場合がある。このケースでは、後の出願は、最初の出願において開示された主題と新たに追加された幾つかの主題を提起するかもしれない。そのような状況では、優先権は最初の出願において開示された主題と確認される。

例 1

主題の一部が最初の出願に開示された。

最初の出願の開示	優先権を主張する出願の開示	優先権の決定
クロムを含む耐腐食性鋼。	1 つの主題はクロムを含む耐腐食性鋼である。 別の主題はクロム及びアルミニウムを含む耐腐食性鋼である。	主題であるクロムを含む耐腐食性鋼は最初の出願に開示されており、従ってその優先権主張は有効である。しかしながら、クロム及びアルミニウムを含む耐腐食性鋼の優先権主張は無効である。

例 2

優先権を主張する出願の一部の選択肢のみが最初の出願に記載されている

最初の出願の開示	優先権を主張する出願の開示	優先権の決定
クレームされた主題は、アル	クレームされた主題はアル	クレームされた唯一の主題

コールの炭素数が1-5である条件を含む。 アルコールの炭素数が1-5である実施例のみが開示される。	コールの炭素数が 1-10 である条件を含む。	があるが、優先権主張はアルコールの炭素数が1-5である場合にのみ有効である。アルコールの炭素数が 6-10 である条件は最初の出願には開示されていない。したがって、この条件に関する優先権主張は無効である。
--	-------------------------	--

19.2.5 複合優先権の確認

先の 2 以上の出願に基づいて複合優先権が、発明の単一性についての要件を満たす出願により主張される場合、優先権の確認において、優先権を主張する出願のクレームにおいて含まれる種々の主題がそれぞれの先の出願に開示されているか否かを審査官は確認しなければならない。

異なる技術的特徴がそれぞれの先の出願に示され、優先権を主張する出願のクレームがこれらの特徴の組み合わせである場合には、複合優先権主張は有効ではないことに注意しておかねばならない。

例 1

主題が先の出願中にそれぞれ開示される場合。

最初の出願の開示	優先権を主張する出願の開示	優先権の決定
クロムを含有する耐腐食性鋼は最初の出願Aに開示されている。 クロム及びアルミニウムを含有する耐腐食性鋼は最初の出願Bに開示されている。	クロムを含有する耐腐食性鋼に関する1つの主題は最初の出願A及びBの両方からの優先権を主張する。 クロム及びアルミニウムを含有する耐腐食性鋼に関する別の主題もまた最初の出願A及びBの両方からの優先権を主張する。	クロムを含有する耐腐食性鋼に関する主題は最初の出願 A からの優先権を享受する。 クロム及びアルミニウムを含有する耐腐食性鋼に関する主題は最初の出願Bからの優先権を享受する。

例 2

主題の選択肢が先の出願に開示されている場合

先の出願の開示	優先権を主張する出願の開示	優先権の決定
アルコールの炭素数が1-5である条件が最初の出願Aに開示されている。 アルコールの炭素数が 6-10	主題はアルコールの炭素数が 1-10 である条件を含み、出願A及びBの両方から優先権を主張している。	主題は選択肢を有しているので、優先権の決定は各選択肢毎に行われる。したがって、アルコールの炭素数が 1-

である条件が最初の出願Bに開示されている。		5である条件に関して、最初の出願Aに基づく優先権主張は有効であり、一方、アルコールの炭素数が 6-10 である条件に関して、最初の出願 B に基づく優先権主張は有効である。
-----------------------	--	--

例 3

主題が先の出願の開示範囲内ではない場合

先の出願の開示	優先権を主張する出願の開示	優先権の決定
出願 A は、温度センサーと温度センサーからの信号に応じてカーテンを開／閉するためのカーテン開／閉システムが備えつけられた家を開示する。 出願 B は、湿度センサーと換気ドア開／閉システムが備え付けられた家を開示する。	温度センサーと温度センサーからの信号に応じる換気ドア開／閉システムを備え付けた家に関係する主題。	主題は出願 A 又は B に開示されておらず、したがって優先権主張は有効でない。

第 20 条 発明の単一性

20.1 単一性の一般概念

出願発明の単一性の審査は知的財産法第 101 条第 1 及び第 2 段落及び省令第 23.3 項の規定に基づいており、出願が 1 発明のみに関する場合又は単一で一般的な創造的概念を形成するように関連付けられた発明の 1 グループに関する場合には、出願は単一性の要件を満たす。発明の 1 グループに関するケースでは、これらのクレームが技術的に相互に関連付けられた製品に関係する又は同一の技術的課題を解決するための異なる技術的解決に関係するという条件で、クレームは同一カテゴリー(機構、装置、化合物、中間体、医薬組成物又は製法)における複数の独立クレームを含むことができ、そしてこれらの技術的解決を 1 つのクレームに組み合わせることは許されない。通常は、異なる技術的解決は異なるカテゴリー(例えば、化合物、その化合物を含む医薬組成物、その化合物の製造方法及びその化合物を製造するための中間体)に属する。

20.2 特別な技術的特徴

発明の単一性の決定は、異なるクレームにおいて主張されるように発明間の技術的關係があるか否かを決定することであり、特に、これらのクレームの主題間に同一の又は均等である特別な技術的特徴があるか否かを決定することである。「特別な技術的特徴」という表現は、全体として考慮される発明が先行技術を組み替える貢献を示す特定の特徴又は言い換えると、

発明に新規性及び進歩性を持たせる特徴を意味する。特別な技術的特徴が特定されると、異なるクレームにおいて主張されるような発明間の技術的關係があるか否かを決定しなければならず、さらには、この關係が特別の技術的特徴を含むか否かを決定しなければならない。これらの条件が満たされると、出願は単一性要件を満たすこととなる。各クレームにおける技術的特徴は同一である必要はなく、均等である技術的特徴であつてよく、例えば：1 つのクレームにおいて弾力性を与える技術的特徴は金属スプリングであるのに対し、別のクレームにおける技術的特徴が「ゴムブロック」である。

出願は、単一で一般的な創造的概念を形成するように関連付けられた発明の 1 グループ(主題の 1 グループ)を含むことができる(省令第 23.3b 項)。特に、以下の例では、出願は単一性要件を満たしていると見なされる。

(i) 製品のための独立クレームと、その製品の製造に特に適用される方法のための独立クレーム；又は

(ii) 方法のための独立クレームと、その方法を達成するのに特に設計された装置又は手段；又は

(iii) 製品のための独立クレームと、この製品の製造に特に適用される方法のための独立クレーム及びその方法を実施するために特に設計された装置又は手段のための独立クレーム。上記(i)では、クレーム方法によりクレーム製品が得られる結果となり、これにより単一で一般的な進歩的概念を形成する技術的關係を明示するならば、その方法は製品製造のために特に適合している。単にその製造方法がクレーム製品の製造に限定されないという事実によって、製造方法とその製品は単一性に欠けるとは見なされないかもしれない。上記(ii)及び(iii)では、装置又は手段が方法を実施するのに適しており、これにより方法と装置又は手段の間の単一で一般的な創造的概念を形成する技術的關係を特定する場合、装置又は手段は方法を実施するのに特別に設計されている。設備又は手段が単に方法を達成するのに使用できるというだけでは、単一性には不十分である。

しかしながら、以下のグループの発明は、単一で一般的な進歩的概念に属していないために発明の単一性の要件に合致しないと見なされる：公知の製品の製造に特に適合した方法の独立クレーム、

例えば：公知の静電塗料製造のための新規で進歩的方法及びその製品の使用段階を含む方法の独立クレーム、

例えば：公知の静電塗料の使用段階を含む静電塗料の新規で進歩的方法。上記 2 つの発明のうちの 1 つ目の発明は公知の製品製造のための新規で創造的方法に属する(製造方法の特別な技術的特徴を有する)一方、2 つ目の発明は公知の製品の使用を含む新規で進歩的方法に関する進歩的概念に属する(製品の利用方法を特徴付ける技術的特徴を有する)。このケースでは、単一で一般的な進歩的概念に属さないグループの発明をクレームするから、出願は単一性の要件に合致しない。

20.3 中間体と最終物の単一性

発明の単一性の要件は、以下の場合には中間体と最終物の關係において合致する：

(i) 中間体と最終物は同一の基本構造要素を有する、すなわち、その基本的化学構造が同一であるか又はその化学構造が密接に相互に関連していて、中間体は最終物中に基本的構造要素を組み入れている、そして

(ii) 中間物と最終物は技術的に相互に関連していて、特に最終物は中間体から直接製造されるか、同一の基本的構造要素を全て含む少数の中間体によってその中間体から隔てられている。

最終物の異なる製造方法において使用される異なる中間体の保護を必要とする場合にそれらが同一の基本構造要素を有するならば、特許は同一性の要件に合致する。

中間体 X からの最終物 Y の製造方法において少なくとも 1 つの新規ではない中間体 Z がある場合、中間体 X と最終物 Y は単一性を欠く。

最終物の異なる構造部分を製造するための異なる中間体がクレームされている場合、それらの中間体間には単一性は存在しないと見なされる。

中間体と最終物が化合物のファミリー(例えば、共通の化学式を有する化合物)である場合、各中間体が最終物のファミリーにおけるクレームされた化合物と対応する場合には中間体と最終物との間には単一性が存在すると見なされる。しかしながら、いくつかの最終物は中間体のファミリーにおける対応する化合物を有していないかもしれず、従って 2 つのファミリーは必ずしも完全に一致するとは限らない。

20.4 選択肢

発明の選択肢の形式は、複数の独立クレーム又は単一の独立クレームのいずれかにおいてクレームすることができる。後のケースでは、発明の単一性は、その単一のクレームに示されるように審査される。

マーカッシュグループ

単一のクレームが(化学又は非化学)選択肢を特定する場合、すなわち、いわゆる「マーカッシュグループ分け」の場合、選択肢が類似する性質を有するのであれば、発明の単一性が存在すると見なされる。

マーカッシュグループが化学物質の選択肢の場合、下記の場合にはそれらは類似する性質であると見なされる：

- すべての選択肢は共通の性質又は活性を有する、及び
- 共通の構造が存在する、すなわち、重要な構造要素がすべての選択肢によって共有される又は全ての選択肢が発明の属する分野において化学物質の認識された 1 分類に属している。

「重要な構造要素が全ての選択肢によって共有される」は、化合物がその全体構造の大部分を占有する共通の化学構造を共有するか、化合物がその構造の小部分のみを共有するだけであるケースにおいてはこの共有する構造が存在する先行技術の点で構造的に独特な部分をなすことを意味する。構造的要素は単一の構成部分であっても、互いに結合する個々の構成部分の組み合わせであってもよい。クレームされた発明の関係においてその分類の化合物が同様に反応することがその分野における知識から期待される場合、すなわち、同じ意図された結果が達成されることを期待してその分類の各化合物が一方を他と置き換えられる場合、選択肢は「化学物質の認識された 1 分類」に属する。少なくとも 1 つのマーカッシュ選択肢が新規でない場合、発明の単一性は再考されなければならない。

20.5 方式審査中及び実体審査中における発明の単一性の評価

方式審査手続中において、クレームされた発明が明らかに共通の技術的特徴を有しておらず、単一性の疑問が実体審査中に実施される先行技術を考慮することなく決定できる場合、出願

は単一性を欠くものと見なされる(先験的単一性欠如)。

例えば：方式審査中に、独立クレームがそれぞれ特徴 A+B と C+D を含み、A+B は C+D と異なる場合、出願は明らかに単一性の要件に合致しない。

反対に、単一性の結論が先行技術を考慮した後にのみ行うことができ、それによりクレームされた発明の全体的技術的特徴が特別な技術的特徴である場合、発明の単一性の疑問は実体審査中に決定される(帰納的単一性欠如)。

例えば：出願が特徴 A+X と A+Y をそれぞれ含む独立クレームを有する場合、全体的技術的特徴「A」が特別な技術的特徴であれば、出願は単一性の要件を満たし；それとは違って、要点 A が特別な技術的特徴でない場合、出願は単一性の要件に合致しない。

20.6 独立クレーム及び従属クレームの単一性

方式審査中は、それらはすべて独立クレームに示される全体的技術的特徴を含んでいるから、従属クレームとそれが従属する独立クレームとの間の又は同じ独立クレームに従属する従属クレーム同士間の単一性を評価する必要はない。

例えば：クレーム 1 が特定形状のタービン羽根を説明し、クレーム 2 は「クレーム 1 に従ったタービン羽根であって、この羽根が合金 Z から製造される」と説明する場合、従属クレームと独立クレームの全体的技術的特徴は「特定形状のタービン羽根」である。

しかしながら、実体審査中において、独立クレームが新規性及び／又は進歩性の要件を満足しない場合、従属クレーム同士間の単一性が十分に考慮されなければならない。この場合、1 つの従属クレームの「特別な技術的特徴」は、別の従属クレームにおける同じ又は均等である特徴の形式では存在しないかもしれない。

20.7 発明の単一性評価の典型的例

a) 異なるカテゴリーにおける独立発明の単一性

(i) 例 1

：保護申請のための出願は下記を含む：

クレーム 1：化合物 X の製造方法

クレーム 2：化合物 X

クレーム 3：化合物 X の使用を含む殺虫方法。

状況 1：化合物 X が新規性を有し、進歩性を含み、単一性がクレーム 1-3 間に存在する。

状況 2：化合物 X は新規性又は進歩性を欠いており、クレーム 1-3 に同一又は均等である特別な技術的特徴がなく、したがってそれらは単一性を有さない。

(ii) 例 2

クレーム 1：ステップ A 及びステップ B を含む製品 X の製造方法。

クレーム 2：ステップ A を実施するのに特に設計された装置。

クレーム 3：ステップ B を実施するのに特に設計された装置。

ここで、クレーム 1 の方法は新規性を有し、進歩性を含む。

結論：それぞれステップ A とステップ B である同じ特別な技術的特徴(ステップ A 又はステップ B のいずれかを実施するために特に設計された装置は一般的にクレームされた製造方法を実施するために特に設計されていると見なされる)があるから、単一性はクレーム 1 及びクレーム 2 間又はクレーム 1 及びクレーム 3 間に存在する。クレーム 2 及びクレーム 3 における

同じ又は均等である特別な技術的特徴はないから、それらの間には単一性はない。

(iii) 例 3

クレーム 1：化合物 X1 (一般式 X を有する化合物ファミリーに属する)。

クレーム 2：一般式 X を有する化合物を用いることを含む殺虫方法。

ここで、化合物 X のいくつかは新規ではないが、その殺虫活性は知られていない；化合物 X1 は新規性を有し進歩性を含み、そしてこの化合物 X1 は化合物 X のように殺虫活性を有する。

結論：化合物 X の殺虫活性という同じ特別な技術的特徴があるから、クレーム 1 及びクレーム 2 は単一性を有する。

b) 同一カテゴリーの独立発明の単一性

(i) 例 1

クレーム 1：ピンが直径(d)の周りに六角形の断面を有することを特徴とする多数ピンプラグ。

クレーム 2：穴が直径(d)の周りに六角形の断面を有することを特徴とするクレーム 1 に記載のプラグと接続するための多数の穴を有するソケット。

ここで、先行文献には円形の断面ピンを有するプラグ及び円形断面穴を有するソケットが開示されている。

結論：均等である特別な技術的特徴(ピンの六角形断面及び穴の六角形断面)があるから、クレーム 1 及びクレーム 2 は単一性を有する。

(ii) 例 2

クレーム 1：特徴 A により特徴づけられたコンベヤーベルト

クレーム 2：特徴 B により特徴づけられたコンベヤーベルト

クレーム 3：特徴 A+B により特徴づけられたコンベヤーベルト。

ここで、先行技術には特徴 A 又は B によって特徴づけられたコンベヤーベルトはない。

結論：同じ又は対応する技術的特徴 A 又は B を含んでいるのでクレーム 1 及びクレーム 3 又はクレーム 2 及びクレーム 3 は単一性を有する。しかしながら、クレーム 1 及びクレーム 2 は同じ又は対応する技術的特徴を何も含んでなく、したがって単一性を有さない。

(iii) 例 3

クレーム 1：化合物 A。

クレーム 2：化合物 A 及び調剤上許容可能な担体を含む調剤組成物。

ここで、化合物 A は新規性を有し、進歩性を含む。

結論：共通した同じ特別な技術的特徴である「化合物 A」を有するから、クレーム 1 及びクレーム 2 は単一性を有する。

(iv) 例 4

クレーム 1：タンパク X

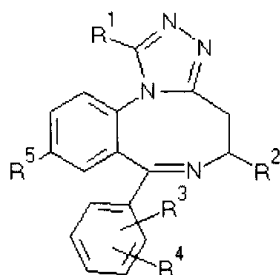
クレーム 2：タンパク X をコードする DNA 配列

ここで、タンパク X は新規性を有し、進歩性を含む。

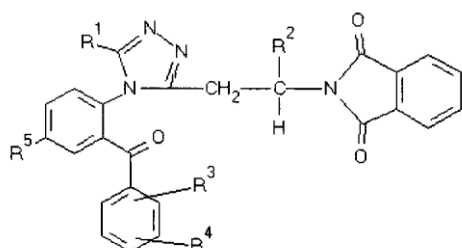
結論：ホストにおけるタンパク X をコードする DNA 配列の発現が、DNA 配列により決定される構造を有するタンパクを創成することは知られている。タンパク及び DNA 配列が均等である特別な技術的特徴を示す。したがって、クレーム 1 及びクレーム 2 間に単一性がある。

(v) 例 5：中間体と最終物の間の単一性

クレーム 1：式(I)を有する化合物：



クレーム 2：式(II)を有する中間化合物：



ここで、クレーム 1 の化合物及びクレーム 2 の中間化合物は新規性を有し、進歩性を含む。
結論：化合物(II)は閉環反応により式(I)化合物を製造するのに使用される。化合物(I) (最終物)と化合物(II) (中間体)の構造は著しく異なるけれども、実際、化合物(II)は化合物(I)の開環前駆体である。これらの化合物はともに、2 つのフェニル基と 1 つのトリアゾール環である主要構造を含み、それらは同様に結合しており、これは特別な技術的特徴である。したがって、それらの化合物の構造は技術的に相互に密接に関連する。このケースでは、中間体及び最終物間に単一性が存在する。

(vi) 例 6：発明の選択肢間の単一性—マーカッシュグループ

クレーム 1：(A) 2, 4-D (2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸)；及び(B) 硫酸銅、塩化ナトリウム、硫酸アンモニウム、トリクロロ酢酸ナトリウム、ジクロロプロピオン酸、3-アミノ-2, 5-ジクロロ安息香酸、ジフェナミド(アミド化合物)、アイオキシニル(ニトリル化合物)、ジノセブ(フェノール化合物)、トリフルラリン(アミン化合物)、EPTC(チオカーバメート化合物)及びシマジン(トリアジン化合物)から選ばれる第 2 除草剤化合物及び不活性担体及び希釈剤を含む除草剤組成物。

ここで、化合物(A)及びグループ(B)の全ての化合物は公知の除草剤である。しかしながら、化合物(A)とグループ(B)のいずれかの化合物の混合物は新規であり、進歩性を含む(相乗的活性を有するから)。

結論：

クレーム 1 のいずれの具体例に従ったいずれの除草剤組成物も化合物(A)を含有する。上記の各除草剤組成物及び公知の化合物(A)を含む除草剤組成物の特別の技術的特徴は各化合物(B)、すなわち、硫酸銅、塩化ナトリウム、硫酸アンモニウム、トリクロロ酢酸ナトリウム、ジクロ

ロブプロピオン酸，3-アミノ-2，5-ジクロロ安息香酸，ジフェナミド(アミド化合物)，アイオキシニル(ニトリル化合物)，ジノセブ(フェノール化合物)，トリフルラリン(アミン化合物)，EPTC(チオカーバメート化合物)又はシマジン(複素環化合物)，が存在することである。このケースでは，グループ(B)の化合物をこの発明の対応する技術における同じ分類の化合物と見なすことはできないから，クレームは進歩性を含まない。実際，グループ(B)の化合物は種々の除草剤グループに属する：

- (1) 無機除草剤：硫酸銅，塩化ナトリウム，硫酸アンモニウム；
- (2) 有機塩及びカルボン酸除草剤：トリクロロ酢酸ナトリウム，ジクロロプロピオン酸，3-アミノ-2，5-ジクロロ安息香酸；
- (3) アミド除草剤：ジフェナミド；
- (4) ニトリル除草剤：アイオキシニル；
- (5) フェノール除草剤：ジノセブ；
- (6) アミン除草剤：トリフルラリン；
- (7) チオカーバメート除草剤：EPTC；
- (8) 複素環除草剤：シマジン。

しかしながらこのケースでは，クレームの具体例における除草剤間に他の同じ技術的特徴がある場合には単一性が存在し得ることに注意すべきである。例えば，特別の技術的特徴が，化合物(A)とグループ(B)のいずれかの化合物との間の相乗的活性(例えば，ある種の草を枯らすことにおける相乗的活性又はある比率で成分を混合した結果よる相乗的活性など)であり得る。

第 21 条 産業上の利用可能性

21.1 産業上の利用可能性の要件

産業上の利用可能性の要件は知的財産法第 62 条及び省令第 25.4 項に規定されている。クレームされた発明は，以下の条件に合致しているならば産業適用可能と見なされる：

- 発明の主題は製造され又は産業上利用できなければならない。ここで「産業」は，製造業，農業，林業，漁業，畜産，通信及び運輸，文化及びスポーツ，日用品及び医療設備等の産業を含む広い意味において解釈される；
- 主題の性質の情報及び必要な技術的条件の表示は，当業者が発明を実施できるように明確かつ十分に提示されなければならない；そして
- 製造又は利用は再現されなければならない，安定した結果が達成されなければならない，また発明において開示された結果と同一でなければならない。

21.2 産業上の利用可能性の審査

発明が産業上適用可能か否かの決定は新規性及び創造性の審査の前に行われる。

審査官はクレームに記載される内容だけではなく，(図面を含む)明細書及びクレームに開示された技術的内容全体における審査に基づかなければならない。

審査官は，産業上の利用可能性はどのように生み出されたか又は実施されるか否かは無関係であるということに注意しなければならない。換言すると，製造し，利用することが非常に困難であるという事実は産業上の利用可能性には関係ない。

主題が産業上の利用可能性を有しないいくつかの典型的状況が以下に挙げられる。

(1) 自然法則に反する発明

自然法則及び科学原理に反する発明は明らかに産業上の利用可能性を有しない。このような発明の例は、永久運動機関；鉄イオン含有水溶液に銅小片を浸すステップを含み、これにより銅小片に鉄層を形成する鉄で銅にめっきする方法；などを含む。

(2) 実際には適用できない発明

実際には実行できない主題は、原理的には実行可能であるとしても産業上適用できないと見なされる。

例えば：紫外線吸収プラスチックフィルムで地球の表面全体を覆うことによるオゾン層の破壊と結びついた紫外線の増加を防ぐ方法。

(3) 本来的矛盾を有する発明

本来的矛盾を含む又は技術的関連性のない又は発明が達成を目指す結果を得るために互いに（連結されない、関係づけられない、依存していないなど）結び付けられない要素又は構成部分を含む発明は、実施できず、したがって適用できない。

例えば：飛行装置が「羽ばたき羽根」により作動する。

(4) 発明を実施するための説明が全くない

発明に重要な説明が完全に欠如している又は不足している場合、当業者は発明を実施することができず、したがって発明は産業上適用可能とは見なされない。

例えば：ある物質が（明確に示されていない）機能的障害を処置するのに使用されること又はある物質が有用な生物活性を有するが、その実際の適用が示されていないことが明細書において明らかにされているようなケースでは、発明は、実施するための重要な説明が不足していると見なされ、したがって発明は産業上適用可能と見なされない。

(5) 再現性不能

限定された回数でしか実施できない又は達成される結果が同じでない場合、発明は産業上利用可能ではない。発明を実施するのに必要なすべての技術的条件が満たされているとしても、発明が達成することを狙いとしている結果を当業者がなお再現することができない場合には発明は再現性不能と見なされることに審査官は注意するべきである。したがって、製品に係る発明では、最終物の低収率と再現性不能とは実質的に異なる。前者は、製品は繰り返し製造できるが、製造中におけるある技術的条件（環境の清潔さ、温度など）が満たされていないことにより最終物の収率が低いということを示す。

(6) 発明を実施するのに個人的技能が求められる

発明を実行するために、関連する技術分野における知識及び共通する技術的知識に加えて、熟練者が他人には伝えられないそして共有できない特殊な個人的技能を有していなければならない場合、発明は産業上適用不能である。

例えば：指でのボールの挟み方及び投げ方において特徴づけられるスプリットフィンガードファーストボールの投球方法（この主題は技術的解決ではないとの理由で拒絶されるかもしれない）。

(7) 特殊な自然条件を利用する製品

産業上の利用可能性を有する発明は自然条件により制限される特殊な製品であってはならない。したがって、特別の自然条件を利用することにより製造され、決して動かすことができない特殊な製品は産業上の利用可能性を有さない。特殊で動かすことができない自然条件は、特定の滝や河川区域などであるが、他の天然資源、例えば採掘でき運搬できる鉱物などは含

まれない。したがって、Silver Waterfall を開発する水力発電所は産業上の利用可能性を有さないが、Hoà Bình 地区水源からの鉱水を製造する方法は産業上の利用可能性を有する。上記した特殊な自然条件を利用する製品の構成部分は、その製品が産業上の利用可能性を有さないという理由だけで産業上の利用可能性がないと見なされるものではないことに注意すべきである。

例えば：Red River を横切る橋は、特殊な自然条件を利用するので産業適用可能ではない。しかしながら、この橋の橋梁システムは産業上の利用可能性の要件を満たすことができる。

(8) 治療目的でない人体又は動物体上の外科的処置方法

外科的処置方法は治療目的の方法及び非治療目的の方法を含む。治療目的の外科的処置方法は本規則第 2 章 5.3.4 項に記載されるように特許を受けられない主題の部分である。非治療目的の外科的処置方法は、これらの方法が生人体及び生動物体上で行われ、産業上使用され得ないので、産業上利用できない。このタイプとしては、美容目的の外科的処置、畜牛生体からの外科的処置による胃石抜き取り方法及び冠状血管造影の前に取り入れられる外科的処置方法などの診断を補助するための外科的処置方法が挙げられる。

(9) 極端な条件での人体及び動物体の生理学的パラメータを計測する方法

極端な条件での人体及び動物体の生理学的パラメータの計測は、人間又は動物の生命に危険を増大させるそのような条件下に置かれるべき対象を必要とする。その上、異なる人及び動物が許容できる極端な条件は異なり、各対象にとって特定の極端な条件は、対象の状況に従って熟練した専門家により決定される。したがって、これらの方法は産業上利用できず、産業上の適用性を有さない。

例えば：以下の方法は産業上の適用性を有するとは見なされない：人又は動物の体温を徐々に下げることによる人又は動物の風邪抵抗性を計測する方法；冠状動脈負荷を徐々に引き上げるために呼気中の酸素分圧を段階的に下げ、動脈血圧における活動的变化に従って冠状動脈の補償反応を観察することによる冠状動脈の代謝機能計測のための非切開試験方法。

(10) 効果的結果無し(省令第 25.4.b(ix)項)

明らかに有用性がない又は社会のニーズから外れていて、むしろ環境、人の健康、エネルギーや天然資源の浪費などの有害な発明の技術的解決は、産業上の利用可能性を有さない。

第 22 条 新規性の評価

22.1 新規性の概念

知的財産法第 60 条及び省令第 25.5 項によれば、新規性は、出願前又は優先権の権利があるケースでは優先日前に、同一の発明が、国内又は海外刊行物において公開されておらず、国内及び外国において如何なる形式でも使用されておらず又は公知でもなく、また、同一発明の特許保護のための他のいかなる出願も知的財産庁に出願されておらず、また審査中の出願の出願日又は優先日より早く公開されていないことを意味する。

ここで言う開示は、地理的位置、領土又は表示される言語上の制限があるのではなく、開示の日によりのみ限定される。

22.1.1 先行技術

先行技術は、クレームされた発明の出願前(該当する場合は優先日前)に国内又は海外刊行物において公開され、国内及び外国において如何なる形式でも使用され又は公知である、クレ

一ムされた発明と同一又は類似する技術的解決を意味し、省令第 25. 5. a 項に規定されるような必須最低限の情報源において開示される公知技術的解決を少なくとも含む。

秘密の状態ではあるけれども開示された(秘密を守る責任のある者によってであっても)技術的解決は又、先行技術と見なされることに注意すべきである。

先行技術の決定において、公知技術的解決の開示の時間的限界と手段が考慮されなければならない。

22. 1. 1. 1 時間的限界

発明を評価する場合、先行技術の時間的限界は審査される出願の出願日／優先日である。すなわち、審査される出願の出願前／優先日前に開示されたすべての技術的解決は先行技術の範囲内であると見なされる。しかしながら、出願日／優先日に開示された文献は先行技術の範囲内とは見なされない。

22. 1. 1. 2 開示手段

公知の技術的解決の開示手段は、書面記載を通した開示、使用形態での開示及び他の方法での開示を含む。

22. 1. 1. 2. 1 書面記載を通した開示

知的財産法に言う書面記載は印刷された又はタイプ打ちされた紙文書(言語、読まれた数を含む公開文書の数、取得方法又はその開示期間によらない)を意味し、例えば特許文献、科学及び技術文献及び書籍及び科学論文、専門文書、マニュアル、技術ハンドブック、覚書、会議文書、セミナー又は公開科学文献、新聞、雑誌、見本帳、製品カタログ、パンフレットなどが挙げられる。上記した文書は、その文書内容の公開日又は開示日を立証するための他の証拠を提供する又は証拠となる。

「内部回覧」されていて機密性が要求されている文書は公開されているとは見なされない。紙文書に加えて、書面記載は、マイクロフィルム、ネガティブフィルム、光ディスク、フロッピーディスク、ハードディスクなどの電子及び光媒体に保管できる。それらはまた、インターネット又は他のタイプのオンラインデータ上の文書であってもよい。

公開日又は開示日は上記文書の印刷日／収納日から計算される。印刷／収納した月／四半年期／年が記載されているケースでは、開示日はその月／四半年期／年の最終日から計算される。議事録、会議記録、セミナー記録又は科学報告書の場合は、そのような文書の公開日から計算される。

審査官が文書の公開日又は開示日に疑念を抱いた場合、その文書の公開者／提供者に公開日又は開示日に関する情報を提供するように要求してもよい。

22. 1. 1. 2. 2 利用の形態での開示

利用の形態での開示は、公衆により利用可能又は入手可能となるための技術的解決の利用を意味する。

利用の形態における開示方法には、製造、使用、売買、輸入、交換、実演、展示又は社会全体にその技術的解決を開示することができる類似方法を含む。

上記した方法でそれが利用でき、社会の誰もがその解決について知っているか否かに関わら

ず、もしそれらの人が望めばその内容を誰でも知ることができる場合には、技術的解決は公衆に開示されたと見なされる。しかしながら、製品は展示されているがその製品の技術的内容について何の説明もなく、従って当業者がその製品の構造、機能又は構成部分を知ることができない場合、そのような展示は利用の形態で開示されているとは見なされない。

製品タイプの技術的解決は、その構造及び機能を知るためにたとえ製品を傷つける必要があるとしても利用の形態で公衆に開示されると見なされる。

展示会の棚上又は公衆により読まれる店舗内のポスター、図面、写真、サンプルなどの情報伝達物の展示もまた利用の形態での公開と見なされる。ビデオテープ、ビデオディスク又は類似する情報担体は利用の形態での技術的解決を公開する手段と見なされる。

公衆が上記方法で審査される製品又は方法に類似する製品又は方法にアクセスできる日は利用の形態での開示の日と見なされる。

22.1.1.2.3 その他の手段による開示

その他の手段での開示は主としてプレゼンテーション又は実演の形態での開示を指す。これらの形式の例としては、技術的解決の内容を社会に利用可能にする会話、報告、議論、セミナー、放送、テレビ及び映画が含まれる。音声記録や類似する情報体は開示手段と見なされる。

シンポジウムにおける会話、報告又は議論では、実施日が公開日と見なされる。社会のどれかにより得られる放送、テレビ又は映画では、放送日又は放映日が公開日と見なされる。

22.1.2 関連文献

関連文献は、出願において示される技術的解決と同一又は最も類似する技術的解決(関連解決)を記載する文献であり、新規性を評価するのに使用され、特許文献および他の文献を含む。引用される関連文献は1以上の文献でありえる。引用される内容は、各文献の内容全体でも、その内容の一部だけでもよい。

関連文献は客観的に存在する技術文献である。関連文献が新規性及び進歩性を評価するのに使用される場合、審査官はその文献に開示される技術的内容に依拠しなければならない。上記した技術的内容は、その文献に明確に開示される技術的内容ばかりでなく、当業者にとってその文献に開示されたことから直接的かつ明確に導かれる暗示された技術的内容を含む。しかしながら、文献の内容を随意に広げたり狭めたりすることは許されない。関連文献に図面が含まれるケースでは、図面も引用され得る。しかしながら、図面を引用する場合には、図面から直接的かつ明確に得られる技術的特徴のみが開示の内容に属し、図面及びその寸法から及び何の説明も無い図面から判断される相互関係から推論される内容は開示された内容とは見なされないことを審査官は認識する必要がある。

22.2 新規性の審査

発明が新規性を有するか否かの決定は、その産業上の利用可能性が確認された後にのみ実施されることが必要である。

22.2.1 新規性審査の原則

新規性審査において以下の原則に従う。

(1) 同一の技術的解決(発明)

審査される出願と(審査される出願の出願日／優先日より早く知的財産庁に出願されそして公開された発明の出願を含む)先行技術の対応する内容とを比較して、それらの技術分野、解決すべき技術的課題、技術的解決及びその期待される効果が実質的に同一である場合、それらは同一発明と見なされる。発明の新規性を決定するにあたり、審査官は審査中の発明の技術的解決が関連文献の技術的解決と実質的に同一であるか否かを最初に決定しなければならないことに注意すべきである。審査中の発明のクレームにおいて特定される技術的解決と関連文献において開示される技術的解決が実質的に同一であり、当業者がその解決から両方が同一の技術分野に適用でき、同一の技術的課題を解決でき、同一の期待される効果を有することができる場合には、それらは同一発明と見なされる。

(2) 個別比較

新規性を決定する場合、審査官は、先行技術のいくつかの事項に開示される内容の組み合わせや一つの関連文献に開示されるいくつかの技術的解決の組み合わせではなく、先行技術の各事項において開示される対応する技術的内容と出願の各クレームを別々に比較しなければならない。すなわち、個別の比較の原則は発明の新規性の決定において適用されなければならない。発明の進歩性の決定への取り組み手法(本規則第 23 条参照)とは異なる。

22.2.2 評価の基準

知的財産法第 60 条は、発明が新規性を有するか否かを判断するための基準としての役割を果たす。

この基準の理解を容易にするために、新規性判断においてしばしば起こるいくつかの状況をここに示す。

22.2.2.1 同一内容の発明

クレームされた発明が関連文献に開示された技術的内容と完全に同一である又は両者間に単なる表現の変更のみがある場合、クレームされた発明は新規性を有さない。更に、「同一の内容」の意味は、関連文献から直接かつ明確に引き出される技術的内容を含むと解釈される。例えば：発明出願のクレームは「四面体結晶構造及び $\text{Nd}_2\text{Fe}_{14}\text{B}$ 金属間化合物の主相を有する Nd-Fe-B 永久磁性合金でできているモーターの回転子の芯」である。関連文献が「Nd-Fe-B 磁石からできているモーターの回転子の芯」を開示する場合、当業者であればいわゆる「Nd-Fe-B 磁性合金」が $\text{Nd}_2\text{Fe}_{14}\text{B}$ 金属間化合物の主相及び四面体結晶構造を有する Nd-Fe-B 永久磁性合金を意味することはよく知られているから、そのクレームは新規性を喪失している。

22.2.2.2 特定用語と一般用語

クレームされた発明と先行技術との比較において、両者は同じ性質の技術的特徴を記載するが以下の点で異なる場合：クレームされた発明においてその技術的特徴は一般的用語で表現されており、一方、先行技術においてはその技術的特徴は特定用語で表現されており、先行技術における特定用語による技術的特徴の開示により、クレームされた発明における一般用語により表現される特徴の新規性は喪失する。

例えば：先行技術に記載される「銅製」製品によって、「金属製」の同一製品である発明の新規性は喪失する。しかしながら、先行技術におけるそのような銅製の製品の開示によっては、

スズなどの他の特定金属製の同一製品の発明の新規性は喪失されない。

対照的に、先行技術において一般用語による主題の開示によって、特定用語で表現される主題の発明の新規性は喪失しない。

例えば：「金属製」として先行技術に開示される製品により「銅製」である同一製品の発明の新規性は喪失されない。他の例としては、発明と先行技術との間の違いが単に先行技術では「ハロゲン」又は別の特定されたハロゲンである「フッ素」であるのに対して発明においては「塩素」である場合、先行技術における「ハロゲン」又は「フッ素」の開示により「塩素」を使用する発明の新規性は喪失されない。

22.2.2.3 通常的手段による直接置換

クレームされた発明と関連文献との間の違いが当該技術分野において採用される一般的手段の直接置換である場合、発明は新規性を有さない。

例えば：関連文献がねじ留めを用いる装置を開示し、クレームされた発明は単にねじ留めをボルト留めに置き換えるだけである場合、その発明は新規性を有さない。

22.2.2.4 数値及び数値範囲

クレームされた発明が構成単位の大きさ、温度、圧力及び組成物中の成分量などの数値又は連続する数値範囲で特定される技術的特徴を有する一方、そのほかの全ての技術的特徴は関連文献と同じである場合、新規性の決定は以下の規則に従って行われる：

1) 関連文献において開示される数値又は数値範囲が完全に上記した特定の技術的特徴の範囲内に陥っている場合、関連文献によりクレームされた発明は新規性を失う。

例 1

出願は 10-35 重量%の亜鉛、2-8 重量%のアルミニウム、残りが銅を含む形状記憶銅合金をクレームする。関連文献が 20 重量%の亜鉛、5 重量%のアルミニウムを含む形状記憶銅合金を開示する場合、そのクレームは新規性を喪失する。

例 2

発明が粒径 30-60 μm の炭素粒子を含む抵抗器である。関連文献が粒径 40-50 μm の炭素粒子を有する同じタイプの抵抗器を開示する場合、そのクレームされた発明の新規性は喪失する。

2) 関連文献に開示される数値範囲及び審査される発明の数値範囲が部分的に重複する又は少なくとも同じ終点を共有する場合、関連文献はクレームされた発明の新規性を喪失させる（審査される発明の数値範囲が関連文献の数値範囲とすぐ近いケースを含む）。

例 1

発明が上記と同様に粒径 30-60 μm の炭素粒子を含む抵抗器をクレームし、関連文献が 40-70 μm の粒径の炭素粒子を有する同じタイプの抵抗器を開示する場合、粒径 40-60 μm の重複する範囲があるのでクレームされた発明の新規性は失われる。

しかしながら、上記例において、そのクレームが権利放棄部分を有する場合、なお新規性を有する。このケースでは、重複する範囲は以下のように権利放棄される：「粒径 30-60 μm の炭素粒子を含む抵抗器であるが、40-60 μm の粒径を除く」。

例 2

出願が上記と同様に粒径 30-60 μm の炭素粒子を含む抵抗器をクレームするケースでは、関連文献が 60-80 μm の粒径の炭素粒子を有する同じタイプの抵抗器を開示する場合、両方の範囲

は共通の終点 60 μ m を有するから、クレームされた発明の新規性は失われる。

例 3

出願が粒径約 30-約 60 μ m の炭素粒子を含む抵抗器をクレームするケースにおいて、関連文献が粒径 60-80 μ m の炭素粒子を有する同じタイプの抵抗器を開示する場合、発明に従った「約 60 μ m」の値は関連文献における「60 μ m」と一致すると見なされるので、クレームされた発明は新規性を喪失する。

(3) 関連文献に開示される数値範囲の 2 つの終点は、上記技術的特徴がその 2 つの終点のうちの 1 つを含む個々の数値を有する発明の新規性を喪失させるが、上記特定した技術的特徴がその 2 つの終点の間にあるいずれかの点における数値である発明の新規性を喪失させることはない。

例

出願が二酸化チタン光触媒の製造方法をクレームし、ここで乾燥温度が 40 $^{\circ}$ C、58 $^{\circ}$ C、75 $^{\circ}$ C 又は 100 $^{\circ}$ C である。関連文献が乾燥温度範囲 40-100 $^{\circ}$ C である二酸化チタン光触媒の製造方法を開示する場合、乾燥温度が 40 $^{\circ}$ C 又は 100 $^{\circ}$ C であるケースにおけるそのクレームの新規性は喪失されるが、乾燥温度が 58 $^{\circ}$ C 又は 75 $^{\circ}$ C であるケースにおけるそのクレームの新規性は喪失されない。

(4) クレームされた発明の数値範囲が関連文献において開示される特定の値に近い、例えば、発明に従った乾燥温度が 90-100 $^{\circ}$ C である一方、関連文献では 105 $^{\circ}$ C である。このケースでは、以下の場合に発明の数値範囲は新規性を有する：

- a) 発明の数値範囲が公知の特定の値から「十分遠く」であり、
- b) 発明の数値範囲が公知の特定値より「狭い」、そして
- c) 発明の数値範囲がクレームされた発明を「特別」にする効果を生じさせる。

(5) 発明の数値又は範囲が関連文献に開示された範囲内にあるが、共通の終点を有さない場合、関連文献はクレームされた発明の新規性を喪失させない。

例 1

出願が内燃エンジンのピストンリングをクレームし、ここでピストンリングの直径は 95mm である。関連文献が内燃エンジンに使用される直径 70-105mm のピストンリングを開示する場合、そのクレームの新規性は喪失されない。

例 2

出願がエチレン-プロピレン共重合体をクレームし、ここでその重合度が 100-200 である。関連文献が重合度が 40-500 であるエチレン-プロピレン共重合体を開示する場合、そのクレームの新規性は喪失されない。

22.2.2.5 性能、パラメータ、利用又は製造方法の特徴を含む製品クレーム

性能、パラメータ、利用又は製造方法の特徴を含む製品クレームの新規性の審査では、以下の規則に従わなければならない：

1) 性能又はパラメータの特徴を含む製品クレーム

この種のクレームでは、目下クレームされた製品がある特定の構造及び／又は構成を有することを性能又はパラメータの特徴が意味するか否かを、審査官は考慮すべきである。性能又はパラメータの特徴がクレームされた製品が先行文献に開示された製品とは異なる構造及び／又は構成を有すること意味する場合、そのクレームは新規性を有する。逆に性能又はパラ

メータから、当業者がクレームされた製品を先行文献に開示された製品から区別できない場合、クレームされた製品が先行文献における製品と構造及び／又は構成の点で異なることを出願人が証明しない限り、クレームされた製品は先行文献における製品と同一であり、クレームはしたがって新規性を有しないと推定される。

例えば：クレームは、X線回折を含む種々のパラメータにより特定される結晶状態にある化合物 A であり、先行文献もまた結晶状態にある化合物 A を開示した。両方の結晶状態が先行文献の開示に基づいて互いに区別できない場合、出願又は又先行技術に基づいてクレームされた化合物が結晶状態において先行文献に開示されたものから実際に区別できることを出願人が証明しない限り、クレームされた化合物は先行技術における化合物と同一であり、したがってクレームは先行技術と比較して新規性を有さないことが推定される。

(2) 特定の利用の特徴を含む製品クレーム

この種のクレームでは、クレームされた製品がある特定の構造及び／又は構成を有することをクレームに記載された利用が意味するか否かを審査官は考慮しなければならない。その利用が製品の構造及び／又は構成におけるいかなる変更も意味しない場合、そのような利用により特定されたクレームされた製品は先行文献における製品と比較して新規性を有さない。しかしながら、クレームされた製品がある特定の構造及び／又は構成を有することをその利用が意味する場合、すなわちその利用が製品の構造及び／又は構成が変化したことを示す場合、その使用は製品の新たな構造及び／又は構成の明確な特徴として考慮されなければならない。

例えば：クレーム記載における「クレーンフック」との表現が大きさおよび耐久性においてクレーンに特に適した「フック」と解釈される場合、類似した形状をしているが釣りに使用される釣り用フックとは構造の点で区別され、すなわち、クレームされた発明は釣り用フックから大きさ及び強度の点で異なる。したがって、それらは異なる製品と見なされる。しかしクレームに記載されるような他の全ての特徴に加えて大きさ及び強度を有する技術的特徴を含むフックは、クレーンに適し、前者がクレーンに利用されるか否かに関わらず、現在クレームされた「クレーン用フック」に対する新規性を喪失させる。

同様に、特定の目的のための物質又は化合物のクレームは、記載された目的に実際に適しているその物質又は化合物と解釈される；クレームにおいて特定される物質又は化合物と一見すると同じであるが記載された使用には不適となる形態である公知の製品は、クレームの新規性を喪失させない。しかし公知化合物が記載された用途に適する形態であるならば、その利用については全く記載されていないけれども、クレームの新規性を喪失させることとなる。しかしながらこの原則に対する 1 つの例外は、保護クレームが病気の防除、診断又は治療方法に使用される化合物又は組成物に対するクレームである。人及び動物の病気の防除、診断又は治療方法は知的財産法第 59 条に従って特許性から除外されるが、病気の治療に使用されるデバイスおよび化合物は特許を受けられ得る。

(3) 製造方法の特徴を含む製品クレーム

この種のクレームでは、製造方法の特徴が製品のある特定の構造及び／又は構成となる結果となるか否かを審査官は考慮すべきである。その方法が必然的に先行文献における製品とは異なる特定の構造及び／又は構成を有する製品になる結果となると当業者が結論できる場合、クレームは新規性を有する。逆にクレームされた製品が、先行文献における製品と比較して異なる製造方法にもかかわらず同じ構造及び構成を有する場合、その方法により異なる構造

及び／又は構成を有する製品又はその構造及び／又は構成が変化することを明示する異なる性能を有する製品という結果となることを出願人が証明しない限り、クレームは新規性を有さない。

例えば：クレームが方法 X により製造されたガラスカップであり、先行文献は方法 Y により製造されるカラスカップを開示する。両方の方法によりそれぞれ製造されたガラスカップが同じ構造、形状および構成材料を有する場合、発明は新規性を有さない。逆に方法 X が先行文献には開示されていない特定温度での焼きなまし工程を含み、そのように製造されたガラスカップの破壊耐性を先行文献におけるガラスカップと比較して著しく向上させる。したがって、このことはクレームされたガラスカップが異なる製造方法により異なる微細構造を有し、先行文献と異なる内部構造を有することを示している。したがって、クレームは新規性を有する。

22.2.3 優先権主張出願の新規性審査

知的財産法第 91 条及び規則第 10 条に基づき、出願人は、ベトナムにおいて又はパリ条約締約国において、国際貿易機関 (WTO) の締約国において又はベトナムが締約国である優先権についての規定を有する国際条約の締約国において又は第 91 条及び第 10 条における条件を満たすならばそのような規定が適用されるようにベトナムと協定した国において出願された、最初の出願に基づいて優先権を主張する権利を有する。

22.2.3.1 同一主題の発明の定義

同一主題の発明とは、技術分野、解決すべき技術的課題、技術的解決及び期待される効果が、それぞれ最初の出願と同一であることを意味する。ここで「同一である」との用語が表現又は記述方法が厳密に同一であることを意味しないということに注意すべきである。

その技術的解決が最初の出願のクレームにおいて含まれている必要はないことに審査官は注意すべきである。

22.2.3.2 外国優先権

知的財産法第 91 条及び規則第 10 条の規定に加えて、以下の条件が満たされる場合、特許出願は最初に提出した外国出願からの優先権を主張してもよい：

- (1) 最初の出願は、発明、実用新案、意匠又は最初の出願が出願される外国の特許法の意味内での同等種の保護のための出願である。
- (2) 最初の出願はそれ以前のいかなる出願も優先権主張していない；
- (3) 優先権のための発明の資格は最初の出願が出願された国における最終審査結果とは関係ない。

22.2.3.3 国内優先権

知的財産法第 91 条及び規則第 10 条の規定に加えて、以下の条件が満たされる場合、特許出願はベトナムに出願した最初の出願から優先権を主張してもよい。

- (1) 最初の出願は発明特許出願である；
- (2) 最初の出願はそれ以前のいかなる出願も優先権主張していない；
- (3) 最初の出願がそのあとの出願と同じクレームされた主題を含んでいる場合、最初の出願は未だ発明特許又は実用新案特許として許可されていない；

(4) 最初の出願は省令第 17.2 項に基づいて出願された先の出願からの分割出願ではない。優先権を主張する特許出願の審査において、最初の出願が特許を付与されるケースではそののちの出願のクレームされた主題が最初の出願のクレームされた主題から区別されるのであれば、のちの出願のクレームされた主題は許可され得ることに注目する価値がある。

22.2.3.4 のちの出願が最初の出願と見なされる

最初の出願と同じ発明及び／又は同じクレームされた主題のための後の出願であって、パリ条約又は WTO の同じ締約国に出願された後の出願は後の出願の出願日に以下の場合、優先権を主張する基礎として働く最初の出願と見なされる：

先の出願が公開されることなく又は未決のいかなる権利をも残すことなく取り下げられ、放棄され又は拒絶され、及び

先の出願が未だ優先権を主張する基礎として働いていない。

上記条件は先の出願の存在を証明する根拠がある場合にのみ確認される。先の出願の存在を証明する根拠があり、優先権主張が審査中の出願の先行技術の決定において効果を有する場合、先の出願が審査中の出願のクレームされた主題に関して何らの未決の権利も残していないことを証明するために、出願人は所管官庁(通常は知的財産庁)により確証された書類を提出しなければならない。

22.2.3.5 優先権主張の効果

外国又はベトナムに出願した先の出願(最初の出願)から優先権を主張するあとの出願は、あたかも最初の出願の出願日に出願されたように扱われる。従って、優先権期間(12 月)内のあとの出願、すなわち、最初の出願の出願日とあとの出願の出願日の間の期間は、優先権期間中の何れのときに成し遂げられた同じ主題についての何びとによる他の出願又は発明の公開又は開発によっても影響されない、

更に、優先権期間中、何びとも同じ主題についての特許出願をすることができる。優先権主張の効果によって、そのような出願に対して特許は付与されない。つまり、外国又はベトナムに出願した最初の出願の存在により、最初の出願の出願日からあとの出願の出願日の間に他の何びとにより出願された同じ主題のついての特許出願は新規性欠如のために特許権を付与され得ない。

22.2.3.6 複合優先権主張

知的財産法第 91 条第 2 項に従い、出願人が、先の出願と審査中の出願の内容の間の対応を示すことができれば、複数の先の出願に基づいて 1 出願において 1 以上の優先権を主張することができる。複合優先権が主張される場合、出願の優先権期間は最先の優先日から計算される。

複合優先権を主張するいずれの特許出願も知的財産法第 101 条第 2 項及び省令第 23.3 項に規定されるように単一性の要件を満たしていなければならない。以下を注意する価値はある：

(1) 複合優先権の基礎として働く最初の外国出願は別々の国又は政府間機関に出願されていてもよい。

例えば：あとの出願が技術的解決 A 及び B を挙げ、ここで解決 A はフランスに最初に出願された出願中に記載され、解決 B はドイツに最初に出願された出願中に記載され、前記 2 つの

特許出願からの優先権を主張するあとの出願の出願日より前 12 月以内に両方の出願は出願された。このような状況では、あとの出願は複合優先権を享受でき、すなわち、解決 A はフランス出願の優先権を享受でき、そして解決 B はドイツ出願の優先権を享受できる。

(2) あとの出願に記載された技術的解決が 2 つ以上の最初の出願それぞれに記載された異なる技術的解決の組み合わせである場合、後の出願は優先権を享受できない。

例えば：あとの出願に記載される技術的解決は、1 つの最初に提出された出願に記載された技術的特徴 C と別の最初に提出された出願に記載された技術的解決 D との組み合わせであり、特徴 C 及び D の両方含む技術的解決は 2 つの最初に提出された出願には記載されておらず、あとの出願は優先権を享受できない。

(3) 優先権を主張する出願は、優先権の基礎として働く出願に記載された技術的解決に加えて、1 以上の新しい技術的解決をまた含むことができる。

例えば：あとの出願において、最初の出願に記載された技術的解決に加えて、新たな具体例を反映させる従属クレームを追加したり、単一性の要件に合致する独立クレームを追加するなどの技術的解決をさらに改良したり、仕上げたりする新たな技術的解決がまた記載される。そのようなケースでは、審査官は、のちの出願のクレームに加えられた技術的解決が最初の出願に記載されていないなかったという理由のみに基づいて優先権を否定してはならず、最初の出願の提出日を出願日と見なして最初に提出された出願と同じ主題についての発明に対する優先権を認めなければならず、他の発明についてはあとの出願の提出日を出願日としなければならない。

(4) 後の出願は技術的解決 A 及び具体例 a1, a2, a3 を記載し、a1 のみが最初の出願には記載されている場合、後の出願では具体例 a1 のみが優先権を享受する一方、技術的解決 A 及び具体例 a2 及び a3 は優先権を享受しない。

(5) 後の出願は技術的解決 A 及び具体例 a1 及び a2 を記載し、最初の出願には解決 A 及び具体例 a1 のみが記載されている場合、後の出願では解決 A 及び具体例 a1 が優先権を享受できる一方、具体例 a2 は優先権を享受できない。

上記段落は、技術的解決 A の保護範囲が具体例 a1 のみによって完全には支持できず、従って出願人は技術的解決 A を支持するために具体例 a2 を補足したかもしれない状況に言及していることに注意しなければならない。しかしながら、あとの出願が提出されたときに具体例 a2 が先行技術の部分形成する場合、この出願は拒絶され、技術的解決 A の保護範囲は具体例 a1 のみによって支持される範囲に限定される。

(6) 最初に提出された出願に続いて 1 番目の後の出願が提出された後、出願人が 2 番目の後の出願を提出し、最初に提出した出願は技術的解決 A1 のみを記載し、1 番目の後の出願は技術的解決 A1 及び A2 を記載し、ここで A1 は最初に提出した出願の優先権を享受し、そして 2 番目の後の出願は技術的解決 A1, A2 及び A3 を記載する場合、2 番目の後の出願において、技術的解決 A2 は 1 番目の後の出願の優先権を享受し、技術的解決 A1 は 1 番目の後の出願においてすでに優先権を享受しているので、A1 はもはや優先権主張できないが、それにもかかわらず最初に提出された出願の優先権を主張できる。

22.2.4 不利にならない開示のための猶予期間

知的財産法第 60 条第 3 項に従い、発明は出願日の 6 月前以内に以下のいずれかが起きた場合にはその新規性を喪失しないものと見なされる：

(1) 出願人の許可なしに何びとかににより開示された場合；

(2) 最初に科学レポートとして公開された場合；

(3) 最初にベトナム国家展覧会又は公式又は公認国際博覧会で展示された場合。

(いわゆる「猶予期間」と呼ばれる)出願日前 6 月以内に発明が上記 3 つの出来事のいずれかにより開示される場合、対応する開示はその出願に対して先行技術の部分を形成しない。

猶予期間の効果は優先権の効果と異なる。発明のための出願が猶予期間内に提出される場合、上記出来事により開示された発明は新規性を喪失しない。それにもかかわらず、発明の開示の日が出願の優先日と見なされることを意味しない。したがって、第三者が開示の日から出願日の間に独立して同一の発明を成し、そして出願人による出願より早く特許出願を提出する場合、知的財産法第 90 条に規定される先願主義の原則に従って、出願人は特許権を得ることはできない。他方、第三者による出願は、上記発明の開示によって新規性を有さず、特許権を付与され得ない。

上記いずれかの出来事が起こった日から 6 月以内に発明者が出願を提出する前に、発明が再度開示され、2 番目の開示が規定された出来事のいずれにも属さない場合、後の開示は出願の新規性を喪失させる。後の開示がまた規定された 3 つの出来事に属する場合、この後の開示を理由に出願は新規性を喪失しないが、猶予期間は最初の開示日から計算される。

例えば：2007 年 3 月 1 日に新しい玩具の発明者が玩具工業の科学委員会で新しい製品の報告を公開した。2007 年 6 月 1 日に玩具工業の国際展示会を訪れた際、その発明者はその玩具が外国の玩具製造会社により陳列されているのを見つけた。その玩具の出願が 2007 年 6 月 1 日より後に提出される場合、たとえ 2007 年 9 月 1 日より前であったとしても、発明はその新規性を喪失する。

グレースピリオドを享受するためには、出願人は、出来事が起こった日及び開示の内容を証明するための関係する書類を提出しなければならない。そのような書類が出願時に提出されない場合、審査官は出願人に通知から 2 月以内にその書類を提出するよう要求しなければならない。出願人が要求された書類を提出しない場合、出願は知的財産法第 60 条第 3 項に規定される新規性の猶予期間を享受することができない。

第 23 条 進歩性の評価

23.1 進歩性審査の原則

23.1.1 進歩性審査は省令第 25.6 項に従って(クレーム毎に詳述される)発明毎に別々に行われる。

23.1.2 技術水準を考慮して、発明が創造的進歩を構成し、当業者によって容易に創成することができない(知的財産法第 61 条)場合、発明は進歩性を含むと見なされ、「当業者によって容易に創成できない」又は「当業者に明白でない」との要件(省令第 25.6. b 項及び 25.6. c 項参照)は必須である、

23.1.3 新規性を有さない発明は、当然進歩性を含まない。発明が進歩性を含むか否かの決定は、発明(クレーム)が新規性を有する場合にのみ考慮される。

23.2 よく知られた技術的解決

よく知られた技術的解決は本規則第 22. 1. 1 項に規定されるように先行技術の範囲内に陥る技術的解決である。

出願が優先権を主張するケースでは、審査されるクレームに詳述される発明が対応する出願日を有する優先権出願と同等の範囲で開示される場合、優先日は出願日の効果を有する。この要件に合致することを確実にするために、審査官は審査される出願の内容を優先権出願と比較する。この手続きは保護クレームにおいて示される発明が対応する出願日を有する優先権出願と同じ範囲で開示されている場合、優先日は出願日と同じとなる。これを確実にするために、審査官は評価される出願を優先出願と比較しなければならない。調査により審査中の出願の優先日より後であるが出願日より前に公開された文献が見つかり、その文献が審査される出願の新規性／進歩性を傷つけるかもしれない場合にのみこの手続きは要求される。そのような文献は中間文献と呼ばれる。

23.3 当業者(省令第 23. 6. a 項)

当業者は、日常の実験的技能及び対応する時点で対応する技術分野において全共通技術知識を認識している者を指す(省令第 23. 6. a 項)。当業者はまた、先行技術中のすべての文献および情報にアクセスし、そして問題の技術分野にとって通常である日常業務や実験のための手段や能力を意のままに有すると推定される。通常の技術的操作及び実験を実施するための適切な通常的手段及び能力を有しているとされている。解決すべき技術的課題により当業者が別の技術分野における解決を見つけなければならなくなった場合、その分野の専門家はこの課題を解決する必要条件を満たした者である。発明が進歩性を含むか否かの評価は従って、専門家の知識と能力に基づいていなければならない。当業者を一人の個人というよりは研究又は製造チームなどの人のグループと考えることがより適切である例がある。このアプローチは、コンピュータシステム又はスマートフォンなどの先進技術における発明及び集積回路製造や工業的規模での複雑な物質の製造などの高度に専門化した方法における発明の進歩性の評価に適用できる。

23.4 自明性(省令第 25. 6b 項及び第 25. 6c 項)

クレームに言及される発明が、出願日又はクレームに有効な優先日より前に公知の技術を考慮して当業者に対して自明と考える場合、進歩性を含まないと見なされる(省令第 25. 6. b 項及び第 25. 6. c 項)。「自明」という用語は、技術の通常発展を超えるものではなく、単に先行技術からそのまままたは論理的に続くものを意味する。特に、発明は当業者に期待される技能又は能力を超える技能又は能力の実行を含まない当業者によって自明な方法で創造されると見なされる。進歩性の考慮において、のちの知識に基づいて及びクレームされた発明の出願日又は優先日に当業者が一般に利用可能なすべての知識を考慮して、いかなる公開文献も解釈される。

23.5 特徴のセット及び組み合わせ

クレームされた発明は通常全体として考慮されなければならない。クレームが特徴の組み合わせからなる場合、それら自身がとられる組み合わせの個別の特徴が公知又は自明であり、従ってクレームされた全主題が自明であると主張することは正しくない。しかしながら、ク

レーンが単に特徴の寄せ集め又は並置であり、本当の組み合わせではない場合、特徴の寄せ集めが進歩性を含まないことを証明するのに個々の特徴が自明であることを示すことは十分ではない。技術的特徴のセットは、特徴間の機能的相互作用が、個々の特徴の合計と異なる、例えば：それより大きい組み合わせた技術的效果を達成するならば、特徴の組み合わせと見なされる。言い換えると、個々の特徴の相互作用は相乗効果を生み出さなければならない。そのような相乗効果が存在しない場合、発明は単に特徴の寄せ集めであり、したがって発明は進歩性を含まないと結論される。

例えば：分離トランジスタは主に電子スイッチの効果である技術的效果を有する。しかしながら、データ処理などの技術的效果を達成するための相乗的相互作用を可能にするマイクロプロセッサを形成するようにトランジスタは相互連結し、そしてこの技術的效果は個々の技術的效果の合計より優れていて、且つ上回っている。

23.6 発明が作製される方法に基づいて進歩性を評価する

当業者が作製できる方法で作製される場合、発明は当業者によって容易に作製されたと見なされる。当業者が発明に到達できる種々の方法がある。発明は、例えば以下に基づく：

(i) 未だ認識されていない課題を解決するための解決の提案(一旦課題が明確に示されると自明となる解決)

例：出願人の適切な試験により公知の化学的製剤の効果は長期保存により満足なものでなくなることが見いだされたが、クレームされた解決は遡って些細でそれ自体が自明である。

(ii) 公知の課題を解決するために工夫

例：技術的課題には、動物に痛みを起こしたり、皮革を損傷したりすることなく牛などの飼育動物に永久に印をつける課題が飼育開始以来存在する。解決は、より少ない痛みで動物に印を付けるために冷凍によって永久的に皮革の色素が除かれる(「冷凍刻印」)という発見を応用することからなる。この発明は、新たな発見を利用することにより当業者にとって自明に創造されると見なされ、したがって進歩性の基準に合致しない。

(iii) 観察された現象の原因の発見への到達

例：バターの好ましい味は特定の化合物のごく少量により生じることが見いだされた。マーガリンにこの化合物を添加することによるマーガリンに味付けをする方法を提案した発明は、当業者がその現象の原因を知っていれば容易に製造できると見なされ、したがって発明は進歩性の基準に合致しない。

23.7 課題及び解決アプローチによって進歩性を評価する

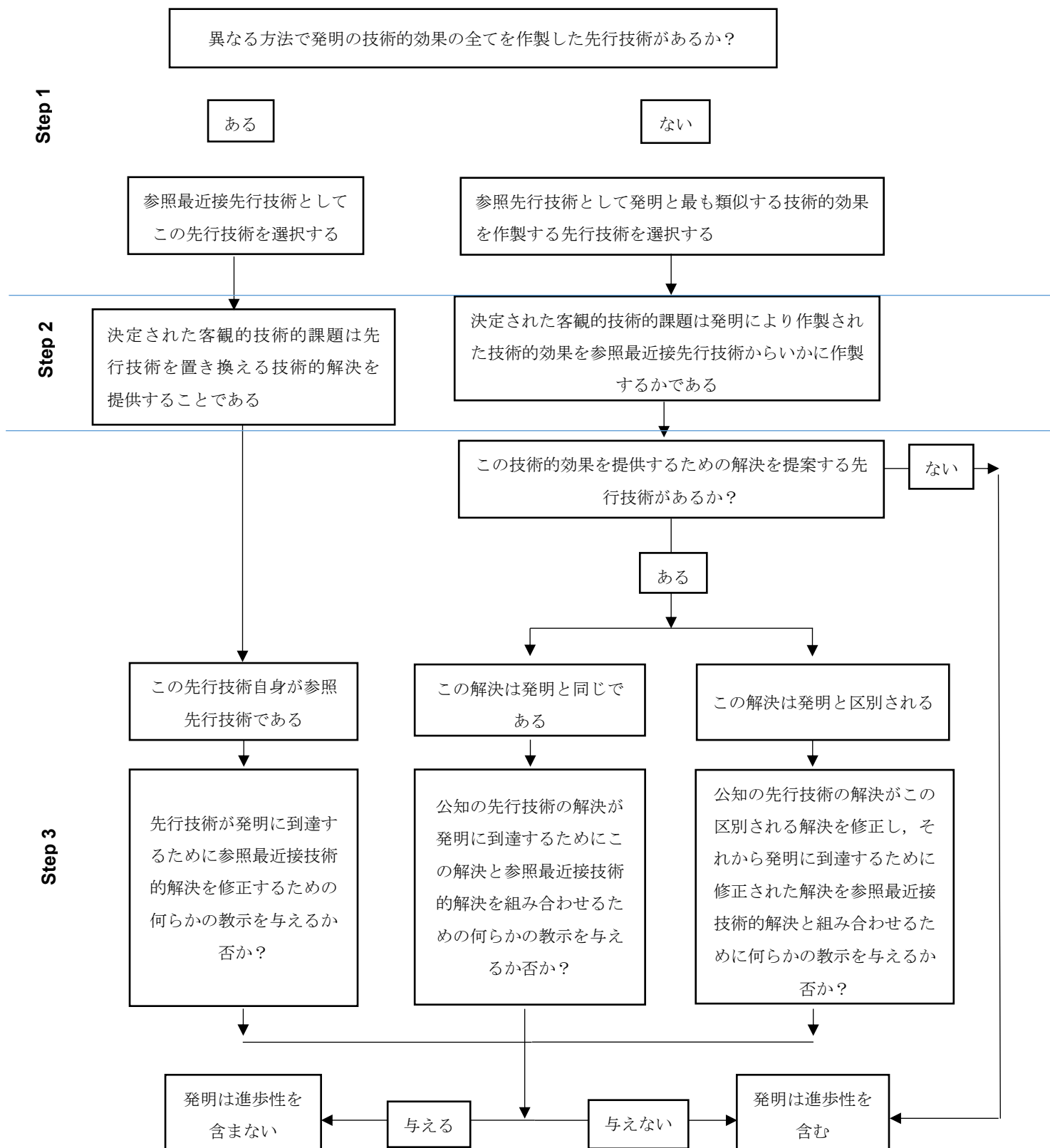
23.7.1 課題及び解決アプローチにおいて、以下の3段階がある：

(i) 発明と類似する目的及び技術的效果を有する又はクレームされた発明と同じ又は密接に關係する技術分野に属する「最近接先行技術」の決定

(2) 発明と最近接先行技術との間の特徴による違いに基づいて解決されるべき「客観的技術課題」の設定；

(3) 最近接先行技術及び客観的技術課題から開始する、クレームされた発明が当業者にとって自明であったか否かの検討。

課題及び解決アプローチによる進歩性評価のためのフローチャート



23.7.2 最近接先行技術の決定

第1段階において、最近接先行技術を決定する必要がある。最近接先行技術は特徴の組み合わせであり、1つの関連文献中に開示され、発明へと導く自明な発展のための最も有望な出発点である。最近接先行技術の選択において、考慮すべき第1の点は発明と類似する目的及び技術的效果に向かっている又は少なくとも発明と同じ又は密接に関連した技術分野に属していることである。實際上、最近接先行技術は通常発明と同等であり、発明と類似した用途を有し、発明に到達するために構造上及び機能上の最小限の変更を必要とする。

最近接先行技術は、クレームにおいて言及される主張される発明に関して有効な出願日前又は優先日前の当業者の技能及び知識から評価されなければならない。

最近接先行技術の特定において、出願人自身が明細書及びクレームにおいて既知として認識することが考慮されねばならない。審査官が逆を示さない限り、如何なるそのような公知技術の認識も審査官は正確であると見なす。

方法タイプの発明では、最近接先行技術は、同一又は類似する最終製品と通常は同じ方法である。

製品タイプの発明では、最近接先行技術は、発明とほとんど類似するため又は類似する技術的效果のために、しばしば類似する用途及び目的を有する製品である。加えて、この製品はしばしば発明と類似する大多数の技術的特徴を有する(特徴を分析するための表によって決定できる)。

例えば：発明が改良されたテーブルに関係する場合、最近接先行技術は、類似する用途を有するテーブルである。このテーブルができるだけ多数の発明に類似する構造上の特徴を有することが好ましい。

しかしながら、ある化学分野における発明では、最近接先行技術は、他の分野より発明と構造上の類似性が小さい。これは発明に最も構造的に類似する公知の技術的解決が発明と類似する技術的效果を有さないためであり；特に、化合物の構造上の改変はその用途を完全に変えてしまうかもしれない。

例えば：殺草剤として使用される化合物の改変によって、もはや殺草剤効果を有さなくなり、代わりに殺虫効果を有するようになり、従って、殺虫剤として使用できる。構造上は類似するけれども、その殺草剤はこの殺虫剤の最近接先行技術と見なされず、他方、発明の技術分野に属していないから関連最近接先行技術と見なされない。

関連最近接先行技術の決定において、発明の技術的特徴と関連先行技術の対応する特徴を分析するための表が使用でき、この表からクレームされた発明と技術的效果が類似し、発明と同じ又は密接に関連する技術分野に属し、最終的にクレームされた発明と最も多くの技術的特徴を共有する関連最近接先行技術を見出す。

23.7.3 客観的技術的課題の特定

第2段階では、審査官は解決すべき技術的課題を特定する。そうするために、審査官は、出願に開示される解決及び最近接先行技術の解決を検討し、発明と最近接先行技術の間の特徴(構造又は機能)による違い(「区別される特徴」とも呼ばれる)を見出し、それから技術的課題を特定する。

他の特徴から独立し又は他の特徴と組み合わせられても、発明の技術的性質に寄与すると認められない特徴は、進歩性の評価には関係しない。

例えば：特許性から排除された分野における課題などの非技術的課題の解決に寄与するだけである少なくとも 1 つの特徴があるケースにおいてそのような状況は起こりえる。

クレームが非技術的分野において達成されるべき目標に言及する場合、この目標は、解決すべき技術的課題の枠組部分として課題の形成において正当に現れるかもしれず、特にそれは満足すべき限界として使用される。

課題及び解決アプローチの関係では、技術的課題は、発明が最近接先行技術を超えて提供する技術的效果を提供するために最近接先行技術を改変する目的及び責務を意味する。そのように特定された技術的課題はしばしば「客観的技術的課題」と言われる。

この方法で引き出される客観的技術的課題は、出願人が明細書において「課題」として示すものではないかもしれない。客観的技術的課題は客観的に確立される事実に基づいているので後者は再定義が必要かもしれない、特に手続の途中で明らかになる先行技術に現れる場合には、出願人が出願を提出する時点で実際に気付いていた先行技術と異なるかもしれない。

そのような技術的課題の再定義が可能である範囲は、各ケースの状況に従って評価されなければならない。原則として、発明により提供されるいかなる効果も、効果が提出時の出願から導き出せる限り、技術的課題の再定義のための基礎として使用できる。これらの効果が当初提案された技術的課題により暗示されているか又はそれと関連していると当業者が認識できる限り、評価過程で後に提出される新たな効果に頼ることもまた可能である。

「技術的課題」との表現は広く解釈され、技術的解決が先行技術を超えた技術的進歩であることを必ずしも意味しない。したがって、課題は公知のデバイス又は工程に対してより費用効果のある同じ又は類似する効果を与える選択肢を単に提供することかもしれない。

23.7.4 当業者にとっての発明の自明性の評価

第 3 段階では、答えるべき課題は、客観的技術的課題に直面した当業者がその教示を考慮しつつ最近接先行技術を改変し、それによりクレームの範囲に到る何かにたどり着き、そして発明が明示することを達成するよう促す先行技術全体に何らかの教示があるか否かである。言い換えると、当業者が客観的技術的課題を解決すること又は発明を創造するのに先行技術を改変することができるかどうかである。このプロセスは出願日前又はクレームの有効な出願日前の先行技術に基づいて行われなければならない。

23.7.5 進歩性評価のための課題及び解決アプローチの例

a) 例 1

(i) 状況

発明は、リポ酸(酸化しやすい物質)及びリポ酸の安定剤として不活性気体を含むシリンジ形態の医薬品に関する。

文献 D1 は、リポ酸及びリポ酸の安定剤としてシステイン(還元剤)を含むシリンジ形態の医薬品に関する。

－ 文献 D2 は、不活性気体又は還元剤又はその両方を、酸化しやすい物質のための安定剤として使用することに関する。

(ii) 課題及び解決アプローチに従った進歩性の評価

第 1 段階：「関連最近接先行技術」の決定：文献 D1 及び D2 において言及される技術的解決の中で、リポ酸を安定化するという発明と同一の技術的效果を有するので D1 に示される解決が

関連最近接先行技術であると見なされる。

第2段階：解決されるべき「客観的技術的課題」の設定：フローチャートに示される課題及び解決を使用することによって、決定される客観的技術的課題は先行技術に代わる解決を提供することである。

第3段階：当業者にとっての発明の進歩性の評価：発明は、文献D1中に示される関連最近接先行技術とシステイン還元剤に代えて不活性気体を使用するという点において異なる。文献D2に記載された発明は酸化しやすい物質の安定剤として不活性気体又は還元剤の使用について言及している。したがって、この解決は不活性気体が酸化しやすい物質(リポ酸)の定化剤に代えて使用できることについての教示を提供していた。この教示から当業者は、文献D1中に示された最近接解決を発明に誘導するために還元剤の使用から不活性気体へ変換することができる。このケースでは、発明は当業者にとって自明であり、従って進歩性を有しないと見なされる。

b) 例2

(i) 状況

発明はタッチスクリーンの対角線上向かい合って2つのフィードバックセンサーを備えた携帯電話に関する。発明の技術的効果は、利用者がそのフィードバックセンサーを感じるように単に親指によって利用することを助けることである。

文献D1はタッチスクリーンの全ての角にフィードバックセンサーを備える携帯電話に関する。

文献D2のいくつかの具体例はタッチスクリーンに関し、以下が含まれる：

- スクリーンは1個、2個(対角線上向かい合った角に配置されて)及び4個のフィードバックセンサーを備えることができる。
- 全ての具体例は、異なる有利及び不利のある利用者の必要によって最適と開示していた；
- この文献はまたタッチスクリーンを利用するデバイスにおいて使用するためのタッチスクリーンからの信号を送る工程の教示も記載していた。

(ii) 課題及び解決アプローチに従った進歩性の評価

第1段階：「関連最近接先行技術」の決定(下記表参照)

技術的特徴分析のための表

特許	D1(携帯電話)	D2(スクリーン)
携帯デバイス	Yes	No
電話	Yes	No
スクリーン	Yes	Yes
フィードバックセンサー	Yes	Yes
ちょうど2個のフィードバックセンサーを備える	No	Yes
2個のフィードバックセンサーは対角線上向かい合って配置されている	No	Yes

結論：文献 D1 及び D2 に言及される 2 つの対照先行技術はそれぞれ、発明と共通の 4 つの技術的特徴を有し、発明と同じ技術分野に属するので、文献 D1 に言及される先行技術が最も近接するものと見なされる。

第 2 段階：解決すべき「客観的技術的課題」の設定：関連最近接先行技術は発明の技術的特徴を提供しない。発明と D1 中の関連最近接先行技術との間の違いは、4 個でなくわずか 2 個のフィードバックセンサーがある点である。ここで、決定される技術的課題は、発明の技術的効果を最近接先行技術からどのように到達するかである。

第 3 段階：当業者に対する発明の自明性の評価：文献 D2 は発明と類似する技術的效果を提供する解決を提案していた。特に、文献 D2 に言及される解決は、フィードバックセンサーの数は利用者の必要により調節でき、利用者が 2 つの親指で使用したいときに 2 個のフィードバックセンサーを使用することは自明であると指摘していた。この解決はまた、タッチスクリーンを使用することにより他のデバイスへ信号を送るためにこのスクリーンを使用することの教示を提供していた。この教示により、当業者は、発明に到達するために文献 D2 に示された解決を文献 D1 に示された最近接先行技術と組み合わせることができる。したがって、発明は当業者にとって自明であり、進歩性を有さないと見なされる。

23.8 先行技術文献の組み合わせにおいて考慮すべき要因

1 以上の文献、文献の一部又は他のタイプの技術(例えば、公共先行利用)の開示を関連最近接先行技術と組み合わせることは許される。しかしながら、特徴の組み合わせに到達するために 2 以上の開示が組み合わせられなければならないという事実は進歩性の存在の印かもしれない。

2 以上の別個の開示を組み合わせることが自明か否かの決定において、審査官はまた以下の要因を特に考慮しなければならない：

(i) 発明により解決される課題に直面するとき、関連技術的解決の内容(例えば、関連文献中の開示)は当業者によって組み合わせられることが期待できそうか見込みなさそうか。

例えば：発明に必須の開示された特徴における内在的不一致のために、全体を考慮した 2 つの開示は実際上容易に組み合わせることができない場合、これらの開示の組み合わせは通常、自明とは見なされない。

(ii) 文献などの開示が、類似する、近接する又は離れた技術分野から生じるか否か。

(iii) 当業者にとって同じ文献中の 2 つ以上の部分を互いに結びつけるための合理的根拠がある場合、この 2 つ以上の部分を組み合わせることは自明である。先行技術文献を有名な教科書や辞書と組み合わせることは通常自明である。1 以上の関連文献に示される技術的解決を同一分野の共通一般知識と組み合わせることもまた自明である。一般的に言って、2 つの関連文献のうち的一方が他方を明確に参照する 2 つの文献を組み合わせることは自明である。関連文献に示される解決を利用の形態と組み合わせることが自明か否かの決定において、同様のアプローチが用いられる。

23.9 関連する要因に基づく進歩性の評価

23.9.1 不利な変換、非機能的変換、任意の選択に基づく発明

発明が関連最近接先行技術の予見できる不利な変換の結果で、当業者が明確に予想でき又正

確に評価できる場合、そしてこの予想できる不利な変換が予想できない技術的利益を伴わない場合、クレームされた発明は進歩性を含まない。言い換えると、予想できる先行技術の改悪は進歩性を含まない。しかしながら、この改悪が予想できない技術的利益を伴う場合、進歩性は存在するかもしれない。

発明が単に任意の先行技術デバイスの任意の非機能的変換又は可能な解決グループからの任意の選択の結果であるケースに同様の評価が適用される。

23.9.2 「事後」分析、驚くべき技術的利益

多くのケースで一見したところでは自明であると思われる発明が、実際には進歩性を含まないことに注意すべきである。新しい技術的解決が形成されると、それがどのようにして到達されるかを公知のある事から開始して明らかに容易な一連の段階によってしばしば論理的に示される。このケースでは、審査官はこの種の事後分析を注意深く行わなければならない。調査において見出された関連技術的解決自体は主張される発明を構成するものの公知の知識であることを審査官は心にとめておかねばならない。全てのケースにおいて、審査官は出願人によりなされる発明前に当業者に立ちはだかる全ての技術状況を具象化することを試みねばならず、発明の本質及び他の関連する要因を理解しなければならない。審査官はまた、発明の背景に関係する公知の全てを考慮に入れ、そして出願人により提出された主張又は証拠に公正な重み付けをしなければならない。

例えば：発明が顕著な技術的価値を有することが示され、特に新規で驚くべき技術的利益を提供し、そしてそれが発明を特定するクレームに含まれる 1 以上の特徴と著しく関連する場合、発明は進歩性を含むと見なされる。

23.9.3 発明の予想できない技術的效果及び付加的効果

予想できない技術的效果は発明の進歩性をもたらす要因と見なされ得る。しかしながら、技術状況を考慮して、クレームの範囲内に入る何かに到達することが既に当業者にとって自明であった場合、その予想できない効果は発明に進歩性を与えない付加的効果に過ぎない。

23.9.4 長らく感じられてきた必要性、商業的成功

その分野の人々が長年解決することを試みてきた技術的課題を発明が解決する又はそうでないならば長らく感じられてきた必要性を実現する場合、この発明は進歩性を含むものと見なされ得る。

商業的成功だけでは進歩性を示すものとは見なされない。

しかしながら長らく感じられた不足の証拠と結びついた直接的商業的成功の証拠は、この成功が発明の技術的表示に基づいて創生されたものであり他の影響(例えば、売り出し技術又は宣伝)からではないということを審査官に得心させるのに適切である。

23.10 出願人により提出される主張及び証拠の考慮

進歩性評価に審査官によって考慮されるべき関係する主張及び証拠は当初提出の特許出願からとられるか、のちの手続の間に出願人により提出される。

しかしながら、進歩性の支持のための新たな効果が入り入れられる場合はいつも慎重に行わなければならない。そのような新たな効果は当初提出の出願に提案されていた技術的課題に

示唆されていたか、少なくともこれと関連する場合にのみ考慮され得る。

－ そのような新たな効果の例

出願された発明は特定の活性を有する医薬組成物に関係する。一見すると、対応する先行技術を考慮して進歩性が欠如していると思われる。後に、出願人は、クレームされた組成物が低毒性の点からの予期できない利益を示すことを明らかにする新たな証拠を提出する。このケースでは、薬理学的活性と毒性とは、当業者が常に二つの面を合わせて考えるという意味で関連しているので、毒性の効果を含めることによる技術的課題を再定義することは許される。

技術的課題の再定義は明細書における技術的課題の説明の修正又は追加を起こすかもしれないし起こさないかもしれない。新たな技術的効果が当初の出願明細書に基づいて当業者により直ちに演繹できる場合にのみそのような修正は許される。上記医薬組成物の例では、再定義された課題も毒性についての情報も明細書に導入できない。

23.11 選択発明の進歩性の評価

選択発明の主題は関連最近接先行技術と、それが選択された下位集合又は下位範囲である点で異なる。この選択が特定の技術的効果に関連する場合、そして当業者をその選択に導く暗示がない場合、進歩性は認められる(その選択範囲内で起こる技術的効果もより広い公知の範囲で得られるのと同じ効果であるかもしれないが、予期できない程度である)。選択発明の進歩性の評価において、審査官の主な任務は、当業者が基礎をなす技術的課題を解決したいと思って又は何らかの改良や利益を期待してその選択を行うことができるか否かを検討することである。その答えが否定的である場合、クレームされた事項は進歩性を含む。

23.12 従属クレーム及び別カテゴリーのクレームに示される発明の進歩性の評価

独立クレームにおいて示される発明が新規で非自明である場合、その従属クレームに示される発明は当然新規で非自明であるが、従属クレームの主題が独立クレームより遅い有効優先日を有する場合を除く。これが存在する場合、もしあれば中間文献(第 23.2 項参照)が考慮されるべきである。

同様に、製品に対するクレームが新規で非自明である場合、必然的にその製品の製法という結果となる製法は当然新規で非自明である。特に、類似する製法、すなわち、それ自体は進歩性を含まない製法が、新規で進歩性のある製品を提供する限りにおいて、それでもなお特許を受けられる。しかしながら、クレームされた製品及び製法が異なる有効優先日を有する場合、中間文献が存在するならば新規性及び進歩性についての分離審査がなお必要である(第 23.2 項参照)。

23.13 進歩性評価の典型例

この項では発明が自明と見なされる状況又は進歩性を含む状況の例を提供し、これから進歩性の結論が引き出される。これらの例は説明目的だけのために提供され、各ケースにおける発明の進歩性の評価の適用できる原則は常に当業者にとって自明であるかどうかを評価することであることに注意が必要である。審査官は、それが明らかに適用できない場合にはこれらの例の 1 つに特定のケースをはめ込むことを試みるのは避けるべきである。また、これらの例に示される状況は実際上は網羅的ではない。

23.13.1 公知手段の適用を含む発明

a) 自明な方法での公知手段の適用を含み、従って進歩性が除外されるべき発明

(i) 先行技術の教示は不完全であり、当業者に楽々と直ちに思いつく実行可能な方法の少なくとも1つが発明に帰着する；

例：発明はアルミニウムで作られたビル構造に関する。先行技術は類似する構造を開示し、軽金属で作ることができると記載するが、アルミニウムの使用についての言及はない。

(ii) 発明は公知技術とよく知られた(機械的、電氣的又は化学的)同等手段の使用という点において異なるに過ぎない；

例：発明は公知のポンプとその動力が電力に代えて水力により発生する点のみにおいて異なるポンプに関する。

(iii) 発明は単にその材料の公知の性質を採用する公知材料の新たな使用にあるに過ぎない；

例：洗剤には必須であるとして知られている性質である水の表面張力を低下させる公知の性質を有する公知化合物を洗剤として含有する洗浄組成物。

(iv) 発明は、その性質が明らかにその用途に適する最近改良された材料の公知のデバイスにおける置換(類似物置換)にある。

例：電線は接着剤により金属シールドに結合するポリエチレン外装からなる。発明は、ポリマー-金属結合に適することが知られた新たに開発された特定の接着剤を使用する点にある。

(v) 発明は、密接に類似する状況(類似使用)における公知技術の新たな使用にあるに過ぎない。

例：発明は、フォークリフトトラックなどの産業用トラックの補助機構を動かす電動モーターにパルス制御技術を適用する点にあり、トラックの電気推進モーターを制御するためのこの技術の使用は既に公知である。

b) 非自明な方法での公知手段の適用を含み、従って進歩性が認識されるべきことを考慮されるべき発明

(i) 発明は新規な驚くべき効果を含む異なる目的のために使用するとき機能する公知の方法又は手段である。

例：高周波動力が誘導突合せ溶接に使用されることは知られている。従って高周波動力が類似する効果を有する伝導突合せ溶接にも使用できることは自明である。しかしながら、高周波動力が除去無しでコイル材の連続伝導突合せ溶接に使用される場合(溶接接合部と材との間のアーク放電を回避するために伝導溶接中に通常必要となるようなスケール除去)、高周波において電流は誘電体を形成するスケールを介して圧倒的容量的形態で提供されるので、スケール除去が不要と認められる予期できない追加の効果がある。このケースでは、進歩性が存在する。

(ii) 発明は普通の技術では解決できない技術的困難を克服することを含む公知のデバイス又は材料の新しい用途である。

例：発明は空気槽の引き上げ、引き下げを支え及び制御するデバイスに関し、それにより以前は取り付けられていた外部誘導枠が必要ない。類似するデバイスが浮棧橋や浮橋を支えることは知られているが、公知の用途では、空気槽へそのデバイスを適用するにあたって克服することを必要とする実際上の困難には遭遇していない。

23.13.2 発明は公知の技術的解決の自明な組み合わせである

a) 自明な方法での公知の技術的解決の組み合わせである発明は、進歩性を含まない

発明は、通常の方法で機能する公知のデバイス又は方法の単なる並列又は組み合わせからなり、何らの非自明な実用的相互作用も生み出さない。

例：並んで配置された公知の肉挽き機及び公知の肉詰め機からなるソーセージ製造装置は当業者にとって自明と見なされ、それ故進歩性を含まない。

b) 非自明な方法での公知の技術的解決同士の組み合わせである発明は進歩性を含むと見なされる

このケースでは、組み合わせられた技術的解決は、新たな技術的成果が達成される程度にその効果において互いに支えている。各個々の解決が、完全に又は部分的にそれ自体知られているかどうかは重要ではない。しかしながら、解決の組み合わせが付加的効果であるならば、その組み合わせは進歩性を欠くこととなるであろう。

例：混合薬は鎮痛薬と鎮静薬からなる。本来鎮痛効果を示さないということが知られているその鎮静薬の付加を通して、鎮痛剤の鎮痛効果は活性成分の公知の性質からは予期できない方法で強められるという発見により発明は生み出される。このケースでは、発明は進歩性を含むと見なされる。

23.13.3 発明が公知の技術的解決からの選択にある

a) 発明はいくつかの公知の具体化物及び／又は技術的解決からの自明な選択からなるにすぎず、従って進歩性が除外されるべき発明

(i) 発明は同等で適切な技術的解決からの選択にあるに過ぎない：

例：発明は、反応混合物に電氣的に熱を供給することが知られている公知の化学的方法を含む。そのような熱を供給する多数の公知方法の選択肢があり、そして発明はそれらの1つの選択肢にあるに過ぎない。

(ii) 発明は限られた範囲の可能性からの特定の寸法、温度範囲又は他のパラメータの選択にあり、これらのパラメータが決まりきった試行錯誤によって到達されることは明白である。

例：発明は公知の反応を実行する方法に関し、不活性気体の特定流量により特徴づけられ、当業者であれば決まりきった試行錯誤を使用することによって決定できる。

(iii) 発明は公知技術から単に単純な直接的挿入によって到達できる。

例：発明は、製品 Y の調製において製品 Y の熱安定性を向上するために特定された最小含有量の物質 X を使用することにより特徴づけられ、そしてこの特徴づける性質は単に公知技術から得られる熱安定性と物質 X の含有量との関係する直線グラフ上の挿入によって引き出される。

(iv) 広い範囲からの特定の化合物又は組成物(合金を含む)の選択にあるにすぎない発明は、進歩性を含むとは見なされない。

例：先行技術は「R」と指定される置換基を含む特定された構造により特徴づけられる化合物の開示を含む。特定の理由によって単に非常に少数の具体例が挙げられているだけであるが、無置換又はハロゲン及び／又は水酸基で置換された全てのアルキル基又はアリール基等の広く定義された置換基の全範囲を包含するように、この置換基「R」は定義される。発明は、置換基「R」として示される置換基の中から特定の置換基又は特定の置換基群の選択にある(先

行技術文献に具体的に開示されていない選択された置換基又は置換基群であり、従って発明は新規である)。結果として生じる化合物は：

- 公知の化合物が有していないいかなる有用な性質も有していることが記載されてなく、示されてもいない；又は
- 先行技術文献に具体的に記載される化合物と比較して有用な性質を有することが記載されているが、当業者であればこれらの性質がそのような化合物が有することを予見できるので、この選択をすることができる。

従って、単に広い分野から特定の化合物を選択するに過ぎないから、発明は進歩性を含まないと見なされる。

b) 多数の公知例／技術的解決からの非自明な選択にある発明は進歩性を含むと見なされる

(i) 発明は公知の範囲内の特定の操作条件(温度及び圧力など)の方法における特定の選択にあり、そのような選択により操作又は結果として生じる製品の性質に予期できない効果が生じる。

例：物質 A 及び物質 B が高温で物質 C に変換される方法において。一般に、物質 C の収率は 50 から 130℃の範囲で温度が上がるごとに着実に増加することが知られている。本発明によれば、温度が(以前には検討されていない)63～65℃の間において物質 C の収率は期待されるより相当高いことが認められる。

(ii) 発明は予期できない有用性を有する化合物又は組成物(合金を含む)の選択にある。

例：上記した 23.12.3.a(iv)項に記載される置換化合物の選択にある発明では、発明は先行開示において特定された具体例の分野全体からの置換基「R」の選択にある。しかしながらこのケースにおいては、有用な性質が達成されることになるこの特定の選択に当業者を導く示唆が全くない一方、発明は可能な具体例の特定の範囲を選んだのみならず、有用な性質を有することを示しているため、進歩性を含むと見なされる。

23.13.4 技術的先入観を克服する発明

原則として、先行技術が当業者を発明によって提案される解決から逸らす場合、進歩性がある。特に、それらが実際の又は想像される技術的障害を克服するための公知の方法に対する代わりとなるかどうかを決定するための試験を実施することを当業者が考えることすらしない場合に適用される。

例：滅菌の後、炭酸飲料は熱いうちに滅菌瓶に瓶詰めされる。充填装置から取り出された直後に瓶詰めされた飲料は、瓶詰め飲料が噴き出すのを避けるために外気から自動的に遮断すること必要であることが一般的見解である。したがって、同じ段階を含むが飲料の外気から遮断する予防措置を要しない方法(実際は必要でないため)は進歩性がある。

第 24 条 先願主義

出願主義についての知的財産法第 90 条の目的は、同一発明を登録するために 2 以上の出願が複数の当事者により出願される場合、特許権の衝突を避けるために、すなわち 1 つの発明には同時に 1 つの有効な特許権しかないように、有効な出願のうち最先の優先日又は出願日を有する有効な出願についてのみ保護の権利が付与され得ることを保証することである。

知的財産法第 90 条に従った「同一発明」とは同一クレームを有する 2 以上の出願を意味する。知的財産法第 58 条に規定の実体要件に出願が合致するか否かについての実体審査の後、

出願が全ての要件を満足する場合、最先の出願日／優先日を有する有効な出願についてのみの注記付きで特許が付与されることを確実にするために、審査官は省令第 25.7 項に従って先願主義の確認を実施しなければならない。

(1) 発明の保護範囲はクレームに使用される用語及び概念により特定され、添付される図面とともに明細書はクレームを支持するために使用される。2 つの発明が互いに同じかどうかを決定するために、審査官は、一方の出願のクレームと他方の出願の全体の内容とを比較するのではなく、互いのクレーム同士の内容を比較しなければならない。

2 つの出願が同一か否かを決定するにあたって、1 つの出願における保護範囲が他の出願の保護範囲と一致している場合には、それらは同一であると結論することが可能である。

2 つの出願の開示内容は同一であるけれどもクレームに言及される発明の範囲が異なるケースにおいて、発明は異なるとの結論が引き出される。

例えば：それぞれの出願の開示内容が同じ製品及びその製品を製造するための同じ方法に言及するが、一方のクレームは製品に関係し、他方は製品の製造方法に関係する場合、その 2 つの出願は異なる結論される。

発明のクレームの範囲が一部重複している場合、これらの発明は同一とは見なされないことに注意しなければならない。

例えば：後に出願された出願のクレームが数値の連続範囲によって特定される技術的特徴を含み、この範囲が先に出願された出願のクレームにおいて言及される範囲と全く同じではない場合、2 つの発明は同一発明とは見なされない。

(2) 審査手続中に審査官が同一の発明を請求する異なる出願人によって同一出願日／優先日を有する 2 以上の出願があり、それらの出願が知的財産法第 58 条に規定される特許を付与するための全ての条件を満足していることに気付いた場合、審査官は出願人に対し誰が出願人であるか、唯一の出願のために共同出願人となることを選択するかを出願人間で協議して解決するよう通知を送らねばならない。指定された期間内に応答しない場合、これらの出願は取り下げと見なされる。協議中に合意に至らない又は合意したけれどもなお要件に合致しない場合、すべての出願は特許付与を拒絶されたと見なされる。

(3) 調査中又はいかなる状況のもとにおいても、審査される出願より早い出願日／優先日を有する同一発明のための出願の存在を見つけ又は知った場合、審査官はその出願の更なる実体審査を行うことなく先願主義を適用することができる。

第 25 条 実体審査中の誤りの補正、修正

25.1 省令第 15.3 項の要件に従って、審査官は、主題の本質に関する情報を提供するために出願人に対して説明の開示内容を含む出願の誤りを修正することを要求することができる。この段階での誤りは圧倒的に出願のある実体的誤りであるが、方式上の誤りであることもあり、もしあれば、補正、誤りの修正及び／又は説明は、明細書に含まれる情報を含め、クレームされた主題が十分かつ明確に開示されること及び出願の一貫性を満足することを確実にする上記情報を提供する。

審査官は、出願人によりなされた補正及び補足を、出願人が書面で要求し、補正、補足に対する規定の料金を支払った場合にのみ考慮する。

審査官が出願人に対して補正し説明し又は情報を含むよう要求できる欠陥(しかしこれらに限らない)は下記の通り：

- 発明の一貫性の欠如；
- 先行技術の情報が正当な理由のあるものでない；
- 不十分な技術的特徴により特定された主題であるために発明の目的が達成されない；
- 内容／技術的用語／技術的特徴が明確でない及び／又は異なるように理解されかねない；
- 出願書類間，また出願の同一書類中での詳細／用語の名称の矛盾した使用；
- 異なる詳細を示すのに同一の参照番号の使用；
- 図面上に明細書中に示される参照記号がない又はその逆；
- 要求される優先権書類の翻訳の欠如；
- 省令第 17. 1. b 項に規定される補正内容の詳細説明の欠如；
- 出願書類の残る未修正の方式上の誤り。

審査官は省令第 7. 2. b(vi) の規定に注意を払わなければならない。したがって，出願人は知的財産庁に提出した書類中のつづりの些細な間違いを補正できるだけであり，出願人の裏書(及びもしあれば押印)が添えられていなければならない。

省令第 15. 3 項に規定される条項に従って出願の誤りの修正を出願人に対して要求する通知(IPAS システムの通知書式 240)には，審査官は，出願人に対して要求を履行するための 2 月の期限を設定しなければならない。期限を過ぎて出願人が出願における誤り，内容の説明を補正しない又は情報を提供しない又は指示されたように要求を満たさない場合，出願は本規則第 28 条の規定に従って処理される。

25. 2 調査経由及び／又は省令第 15. 2 項の規定に従って出願人が行った書類の提出経由のケースでは，審査官が係属中の特許出願がファミリー出願(ファミリー特許)に付与された外国特許に基づいて付与され得ることを見出し，出願人が 2 月期限内にその特許に基づいて出願の補正を行うという条件で特許が付与されることを知らせる通知(IPAS システムにおける通知書式 242)を出願人に送付する。この期限内に出願人が応答しない場合，出願は取り下げられたと見なされ，最早係属状態ではなくなる(IPAS システムにおける通知書式 283)。この期間中に，出願人の応答が出願を補正すること及び／又は自発的に補正することを望まないというものである場合，出願は通常の手続に従って引き続き係属される。

次の外国の知的財産庁により付与された保護権利又は特許は，特許を取得するために出願を補正するための根拠と見なされる：PCT に基づく国際調査及び予備審査機関；米国(USPTO)，カナダ，日本，ロシア，英国，スウェーデン，オーストリア，スペイン，オーストラリア，中国，韓国，ドイツの各特許庁，産業財産庁又は知的財産庁，ヨーロッパ特許庁(EPO)，ユーラシア特許庁(EAPO)。

同時に異なる国で利用可能な異なるファミリー特許があり，それらが異なる保護範囲を有している場合，審査官は，その特許に基づいて出願を補正することを出願人に要求するために，ファミリー特許が最も適切である保護範囲及び／又はベトナムの知的財産関係法律文書に従って存在する特許性の要件を満足する保護範囲を決定せねばならない。ファミリー特許がベトナムの保護条件に合致しない 1 又はいくつかの主題を有するケースでは，(補正に関する通知に言及された)ベトナム特許庁に従って又は出願人が自発的にこれらの主題は補正クレームから削除されなければならない。

第 26 条 補正，補足の審査

省令第 17 条の規定に従って，出願人は自発的に又は審査官の要求によって出願を補正，補正することができる。第 15.3 項及び第 17 条の規定に従って，補正及び補足は書面で，以下を含んで作成されなければならない：

- 出願を補正するための申請書(書式 01-SDD)；
- 出願の補正，修正，置き換え，補足のための新ページ又は置き換えページ；及び
- 置き換え又は補足された内容が明示された置き換えた内容の詳細な記述；及び
- 出願内容修正のための料金。

出願人が詳細な記述を提出していない場合，審査官は 2 月以内に提出するよう出願人に通知を送付しなければならない。

補正された又は補足された書類の審査では，これらの書類に加えて，補正により置き換えられたページが，ページ番号付け等の方式に係する省令第 7.2 項に規定される要件及び連続するクレーム番号付けに係する省令第 23.6 項に規定される要件に合致しなければならないことに審査官は注意しなければならない。クレーム番号付けはアラビア数字で連続的に番号付けされ，数字のあとに点がなければならないことに注意すべきである。追加したページには，例えば，1，2，3，3A，3B，4 の順にページの番号が振られる。削除されたページがある場合，出願人はページが順番に番号付けされるようにページ番号を付け替えなければならない。

第 27 条 特許性及び保護範囲についての結論

27.1 出願人自身により提出された実体審査請求のケース

省令第 15.7 項に従って，遅くとも省令第 15.8 項に特定される実体審査期間満了日に，実体審査の結果により，審査官は出願人に以下の通知の 1 を送付せねばならない：

27.1.1 主題は保護要件を満たしていないため特許を付与することを拒絶する意図についての通知

1 又は複数(発明群が発明の単一性を満足する場合)の主題が知的財産法第 58 条(本規則第 21 条，第 22 条及び第 23 条に規定される保護条件の審査参照)に規定される保護要件の 1 つを満足しない場合，審査官は，出願の技術的解決は保護要件を満たしていないという理由で特許を付与することを拒絶する意図についての通知を論点を添えて出願人に送付しなければならない(IPAS システムにおける通知書式 243)。

出願において示された 1 又はいくつかの対象が保護条件を満たしていなく，残りの主題は保護条件を満たす場合，審査官は，出願に示される技術的解決は部分的に保護要件を満たしていないという理由で拒絶する意図についての通知を論点を添えて出願人に送付する(IPAS システムにおける通知書式 243)。

27.1.2 出願の主題は保護条件を満たすが出願は未だ誤りを有するケースにおける特許を付与することを拒絶する意図についての通知

出願の 1 又は複数の主題は保護条件を満たすが，出願はなお誤りを有する場合，審査官は，特許を付与することを拒絶する意図についての通知を出願の誤りを示して送付しなければならない(IPAS システムにおける通知書式 243，「他の結論」の項)。

27.1.3 特許を付与する意向についての通知

出願の 1 又は複数の主題が保護条件を満たす場合、審査官は出願人に特許を付与する意向を知らせる通知を送付しなければならない(IPAS システムにおける通知様式 251)。

出願人が出願を修正し(本規則第 26 条に規定される条項に従って)、上記項目 27.1.1 及び 27.1.2 に示された通知の署名日から数えて規定される期限(2 月)以内に 1 又は複数の主題が保護条件を満たすようになる又は要求されたように誤りを補正する又は十分に根拠のある説明を提出した場合、審査官は出願人に特許を付与する意向についての通知を送付しなければならない(IPAS システムにおける通知様式 252)。

27.1.4 特許を付与することの拒絶についての通知

上記第 27.1.1 項及び第 27.1.2 項に示されたケースにおいて通知(通知様式 243)の署名日から数えて規定される 2 月の期限の終了時に出願人が応答しない場合、審査官は出願人に特許を付与することの拒絶についての通知を送らなければならない(IPAS システムにおける通知様式 256)。

上記第 27.1.1 項及び第 27.1.2 項に示されたケースにおいて通知(通知様式 243)の署名日から数えて 2 月の期限内に出願人が誤りの補正又は修正を行ったが 1 又は複数の主題はなお条件を満たしていない又は誤りは要求されたように修正されていない場合、審査官は出願人に特許を付与することの拒絶についての通知を送らなければならない(IPAS システムにおける通知様式 258)。

27.2 第三者による実体審査請求のケース

27.2.1 実体審査が第三者によって提出された請求により行われるケースでは、遅くとも省令第 15.8 項に特定される実体審査期間が満了する時点で審査官は第三者が興味を示している出願が知的財産法第 58 条に規定される保護条件を満たすか否かについて知らせる通知のみを第三者に送付しなければならない。主題が保護条件を満たしていないケースでは、その理由が示されなければならない。

27.2.2 出願が欠陥又は情報不足を有するか情報が不明確で審査官が実体審査を行うことができないケースでは、審査官は、知的財産庁は上記で示した理由によりその第三者が興味を持つ出願の実体審査を行うことができないことを第三者に知らせる通知を送付しなければならない。出願人が後に実体審査を請求し、出願の補正を行い、欠陥を克服し、必要な情報を明らかにする等を行い、そしてその審査が通常の手続きで行われる場合、保護条件が満たされるか否かについての結論は当該第三者に通知される。

27.2.3 第三者へ送付された通知は IPAS システム外に置かれる。

第 28 条 期限前の実体審査の終結

省令第 15.4 項に規定される条項に従って、以下のケースにおいて実体審査は期限前に終結する：

(1) クレームされた主題の情報(解決の目的, 主題を構成する特徴)は十分でなく, 不明確で, 手短すぎ, クレームされた主題を決定することができず, 目的を達成するのに十分でなく, そして先行技術からクレームされた主題を区別できないほど一般的すぎる場合には, 出願はクレームされた発明の本質を明確に開示していない(省令第 15. 4. a(i) 項)。

例えば: クレームされた主題は現実には存在しない装置, デバイスとの結合により形成される; クレームされた主題は完成した製品であるが, そのつながりのない分離したその構成部分で記載されている; 1つのクレームに 2 以上の主題がある。

(2) クレームされた主題が保護の権利と一致しない又はクレームされた主題が知的財産法第 8 条第 1 項及び第 59 条(省令第 15. 4. a(ii) 項)(更なる詳細のために本規則第 5. 8. 1 項及び第 5. 8. 2 項を参照)に規定される条項に従って保護されない対象に属する。

(3) クレームされた主題は少なくとも 1つの保護条件を満たしていない(新規性欠如; 産業上利用可能性がない; 普通の知識に過ぎない, 例: クレームされた主題は鉄構造の表面にさび止め塗料を塗ることにより鉄構造を保護する方法である)(省令第 15. 4. a(iii) 項)。出願人に送付される通知には, 新規性, 進歩性などの他の保護条件の更なる審査をすること無く満足しない 1つの保護条件(産業上の利用可能性など)を審査官が指摘することだけで十分である。

(4) 出願人は誤りの補正, 出願の内容の説明についての通知に応答しない又は知的財産庁により要求される必要な情報を提出しない又は出願人の応答は要件を満たしていない(本規則第 25 条, 省令第 15. 4. a(iv) 項参照)。

(5) 出願人が出願の実体審査を終結することを要求した又は出願の取り下げ又は放棄を宣言した(省令第 15. 4. a(v) 項)。

上記(1)から(4)で示したケースでは, 審査官は出願人に省令第 15. 4. b 項に規定される条項に従って期限前の実体審査の終結についての通知を送付する(IPAS システムにおける様式 267)。ケース(5)では, 審査官が IPAS システムにおける様式 282 を使用してそのケースを終結する(出願の取下についての通知)。

実体審査の終結についての通知があった出願の更なる処理は省令第 15. 5 項に規定されている。

第 29 条 第三者の意見の審査

第一に, 省令第 6 条に規定された条項に従って, 審査官は以下の条件で第三者の意見を審査しなければならない。

- 出願が知的財産公報に公開された日から特許付与の決定の日前までに意見が提出されたかどうか;
- 意見が出願について実体審査期間に提出されたかどうか;
- 意見は, 特許出願権, 優先権, 保護条件(新規性, 進歩性, 産業利用可能性)及び他の関連事項(出願人に関する民事紛争を含む, 知的財産における国策に対する保護すべき対象の適切さ)などの出願についての特許の付与に関する意見かどうか;
- 意見は, 書面で行われるか, そして証明するために使用される材料又は引用された情報源が添付されているかどうか。

第三者の意見が上記条件を同時に満足していない場合, 審査官はその第三者に対して意見は処理できない又は処理されるタイプに属さない又は未だ処理するときに至っていないことについて理由を示して通知する。

第三者の意見が同時に上記条件を満たす場合、審査官は、省令第 6.2 項の規定に従って出願人に通知を送付しなければならない。

第三者の意見は同時に上記条件を満たすけれども第三者の意見は根拠がないと即座に認める理由がある場合(例:クレームされた主題が新規性の基準を満たしていないとの第三者の意見であるが、それを証明すべき情報源は出願の優先日より後に開示されている)、審査官は出願人に通知する必要はなく、第三者に対して省令第 6.3 項に規定される条項により要求されるように示された理由を添えて、その意見を審査することを拒絶することについての通知を送付しなければならない。

第三者の意見が特許出願権に関し、上記条件を同時に満たすケースでは、第三者の意見が根拠のあるものか否か審査官が決定することができない場合、審査官は第三者に対し、省令第 6.4 項の規定に従って訴訟を提起できるように通知を送付する。

第三者の意見が保護条件に関する場合(新規性、進歩性及び産業利用可能性)、審査官は出願の実体審査のための情報源としてその意見を使用し、必要であれば第三者とその意見について話すこともできる。出願の主題に対して特許が付与される場合、審査官は第三者にこれを伝える通知を送付し、第三者が特許の付与に対して反対できるように異議申立手続を案内する。

拒絶決定の後に第三者の意見が関係する出願の特許付与の拒絶の根拠として使用されたか否かについて、審査官は第三者に対して書面で通知を送付しなければならない。

第 30 条 期限前の実体審査の終結の後の出願の処理

審査官が省令第 15.4.b 項に規定される条項に従って出願人に対し期限前の実体審査の終結についての通知を送付(IPAS システムにおける通知様式 267)後:

- 省令第 15.4.b 項に規定される 2 月の期限を過ぎて出願人が書面での応答をしない場合、出願は特許を付与することを拒絶される(IPAS システムにおける通知様式 256);
- 上記で述べた 2 月以内に、出願人が書面での応答を行った場合、省令第 15.5 項に規定される条項に従ってその応答を審査する(実体審査の回復についての下記第 31 条を参照)。

第 31 条 実体審査の回復

省令第 15.5 項に規定される条項に従って、規定された 2 月以内に出願人が上記第 28 条に従って期限前の実体審査の終結についての通知に対する不服書類を提出する場合、出願人の意見に基づいて出願の実体審査の回復は実施される。

出願人の意見が十分に根拠のあるものである場合、出願実体審査は通常の手続で実施される。出願人の意見が十分に根拠のあるものでない場合、出願は特許を付与することを拒絶される(IPAS システムにおける通知様式 256)。

第 32 条 出願の再審査

32.1 特許の付与／拒絶の意図についての通知の日から特許の付与／拒絶の決定の日前までの期間内に知的財産庁へ出願人又は第三者から書面での不服申立による出願の再審査は、省令第 16.1 項に規定される条項に従って行われる。

32.2 出願人の書面の不服申立意見を受領後、審査官は出願人の不服が十分な根拠があるか否

かを審査しなければならない。

32.2.1 出願人の意見は十分な根拠がないことが明白である場合、本規則第 27.1.4 項に規定されるように特許を付与することを拒絶する決定をしなければならない(IPAS システムにおける通知様式 258)。

32.2.2 出願人の意見が十分な根拠がある場合、不服申立意見を受理した日から数えて 8 月以内に、審査官は本規則第 3 章(第 14～16 条)に規定される条項に従って出願を再審査しなければならない。

32.2.3 不服申立意見と同時に出願人が出願の補正を請求した場合、審査官は本規則第 33 条に従ってこの補正を審査しなければならない、そして補正が受け入れられる場合、本規則第 3 章(第 14～16 条)に規定される条項に従って出願を再審査しなければならない。

32.3 第三者からの書面の不服申立意見を受理したのち、審査官は本規則第 29 条に規定される条項に従って意見を処理しなければならない、意見が十分な根拠がある場合、不服申立意見を受理した日から数えて 8 月以内に、審査官は本規則第 3 章(第 14～16 条)に規定される条項に従って出願を再審査しなければならない。

第 33 条 出願の補正請求の審査

33.1 補正請求の審査には下記の内容が含まれる：

- (1) 本規則第 25 条に従った補正、補足された書類の審査；
- (2) 省令第 17.1.c 項に規定される条項に従い、補正及び補足が出願に開示された主題の範囲を拡張せず、これを超えず、そして出願における登録のためのクレームされた主題の実体を変更してはならないことを条件とした補正請求の内容の審査。

例えば：原出願のクレームされた主題は、チェーン駆動を有する駆動システムとして明細書中に開示された内容を有する「バイク用チェーン駆動システム」であり、出願中に開示される主題の主旨は駆動にチェーンを使用することである。上記したクレームされた主題に加えて、出願が「バイク用ギヤ駆動システム」とクレームした追加の主題を有するという出願の補正又は補足がなされる場合、補正又は補足は(ギヤ駆動について言及されていない)原出願に開示された主題の範囲を拡張し、出願に開示された主題の主旨(駆動の主旨)を変更(改変)することとなる。

補正が明細書における主題の保護範囲を拡張し、出願において開示された主題の主旨を変更する場合、審査官は下記のケースに従って出願人に対し通知を送付する：

- － 出願人が知的財産庁のいかなる通知への応答と組み合わせることなく自発的に補正する場合、理由を明確に記載し、新たな主題のための新規出願を提出するよう出願人に対して案内する補正請求の受理拒絶通知(通知様式無し)；
- － 補正が省令第 15.3 項に規定される条項に従って知的財産庁の要求に基づいて行われた場合、理由を明確に記載し、新たな主題のための新規出願を提出するよう出願人に対して案内する期限前の実体審査の終結に関する通知(IPAS システムにおける様式 267)；
- － 補正が省令第 15.4.a(i)，(II)，(III)項，第 15.7.a(i)項及び第 15.7.a(ii)項に規定され

る条項に従って知的財産庁の要求への書面での応答における意見と組み合わせられてなされる場合、理由を明確に記載し、新たな主題のための新規出願を提出するよう出願人に対して案内する特許付与拒絶に関する通知(IPAS システムにおける様式 256)；

33.2 クレームの補正

クレームの補正は主に、独立クレームの技術的特徴の補足又は変更を通してもたらされる独立クレームの保護範囲における変更又は独立クレームの技術的特徴の改変又は独立クレーム及びその対応する技術的特徴の主題及び主題の名称の変更；1 以上のクレームの補足又は削除；最近接先行技術と比較してクレームを限定するための独立クレームの補正；関連文献との関係を整理しなおすための従属クレームの参照部分の補正又は保護範囲を特定するための従属クレームの特徴部分の補正；に關係する。

上記補正に関して、補正クレームの主題が原明細書中に明確に開示されており、出願に開示される主題の要旨を変更しない場合、それらは容認される。

容認されるクレーム補正は以下を含む：

(1) 新規性、進歩性の欠如及び必要な技術的特徴の欠如などの原クレームの欠点を克服するためにクレームをより明確に定義するための独立クレームへの 1 以上の技術的特徴の追加は、主題を特定し、目的を達成し、最近接関連文献からその主題を区別するのに必要である。独立クレームにおいて定義される主題が現明細書中にすでに含んでいるこれらの追加する技術的特徴を有する場合、そのような修正は容認される。

(2) 保護範囲の不明確な開示、新規性又は進歩性欠如などの原クレームの欠点を克服するための独立クレームの 1 以上の技術的特徴の変更。修正クレームにおける修正された特徴は原明細書にすでに開示され、この修正された特徴の導入がクレームされた主題を構成する他の技術的特徴を変更しない場合、そのような補正は許される。

数値範囲で特定される技術的特徴を含むクレームの数値範囲の補正には、補正されたクレームの両端の数値に関わる補正が原明細書及び／又は原クレームに開示され、そして補正された数値範囲がクレームされた主題を構成する他の技術的特徴を変更しない場合、そのような補正は許される。

例えば：原クレームにおける温度が 20℃から 90℃である。20℃～90℃間の特定の温度の 40℃、60℃及び 80℃が当初の明細書及び／又はクレームに開示される場合、補正クレームにおける 60℃～80℃又は 60℃～90℃の範囲への上記明記された数値範囲の補正は許される。

(3) 特定される技術的解決が出願の原明細書に開示されている独立クレームの追加。

(4) 当初の原独立クレーム及び他の独立クレームとの間の発明の整合性の欠如、クレームにおいて同じものの反復による簡潔性の欠如又はクレームが明細書に十分に支持されていないなどの欠点を克服するために 1 以上のクレームを削除すること。

(5) 関連最近接先行技術による独立クレームの限定。

(6) 当初開示された具体例がより正確になるように参照の欠点を克服するための従属クレームの参照部分の補正。

(7) 特定の又は当初開示された具体例がさらに正確になるように従属クレームの保護の範囲を明確に特定するための従属クレームの特徴部分の補正。補正が明細書において開示される内容の範囲を広げず、原出願に開示される主題の主旨を変更しない場合、補正は容認される。

(8) クレームから非技術的特徴の削除(広告、商業情報など)。

上記で述べたケースは容認されるケースである。しかしながら、上記補正がなされたのち、審査官は、補正されたクレームが知的財産法及び省令の他の条件又は要件を満たすか否か審査を継続する。特許を付与することを拒絶する意図に関する通知への応答においてなされた補正には、審査官は、補正されたクレームは通知において述べた欠点を克服しているか、補正が他の欠点を加えているか否かを審査しなければならない。出願人自身により自発的になされた補正には、審査官は、知的財産法及び省令の条件又は要件に合致しない欠点がないかを審査する。

33.3 明細書及び要約の補正

明細書に係る補正には 2 つのタイプがある：知的財産法及び省令の条件又は要件を満たしていないことによる明細書自体の欠点の補正及び変更クレームに応じてなされる補正。

容認される明細書及び要約の補正は以下を含む：

- (1) クレームされた主題を簡潔かつ正確に名付けるためになされた発明の名称の補正。独立クレーム主題が製品、方法及びデバイスである場合、それらは発明の名称に表現されていなければならない。
- (2) 発明が関係する技術分野の補正。「背景技術」において言及される発明が関係する技術分野は、国際特許分類(IPC)において示される分野に従って示される。公衆及び審査官が発明及び関係する技術を明確に理解するのに役立つように、出願人は最も詳細な IPC 分類に従った関係する対応分野によって発明の技術分野を補正することが許される。
- (3) クレームされた主題に応じた背景技術の部分補正。クレームが省令第 23.6(i) 項に従って 2 つの部分である場合、限定部分において示される先行技術に関する内容は明細書の「背景技術」に表示されていなければならない。先行技術を示す文献が引用されていなければならない。調査を通して審査官が当初明細書中に出願人により引用された先行技術より近接する技術的要旨を有する関連文献を見出した場合、出願人は関係する情報を追加することにより明細書を補正し、その文献を引用することが許される。同時に先行技術に関係しない記述内容は削除されなければならない。実際、補正はクレーム及び明細書に記載されていない内容を明細書に導入したことに注意が必要である。しかしながら、この補正は先行技術に関係するのみで発明自体には関係せず、追加した内容は出願前に公衆に知られていた技術的解決であるので、これらは容認される。
- (4) 明細書における発明の恩恵(効果)に関する内容の補正。原明細書が技術的特徴を明確に記載しているが技術的特徴の恩恵を明確に示しておらず、そして出願の原明細書から当業者により直接的かつ明瞭に決定される場合にのみこの補正は許容される。
- (5) (「方法」及び「デバイス」を含む)原クレームにおいてのみ示された主題の(「デバイス」のみ含む)原明細書への追加は保護範囲の拡張とは見なされない。
- (6) 「図面の簡単な説明」の補正。明細書には図面はあるが、「図面の簡単な説明」が欠如する場合、この記載の追加によりなされる補正は許容される。「図面の簡単な説明」が明確でない場合、出願の内容に従ってこれを修正することは許容される。
- (7) 1 以上の図面の修正。この修正は、のちに明細書に導入される図面上の不要な語、用語及び注釈の削除に係る；明細書における参照記号に応じた図面の参照記号の補正；図面の簡単な説明が明確な場合、図のいくつかの部分の十分明確な構造を提供する目的でこれらの部分の拡大図を追加することは許容される；図面がアラビア数字で番号付けされるように行

われる補正を含む。先行技術の図の追加又は原図面中にすでに存在する先行技術の図の最も近接する技術的要旨を有する別の解決の図への置き換えは許容される。

(8) 要約の補正。この補正は、発明の名称及び発明が扱う技術分野を表示するための要約の補正；解決すべき技術的課題の提示、発明及び主用途を通じたその課題の解決の要点；商業広告情報の除外；発明の技術的特徴によって発明を最も特徴づけるように要約とともに公開のための選択図面の置き換え；に關係する。

(9) 文法、言語又は綴りなどの当業者が理解する明白な誤りの修正。

33.4 許容されない修正、追加

原則として、出願書類の補正及び補足は、以下のケースにおいては第 17.1.c 項に規定される条項に従っていないと見なされる：

- 補正した出願のクレームされた主題が原出願中に含まれていない；
- 補正した出願のクレームされた主題が原出願により完全には支持されていない技術的特徴を含む；
- 補正した出願において示される主題の主旨が原出願に含まれる主題と異なっている；
- 補正した出願において当業者が見出した情報が原明細書に含まれた情報と異なっており、その情報は原出願中の情報から直ちにかつ直接的には決定できない。

33.4.1 許容されない追加

以下の追加は許容されない。

- (1) 原明細書(図面を含む)及び／又は原クレームから直ちにかつ直接的には決定できない技術的特徴のクレーム及び／又は明細書への導入。
- (2) 発明を明確に開示するために又はクレームを十分に開示するための原明細書(図面を含む)及び／又は原クレームと直ちにかつ直接的には決定できない情報の追加。
- (3) 追加される内容が、図面に示される寸法要素を使用することにより得られる寸法要素に關係する技術的特徴である。
- (4) 出願の当初の書類に記載されていない追加された部分／要素が原出願に含まれない特別の効果という結果になる。
- (5) 当業者が原出願からは決定できない効果(恩恵)の追加。

33.4.2 許容できない変更

以下の変更は許容されない：

- (1) 開示されていないか原明細書から直ちにかつ直接的には決定できないクレームの技術的特徴の変更。

例 1

原クレームの主題は自転車のブレーキであり、出願人はクレームを乗物のブレーキに変更した。変更されたクレームにより決定された技術的解決が原明細書から直接的に決定できない場合、修正は許容されない。

例 2

出願の原明細書からは直接的には決定できない構成要素又は「手段＋機能表現」による特徴を有する部分の名称の置き換え。この修正は許容されない。

(2) 確定できない内容を確定できる特定の内容に変更することによる新規の内容(事項)の導入

例えば、出願は高分子化合物の合成に係る。原明細書には「高温」で実施される重合反応について示すのみであった。審査官から提示された参照文献中に類似する反応が 40℃の温度で行われることを出願人が見出し、出願人は「高温」を「40℃より高い温度」と修正したとする。

「40℃より高い温度」は「高温」の範囲に属するけれども、出願の原明細書から「高温」が「40℃より高い温度」を意味すると当業者が結論することはできない。したがって、この修正は出願への新規事項の導入である。

(3) 原出願において互いの関係は示されていないのに原出願の個々の特徴を組み合わせる新たな特徴にすること。

(4) 技術的特徴を原明細書に示した技術的特徴と異なるようにするための明細書におけるある特徴の修正。

例 1

本発明は積層体に関し、出願明細書は積層構造の種々の具体例に係る。具体例の 1 つに応じた積層体はポリエチレンからなる外層を有する。出願人がこの外層をポリプロピレンからなる層に変更又は修正する場合、変更の後、この積層体は原明細書に記載された積層体と完全に異なっているからこの変更は許容されない。

例 2

原明細書において決定された温度は 10℃又は 300℃であり、その後この記載は 10℃-300℃の範囲に修正された。出願の原明細書における記載された内容からこの範囲が直ちにかつ直接的に決定できない場合、この変更は許容されない。

例 3

原明細書において、組成物の特定成分は 5%又は 45-60%の範囲にあると示され、その後 5-60%の範囲に修正された。この成分の範囲が出願の原明細書に記載されたことから直ちにかつ直接的に決定できない場合、この変更は許容されない。

33.4.3 許容されない除外

提案する目的を達成するためにクレームされた主題に一つの技術的特徴が必要であるクレームからのこの特徴の除外及び／又は他の特徴を変更するこの特徴の除外。

33.5 出願の分割

分割出願は期限内に知的財産法第 115 条及び省令第 17.2 項に規定される条項に従って提出されなければならない。

分割出願は次の要件を満たしていなければならない。

(1) 分割出願は、原出願の番号；願書；明細書；要約書；料金受領書及び委任状(出願が代理人を通して提出される場合)を示す申請書を添えて提出されなければならない。

(2) 分割出願にクレームされた主題は原出願に含まれていなければならない。

(3) 分割出願にクレームされた主題は分割後の原出願にクレームされた主題と異なっていなければならない。

(4) 分割出願は、明細書に開示された内容を超えて保護の範囲を広げてはならず、また原出願に示された主題の主旨を変更してはならない。

33.5.1 分割出願の公開

分割出願は省令第 17.2 項に記載される条項に従って公開される。

33.5.2 分割出願の審査

(1) 分割出願の方式審査の期限は、願書に押された出願受理の刻印に示された知的財産庁が分割出願を受理した日から数えて 1 月である。

(2) 分割出願の実体審査の期限は、通常出願の実体審査期限として決定される。

(3) 分割出願は出願人に通知されなければならない以下の欠点(しかしこれらに限られない)を有するかもしれない：

(i) 分割出願の技術的解決が原出願に含まれていなかった；

(ii) 分割出願は、分割出願において示されるクレームされた主題が原出願に含まれていたかどうか決定できない又は原出願から分割された技術的解決が原出願に示された技術的解決中のどれであるかを決定できないというほどに情報が未だ不足している；

(iii) 分割出願は、明細書に開示された内容を超えて保護範囲を広げ、原出願に示された主題の主旨を変更している；

(iv) 分割出願の出願人は原出願の分割を行う権利を有していない。

(4) 出願人は分割出願を行ったが、分割出願のクレームされた主題は原出願のクレームに含まれておらず、また原出願に補正も補足もない場合、分割出願におけるクレームされた主題は原出願中に含まれており、分割出願は明細書に開示された内容を超えて保護範囲を広げるものではなく、そして原出願に示された主題の主旨を変更するものではないことを明らかにするために、分割出願にはクレームされた主題の記載及び提出された原出願と比較して分割出願の変更された内容が添付されていなければならない。

(5) 分割出願及び／又は原出願では、出願のクレームに示される主題と無関係な内容を削除することにより出願のクレームに示された主題に従って出願の(図面を含む)明細書を修正することができる。

33.6 出願の変更

変更出願は、期限内に、知的財産法第 115 条及び省令第 17.3 項に規定される条項に従って提出される。

出願を変更するために、いずれのケースにおいても、出願人は、原出願の番号、願書、明細書、要約書、料金受領書(必要な場合)及び委任状(出願が代理人を通して提出される場合)を示す変更出願を申請する書類を含む変更出願を提出しなければならない。

変更出願には、原出願の出願日又は優先日(該当する場合)を付けて新たな出願番号が付与される。

原出願(変更後)は変更申請提出時に取り下げられたものと見なされる。

原出願が有効として受理されているが未だ公開されていない時点で変更出願申請が提出される場合、変更出願は原出願に代わって公開される。

発明特許出願が進歩性の要件を満たしておらず、実用新案特許出願へ出願の変更を申請する場合、実用新案特許を付与されるために、この変更出願に示される解決は、知的財産法第 58 条に規定され、そして本規則第 28 条に示される常識ではない基準に合致していなければならない

ない。

原出願に含まれるクレームされた主題の 1 又はいくつかを変更するために、原出願はまず分割出願に分割されなければならない、それから(分割後の)原出願又は(変更すべきクレームされた主題を有する)分割出願が変更される。

第4章 国際出願の手続

第34条 ベトナムを指定した又は選択して国内段階へ移行した国際出願の手続

34.1 手続

ベトナムを指定又は選択して国内段階へ移行した国際出願の手続は省令第27.4項、第27.5項、第27.6項、第27.7項、第27.8項、第13.4.b項及び第14.2.a(ii)項(省令第27.5.a項に示されるベトナムを選択するための期限は条約により19月ではなく22月に改正されたことに注意すること)及び通常の国内出願に規定される他の条項に従って行われる。

34.2 保護の種類

国内段階に移行した国際出願は、出願人の請求により発明特許又は実用新案特許として保護され得る。

34.3 国内段階に移行した国際出願の有効性の審査

34.3.1 国際出願がベトナムを指定することなしに国内段階に移行する又は出願人がベトナムに指定されていない場合、出願はベトナムにおいて有効ではない。

34.3.2 国際段階において国際出願の取り下げ通知、国際出願の見なし取り下げ通知、ベトナム指定の取り下げ通知があった場合、この国際出願はベトナムでは無効である。

34.3.3 国際出願が有効でない又はベトナムで無効である場合、審査官は理由を示して方式上の無効を意図した通知(IPAS システムにおける方式上の無効を意図した通知形式225)を発行しなければならない。

34.4 国内段階に移行した国際出願の願書における情報と出願の他の書類における情報との同一性の審査

審査官は、出願人及び発明者の名称及び住所、国際特許分類、国際出願についての情報のついた願書における優先権に関する情報を審査し、国際段階での記録された補正の通知又は権利の譲渡、相続証明又は出願人の補正のための申請がない場合、審査官は、出願人が見解を述べ又は補正ができるように理由を示して方式上の無効を意図した通知(IPAS システムにおける方式上の無効を意図した通知形式225)を発行しなければならない。

34.5 翻訳の審査

審査官は、国際出願の国際公開公報、修正版、条約第19条及び／又は第34条(2)に従った補正のための説明書類、国際予備審査報告の付属物(ベトナムを選択し、国際予備審査を請求した国際出願の場合)の十分な数の翻訳があるかどうかを確認し、それらのベトナム語翻訳の同一性を審査しなければならない。欠陥が存在する場合、審査官は、出願人が見解を述べ又は補正を行えるように理由を示して方式上の無効を意図した通知(IPAS システムにおける方式上の無効を意図した通知形式)を発行しなければならない。

34.6 実体審査のための明細書及び要約

34.6.1 国際出願が、国際段階及び国内段階で明細書も要約も補正なしで国内段階に移行した場合、国際出願のベトナム語明細書及び要約は実体審査のための明細書及び要約に使用される。

34.6.2 国内段階に移行した国際出願が国際段階で明細書又は要約に 1 回以上の補正を有するが、国内段階では明細書及び要約の補正がない場合、出願人により他に示されない限り、補正された最後の対応する部分と組み合わせた国際公開公報の翻訳が実体審査のための明細書及び要約に使用される。

34.6.3 国内段階に移行した国際出願が国内段階で明細書又は要約に 1 回以上の補正を有する場合、実体審査のための明細書及び要約は最後に補正された明細書及び要約である。

34.7 早期処理

国際段階で公開されていないときに国際出願が出願人の求めにより国内段階への早期移行を請求するケースでは、出願人は受理官庁の証明のついた国際出願の願書のコピー及び明細書のコピー、当初出願された原要約をベトナム知的財産庁に提出しなければならない。審査官は、願書における情報と国際出願の情報との同一性を審査しなければならない。原明細書及び当初提出された要約のベトナム語翻訳の同一性を審査しなければならない。

34.8 処理期限

34.8.1 委任状及び／又は(もしあれば)国際段階での権利の譲渡書を付けて優先日から数えて 31 月以内に提出された国内段階へ移行した国際出願の方式審査の期限は、優先日から数えて 32 月目の初日から数えて 1 月である。

34.8.2 委任状及び／又は(もしあれば)国際段階での権利の譲渡書を付けて国内段階へ移行する優先日から数えて 31 月の後で 34 月以内に提出された国内段階へ移行した国際出願の方式審査の期限は、その書類の提出日から数えて 1 月である。

34.8.3 委任状及び／又は(もしあれば)国際段階での権利の譲渡書を付けずに国内段階へ移行する優先日から数えて 34 月以内に提出された国内段階へ移行した国際出願の方式審査の期限は、優先日から数えて 35 月目の初日から 1 月である。

34.8.4 国内移行した国際出願の実体審査の期限は通常の国内出願の場合と同じである。

第5章 いくつかの管理上の規定

第35条 記録及び書類の送付、受理及び管理

35.1 登録局から書類を受領した場合、事務職員は出願書式上の一覧表に従って出願に含まれるすべてのタイプの書類を確認しなければならない。いずれかの書類が欠けている場合、登録局の責任者に報告しなければならない。出願に添えられた書類に出願番号が付いている場合、この番号はファイル表紙上の出願番号と一致していなければならない。登録局から送付された書類が係属する出願ファイルの書類である場合、これらの書類は特定の出願番号を付けて受理印が押されていないといけない。

35.2 出願ファイル及び書類を特許局の審査官にもしくは登録局の職員に渡す場合、事務職員は受取人に受理の署名をするよう求めなければならない。

35.3 事務職員は、ベトナム知的財産庁の規則に従って組織内の専門部から受け取ってからそのユニットの個人に渡すまで、あるいはその逆までファイル及び書類を手渡す責任がある。

第36条 審査官の職務及び責任

36.1 本規則の内容に従って割り当てられた出願の方式審査、特許分類(該当する場合)、調査及び実体審査に関する結果についての全ての職務を実施し、責任を負う。必要な場合、審査官はベトナム知的財産庁の情報センターに係属中の出願に関する調査及び海外情報を要求することができ、そしてその場合、審査官は出願審査を行うために完全にその情報に基づくことができる。

36.2 出願の審査結果に関する通知を起草する。

36.3 審査手続中に出願人と直接意見交換する。

36.4 本規則第29条に従って係属中の出願に関する第三者からの意見を精査し処理する。

36.5 期限前の実体審査の終結(第30条)、実体審査の回復(第31条)及び出願の再審査(第32条)についての通知発行後に出願処理規定に従って出願を審査する。

36.6 係属中の出願に関する出願人の不服の訴えを処理し、その法的状況を審査する。

36.7 割り当てられる仕事の結果に対する部局の長(又は権限ある者)へ責任を持つ。

36.8 知的財産庁及び関係部の規則に従って公開、登録容認又は拒絶のファイルを完全なものにする責任を取る。

36.9 知的財産庁の規則に従って割り当てられたファイルを管理する。知的財産法第111条の規定及び2008年10月23日知的財産庁長官指針No. 2095/SHTT-TCCBに従って出願に関する全ての情報を秘密に保つ。

第 37 条 リーダーの職務及び責任

37.1 承認のために部局の長へ提出する前に、審査結果(特許分類結果及び調査結果を含む)、不服処理結果、法的状況の審査結果、通知の伝達を確認する。

37.2 出願に関する全ての情報を、その情報の公表が承認されるまで秘密に保つ責任を有する。

37.3 グループ内の審査官により実施される仕事が適時に行われることを監視し、確保にする。

37.4 そのチームの審査官の仕事の結果について長官に対して責任を持つ。

第 38 条 部局の長(又は権限を与えられた者)の義務及び責任

38.1 審査官へ出願を割り当て、長官に代わって出願人及び／又は関係する第三者との連絡文書について承認し署名する。

38.2 出願処理の品質を確保し、その向上を確実にするために、管理し、督促し、必要な場合には行政処置を講じる責任を持つ。必要な場合には出願は審査官から別の審査官へ移す。

38.3 出願に関する全ての情報を、その情報の公表が承認されるまで秘密に保つ責任を持つ。

38.4 出願の審査、さらには不服申立に対する部の職務の最終結果について局長(又はその委任者)に対して責任を持つ。

第 39 条 知的財産庁のユニット間の調整を行う責任

39.1 知的財産庁の全ての個人及びユニットは、業務を調整し、割り当てられた職務実施し、期限内に規則に合致し、業務の品質を確保し、最もよい可能な作業条件を提供するために必要な設備及び技術的構造基盤を確保する責任がある。

39.2 知的財産庁のユニット間の業務の交流及び調整は、知的財産庁長官 2008 年 10 月 27 日の決定 No. 1758/QD-SHTT に従って発行された知的財産庁の業務規則に従う。

第6章 実施規定

第40条 発効

40.1 本規則は、特許庁の1998年12月16日付け出願の方式審査及び出願公開についての暫定規則 No. 1111/PCQL 及び知的財産庁の1992年10月10日付け特許及び実用新案審査規則 No. 380/XNSC を置き換える。

40.2 本規則はその署名日から有効となる。全ての係属する出願は本規則に従って処理される。